

令和 2 年度 短期大学機関別認証評価
自 己 点 檢 評 價 書
[日本高等教育評価機構]

令和 2(2020) 年 7 月
作陽短期大学

目 次

I . 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等	1
II . 沿革と現況	3
III . 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	17
基準 3. 教育課程	41
基準 4. 教員・職員	55
基準 5. 経営・管理と財務	68
基準 6. 内部質保証	77
IV . 短期大学が独自に設定した基準による自己評価	83
基準 A. 大学の教育研究機能を生かした社会貢献	83
V . 特記事項	87
VI . 法令等の遵守状況一覧	88
VII . エビデンス集一覧	94
エビデンス集（データ編）一覧	94
エビデンス集（資料編）一覧	94

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

作陽短期大学（以下、「本学」という）の建学の精神は「大乗仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」であり、「慈悲と智慧」と「以和為貴」（和をもって貴しとなす）、「以礼為本」（礼をもって本となす）の精神を具えた清淨で円満な人格の持ち主の育成を目指している。

本学が学是として掲げる「念願は人格を決定す 繼続は力なり」という教育理念は、「慈悲と智慧」及び「和と礼」を身に付けた立派な人間になることへの他者からの願いに気づき、一途にそれに応え続けていく姿勢からその人の本当の人格が生まれる、という認識に基づいている。

創立者の松田藤子は、若くして尾道実科女学校の教頭をしていたが、母の影響を受け仏教への信仰の篤い人であった。学校に勤めるかたわら、著名な宗教家である住岡夜晃につき大乗仏教の教義を学んでいた。同時に、わが国の学校教育が技術と知識の伝授に偏り、心の教育が軽んじられる傾向にあることを憂いていた。創立者は、人生の意義を教え、いかなる境遇にあっても、強く、正しく、明るく生きぬく力を与え、感謝とよろこびの人生に導くのは仏教であると悟り、若い学生にとって仏教を通した心豊かな人間形成が最も大切なことと考えた。そこで、建学の精神を「大乗仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」とする学校設立を決断し、大乗仏教に基づいた「念願は人格を決定す 繼続は力なり」のことばを学是に掲げて、津山女子高等技芸学院を、昭和 5(1930)年 4月岡山県津山市に設立した。

創立者の「み仏の教えは心の糧であり、真の人間形成の指針となるものである。真理を求めて、永遠の幸福とは何かを尋ね、人生生活を、強く、正しく、明るく生き抜き、逆境の中にも恩寵を見出し、無碍の一一道と、喜びと感謝に満ちた人生は、若い日に聖賢の教えを聞くことにより実現できる」<出典：松田藤子著「真理への道」>との強い信念から、学校法人作陽学園（以下、本学園という）は宗教的情操教育を行うことを目的に創立されたものである。

2. 使命・目的

本学の使命・目的については、作陽短期大学学則において、下記のように具体的かつ明確に規定している。

作陽短期大学学則 第1章総則第2条

教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、次のとおり目的を定める。

本学は、大乗仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養するという建学の精神に則り、深く専門の学芸を教授研究して、心豊かに生きいきと生きる職業人を育成し、学術の中心として社会の発展に寄与することを目的とする。

建学の精神を基とした本学の使命については、さらに平成18(2006)年3月に上記の学則

の内容を簡潔にしかも分かりやすく「菩薩道を歩むプロの養成」と表現することとし、「学校法人作陽学園寄附行為細則」第2章第5条に明文化した。

「菩薩道を歩むプロ」とは、学是を具現化した姿であり、自己の人格を磨き、他者への思いやり、献身、布施ができる「心豊かにいきいきと生きる職業人」を意味している。

3. 本学の個性・特色等

本学園の建学の精神は「大乗仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養する」であり、人間教育と同時に、優れた知識と技能を有する職業人を養成する専門教育を担うことが求められている。

本学の個性・特色の第一は、建学の精神に基づいた人間教育である。

建学の精神である「大乗仏教に基づく豊かな人間性の涵養」については、「アセンブリー・アワーI、II」「宗教I、II、III、IV」の必修科目で講義を行い、理解と定着を促している。

さらに「アセンブリー・アワーI、II」では、月に1度、月例集会を開き、学長自ら新入生に直接講話をを行っている。また、年に1度、創立者と物故された教職員の追悼のために「報謝の集い」と称する音楽法要を開催しており、厳粛な雰囲気の中で、参会者が「生かされている」ということへの感謝と畏敬の念を共有することとしている。そのほか、入学式、卒業式等の学校行事においても、学長が建学の精神に関わる講話や挨拶を行っている。このように、学生にとっては授業にととまらず、折に触れて建学の精神の理解を一層深める機会が設けられている。

「宗教」の授業については、これまでこの授業だけでは建学の精神を十分理解しないまま卒業する学生がいたことから、「菩薩」の「六度の行」に通じる最も基本的な行いとして、「挨拶」「掃除」「合掌」を日頃の実践目標とし、自利利他を心がけ、明るく、元気にいきいきと生きる菩薩道の実践に務めることを具体的に指導している。

教職員に対しては、「新入教職員研修会」「FD(Faculty Development)&SD(Staff Development)全教職員会議（以下、「FD&SD 全教職員会議」という）」並びに建学の精神にかかるレポート作成により理念の共有化を図っている。

本学の個性・特色の第二は、特色ある専門教育である。

本学は、併設のくらしき作陽大学（以下「併設大学」）と密接に連携して、充実した指導陣による個人実技などの実技指導をはじめとして、専攻制に基づく音楽、幼児教育に関する多様で高度な専門教育によって、多くの演奏家や音楽教育者、保育者を育て、音楽と幼児教育を通じて地域と連携し文化、教育の向上に貢献してきた。

特に音楽教育に関しては併設大学音楽学部とともに、ロシア国立モスクワ音楽院（ロシア）、カーセイジ大学（アメリカ）などの海外の大学との連携により、優れた音楽家・指揮者を招聘するなど質の高い教育研究を行ってきており、これは本学園の音楽教育の長い歴史に裏打ちされた伝統的特色である。

本学の個性・特色の第三は、教育研究機能を活かした地域貢献である。本学を含め、本学園を構成する併設大学の音楽学部、食文化学部、子ども教育学部等の専門分野は、いずれも人間生活を送る上で大切な分野である。本学の音楽専攻、幼児教育専攻とも専門分野

の教育研究を生かしながら、倉敷市や近隣の総社市を中心に、併設大学とともに地域と密着した社会貢献活動を行っている。

本学では「演奏芸術センター」を設置し、学内外で数多くの演奏会を開催している。岡山県内唯一の音楽学科を有する短期大学として、併設大学音楽学部と協力して、倉敷美観地区で数多く開催していた「倉敷館コンサート」への学生・教員・卒業生の出演、地域の学校や各種団体からの依頼を受けての出張演奏、各種音楽団体への指導、地域で開催される各種コンクールの審査等、音楽を通して多様な地域貢献を続けてきた。また、学内の音楽施設を自治体や地域住民、音楽団体等へ開放しており、吹奏楽コンクール等の会場としても利用されている。

さらに本学では、「子ども教育研究センター」を設置しており、幼児教育・保育や特別支援教育、子育て支援に関する地域の教育委員会や学校での各種研修・教育相談・講演会等を実施しているとともに、併設大学の子ども教育学部附属児童文化部「ぱれっと」による人形劇の出張公演や、地域開催行事へのボランティア活動に本学の教職員や学生も積極的に参加している。

また倉敷市からの依頼により、平成 25(2013)年 2 月 14 日に地域子育て支援拠点（ひろば型）として、さくよう森の広場「どんぐりっこ」を開設した。

さらに、平成 26(2014)年に「さくよう子育てカレッジ」を立ち上げ、岡山県から「おかやま子育てカレッジ」に指定され、その子育て支援事業の一環として「どんぐりっこ」事業は組み込まれている。このように本学では、子ども教育や子育て支援の地域ネットワークづくりと、幼児教育に関する実践研究の成果を地域貢献に生かしている。

上述したような附属センターの教育研究の特色を生かした地域貢献活動に加えて、平成 22(2010)年度からは全学組織として学内に「地域・学校連携委員会」を組織し、倉敷市玉島地区を中心とした子どもと保護者のための「さくようキッズキャンパス」事業なども開催している。

加えて、平成 23(2011)年には併設大学と総社市の間で連携協力に関する協定書を締結し、学校現場での巡回コンサートや学校支援ボランティア、市役所へのインターンシップ、市民向けコンサート等、さまざまな分野において連携を深めてきた。平成 26(2014)年には上記連携協定に加えて、本学と総社市との間でも連携協力に関する協定を結び、音楽・教育・文化・まちづくりの分野において連携・協力していくことで地域社会の持続的な発展と人材育成に寄与している。

これらの地域貢献活動は、教育研究成果の地域への還元というだけではなく、本学の使命である菩薩道の実践でもある。

以上、本学の個性・特色は、建学の精神を生かした人間教育と、特色ある専門教育、並びに教育研究機能を活かした地域貢献の 3 点である。

II. 沿革と現況

1. 本学園の沿革

本学園は、昭和 5(1930)年 4 月に岡山県津山市に津山女子高等技芸学院の名称で創立したことに始まり、教育は松田藤子が、経営は夫の松田信夫が責任を持ってあたった。

昭和 25(1950)年頃から、全国に実学を中心とした修学年限 2 年の短期大学が全国各地で

創立されはじめたが、本学園は、昭和 26(1951)年に岡山県では最初の短期大学として家政科を設立した。

昭和 41(1966)年 4 月には、4 年制の作陽学園大学を音楽学部のみの単科大学として併設。その後作陽音楽大学に改称し発展してきた。平成 8(1996)年 4 月に、倉敷市の誘致により現在の倉敷市玉島地区に移転し（作陽短期大学音楽科も同時に移転）、平成 9(1997)年 4 月に、くらしき作陽大学に改称するとともに、食文化学部を設置した。平成 20(2008)年 4 月には、子ども教育学部を新たに設置し、現在、音楽学部、食文化学部、子ども教育学部の 3 学部の構成で、教育・研究と社会貢献を推進している。さらに平成 22(2010)年 4 月には、大学院音楽研究科を設置した。平成 25(2013)年 4 月には、くらしき作陽大学附属幼稚園を設置（平成 27(2015)年 3 月廃止）し、平成 27(2015)年 4 月、同幼稚園をくらしき作陽大学附属認定こども園（幼保連携型認定こども園）へと移行した。

本学園の一翼である作陽短期大学は、現在は音楽学科のみの単科短期大学となったが、過去に家政学科、幼児教育学科、情報処理学科を設置していた経緯があり、併設大学音楽学部、食文化学部、子ども教育学部は本学が培ってきた教育実績を基盤としている。

現在、西日本唯一の音楽単科短期大学として、凝縮された 2 年間の教養教育と専門教育を提供し、平成 27(2015)年 4 月には音楽学科を音楽専攻と幼児教育専攻に分離したことにより、併設大学の音楽学部、子ども教育学部との強い関係を活かした教育を行っている。また、多様な演奏会や子ども達とふれあうボランティア活動を通じて、地域密着型の短期大学を目指している。

以下に本学園の沿革について時系列で示す。

本学園の沿革		
昭和 5(1930)年	4 月	津山女子高等技芸学院を津山市南新座に創立
昭和 11(1936)年	3 月	文部大臣認定の甲種中等学校に昇格
昭和 19(1944)年	4 月	岡山県作陽女子商業学校と改称
昭和 21(1946)年	3 月	財団法人設立認可
昭和 22(1947)年	4 月	岡山県作陽中学校設置
昭和 23(1948)年	4 月	岡山県作陽女子高等学校と改称
昭和 25(1950)年	12 月	学校法人作陽学園設立
昭和 26(1951)年	4 月	岡山県作陽中学校募集停止
昭和 26(1951)年	4 月	作陽短期大学設立
昭和 38(1963)年	4 月	岡山県作陽女子高等学校を岡山県作陽高等学校に改称
昭和 41(1966)年	4 月	作陽学園大学設立
昭和 43(1968)年	4 月	作陽学園大学を作陽音楽大学に改称
昭和 50(1975)年	4 月	作陽音楽大学音楽学部に教育音楽学科教育音楽専攻、幼児教育専攻増設
昭和 62(1988)年	4 月	作陽短期大学に情報処理学科設置
平成 8(1996)年	4 月	作陽音楽大学・作陽短期大学音楽科を倉敷へ移転
平成 9(1997)年	4 月	作陽音楽大学をくらしき作陽大学に改称

平成 9(1997)年	4月	くらしき作陽大学に食文化学部設置
平成 11(1999)年	3月	作陽短期大学家政学科、幼児教育学科廃止
平成 11(1999)年	6月	チャイコフスキイ記念ロシア国立モスクワ音楽院と芸術文化交流協定の締結
平成 14(2002)年	4月	くらしき作陽大学食文化学部にフードシステム学科、栄養学科増設
平成 15(2003)年	9月	作陽短期大学情報処理学科廃止
平成 20(2008)年	4月	くらしき作陽大学に子ども教育学部設置
平成 21(2009)年	4月	くらしき作陽大学食文化学部食生活学科を現代食文化学科に改称
平成 21(2009)年	4月	くらしき作陽大学食文化学部フードシステム学科を食産業学科に改称
平成 21(2009)年	4月	作陽短期大学音楽科を作陽音楽短期大学音楽学科に改称
平成 22(2010)年	4月	くらしき作陽大学に大学院音楽研究科設置
平成 25(2013)年	4月	くらしき作陽大学音楽学部音楽教育学科の募集停止
平成 25(2013)年	4月	くらしき作陽大学音楽学部音楽学科の定員変更
平成 25(2013)年	4月	くらしき作陽大学子ども教育学部子ども教育学科の定員変更
平成 25(2013)年	4月	くらしき作陽大学附属幼稚園を設置
平成 26(2014)年	3月	くらしき作陽大学食文化学部食産業学科廃止
平成 27(2015)年	3月	くらしき作陽大学附属幼稚園廃止
平成 27(2015)年	4月	くらしき作陽大学附属認定こども園を設置
平成 27(2015)年	4月	作陽音楽短期大学音楽学科を音楽専攻と幼児教育専攻に分離
平成 29(2017)年	3月	くらしき作陽大学音楽専攻科廃止
平成 31(2019)年	3月	くらしき作陽大学音楽学部音楽教育学科廃止
令和 2(2020)年	4月	作陽音楽短期大学を作陽短期大学に改称

2. 本学の現況

- ・短期大学名 作陽短期大学
- ・所在地 〒710-0292 岡山県倉敷市玉島長尾 3524
- ・学科構成 音楽学科
- ・学生数、教員数、職員数 (令和 2(2020) 年 5 月 1 日現在)

1) 学生数

学年	音楽学科		
	男	女	計
1年	12	56	68
2年	7	39	46
計	19	95	114

2) 教員数

	音楽学科		
	男	女	計
教授	3	3	6
准教授	3	0	3
講師	1	1	2
助教	1	0	1
計	8	4	12

3)職員数

職名	男	女	計
正職員	1	1	2
嘱託職員	1	0	1
臨時職員他	1	0	1
計	3	1	4

※法人所属の職員を含む

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、「学校法人作陽学園寄附行為細則」第2章第2条において、建学の精神を「大乗仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を備えた人材を育成する」と明記し、第3条に学是を「念願は人格を決定す 繼続は力なり」、第5条に使命を「菩薩道を歩むプロの養成」と明文化している。

本学の使命・目的については、「学校法人作陽学園寄附行為細則」に基づき、作陽短期大学学則において、下記のように具体的かつ明確に規定している。

使命・目的
<p>作陽短期大学学則第1章総則第2条 「本学は、大乗仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を涵養するという建学の精神に則り、深く専門の学芸を教授研究して、心豊かに生きいきと生きる職業人を育成し、学術の中心として社会の発展に寄与することを目的とする。」</p>

本学の教育目的については、学科・各専攻単位で下記のように、具体的かつ明確に定めている。

作陽短期大学音楽学科の教育目的
<p>建学の精神に基づく人間教育のもと、音楽に関する豊かな感性と専門性をもって地域の文化や教育の向上のため心豊かに生きいきと生きる職業人を養成する。</p> <p>＜音楽専攻＞</p> <p>音楽文化の教育研究を通して、豊かな感性と高い専門性をもつ心豊かな人材を養成する。</p>

＜幼児教育専攻＞

幼児教育と音楽文化の教育研究を通して、豊かな感性と専門性をもつ心豊かな保育・幼児教育に従事する人材を養成する。

＜エビデンス集(資料編)＞

【資料1-1-1】学校法人作陽学園寄附行為 【資料F-1と同じ】

【資料1-1-2】学校法人作陽学園寄附行為細則

【資料1-1-3】作陽短期大学学則 【F-3と同じ】

1-1-② 簡潔な文章化

「学校法人作陽学園寄附行為細則」第2章に明記しているように、建学の精神と教育理念、大学の使命について以下の通り表して浸透を図っている。

① 建学の精神	「大乗仏教に基づく宗教的情操教育により豊かな人間性を備えた人材を育成する」
② 教育理念（学是）	「念願は人格を決定す 繼続は力なり」
③ 本学の使命	「菩薩道を歩むプロの養成」

これらのことばは「本学ホームページ」「学生便覧」「教職員便覧」等に掲載し、周知を図っている。

また、1年生必修科目「アセンブリー・アワー」で使用するテキスト「まはーやーな」において、本学の使命・目的及び教育目的、創立者のことば等を簡潔に文章化し、示している。さらに入学式、卒業式、追悼法要「報謝の集い」等の学園行事における学長挨拶においても、建学の精神への理解が得られるよう努めている。教職員に対しては、新入教職員研修会、「FD&SD 全教職員会議」での講話等に加え、学園長から毎年示される建学の精神に係るテーマについて全教職員がレポートを執筆し、原稿をPDF化したうえで配付することにより、理念の共有化を図っている。また、正門付近に学是碑を建立し、教育理念のより広い浸透を図っている。

＜エビデンス集(資料編)＞

【資料1-1-4】本学ホームページ 大学概要 本学の理念

【資料1-1-5】学生便覧2020年度 (P.1) 【資料F-5と同じ】

【資料1-1-6】2020年度 教職員便覧 (P.1)

【資料1-1-7】まはーやーな (P.4~5)

【資料1-1-8】建学の精神レポート

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、建学の精神を生かした人間教育と、それぞれの専攻における特色ある専門教育、また教育研究機能を活かした地域貢献である。建学の精神かつ地域貢献については、新入生に対して新入生オリエンテーション、必修科目の「アセンブリー・アワー」及び地域貢献科目で詳細に説明している。

学生便覧においては、本学の理念、目的、教育方針、学則、学科の教育目的としての養成すべき人材像を明示している。音楽学科の教育目的は前述の通り、「建学の精神に基づく人間教育のもと、音楽に関する豊かな感性と専門性をもって地域の文化や教育の向上のため心豊かに生きいきと生きる職業人を養成する。」である。

教職員全員に配付する教職員便覧においては、教育方針、建学の精神、学是、使命、学科の教育研究上の目的、「作陽学園教職員倫理憲章」を明示している。とくに本学の使命を実践する地域貢献については、各部門の目的において社会貢献に向けて全学的に取り組む姿勢を宣言している。

本学ホームページでは、建学の精神、学是、使命・目的等を公表している。

加えて平成 30(2018)年、ブランドコンセプトとしてのタグラインを作成した。その目的は学園としてどのような学生を育成したいのか、またどのような立場で地域社会とかかわるのか、本学の現代や未来への価値や役割をわかりやすく言語化して、広く社会に伝えることである。作成の過程では、各学科、各部署の教育職員、事務職員の代表者が集まりワークショップを行い、学園の強み、可能性及びあるべき姿などを話し合い、共通のコンセプトを明確にした。その結果、本学のタグラインを「ひとの心を動かすひとになる。」とし、本学のホームページ、テレビ・新聞、交通広告及びパンフレット等に明示している。このタグラインは本学の建学の精神を分かりやすく伝えるものであり、本学園に関わる全教職員、全学生の行動指針となっている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料1-1-9】学生便覧2020年度 (P.1~2) 【資料F-5と同じ】

【資料1-1-10】2020年度 教職員便覧 (P.1~7) 【資料1-1-6と同じ】

【資料1-1-11】本学ホームページ トップページ

【資料1-1-12】大学案内2021 (表紙) 【資料F-2と同じ】

1-1-④ 変化への対応

本学は、平成 8(1996)年 4 月に併設大学とともに、岡山県北の津山市から倉敷市玉島地区に移転し、平成 21(2009)年に作陽短期大学から作陽音楽短期大学に改称した。また、平成 27(2015)年に音楽学科を音楽専攻と幼児教育専攻に専攻分離した。しかしながら本学名称とその 2 専攻の教育内容との間に齟齬が生じる可能性に鑑み、より理解されやすくなるために、令和 2(2020)年 4 月に作陽短期大学に再び名称を改めた。

現在、本学園は、本学並びに併設大学音楽学部、食文化学部、子ども教育学部及び大学院音楽研究科の 3 学部 1 研究科の構成で、教育・研究と社会貢献を推進している。この間、時代や社会の変化に応じて、学科編成を変えるなど様々な取組を行ってきた。平成 27(2015)年には、音楽学科を音楽専攻と幼児教育専攻に専攻分離し、社会や地域のニーズ

に応えるべく、幼稚園教諭及び保育者養成にも力を入れている。

さらに、学園全体としては、本学園の大学の使命・目的の実現を目指して、学園の長期ビジョンを「西日本一の学園づくり」とした平成 24(2012)年度から平成 28(2016)年度にかけての中期計画を策定し、①菩薩道（生き生きとした教育）に徹し、作陽学園の教職員として自己研鑽及び組織の調和と改善に努める、②学生が意欲を持って学べるよう、学生・生徒の満足度を高める、③学園財政の健全化を図る方向性を明らかにした。また、中期計画を加速させるために、平成 27(2015)年度に経営改善計画を立案し、成果を上げた。

また、教育目的や教育課程の編成方針について、中期計画を契機として見直しを行った。これにより、社会環境に応じた新しいポリシーを設定し、平成 25(2013)年度には本学の使命・目的を実現するための方策として、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの 3 つの方針を見直した。平成 29(2017)年度、さらなる改訂を行い、組織的、総合的に教学経営を進めることとした。これらの 3 つの方針については、学内で共通理解するだけでなく、ホームページ等を通じて広く学外にも公表し、高等教育機関としての社会的責任を果たそうとしている。さらにその 3 つの方針を客観的に評価するために、平成 30(2018)年アセスメント・ポリシーを策定した。本学のアセスメント・ポリシーでは「学校法人作陽学園寄付行為細則」第 6 条に基づき、上記 3 つの方針に鑑みて、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの 3 段階で学修成果を評価する方法を定めている。就職率や進路状況、資格・免許の取得状況、学位授与状況、学修行動調査結果等、それらの結果を本学ホームページで公開するとともに教育改善に活用している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料1-1-13】中期計画

【資料1-1-14】経営改善計画

【資料1-1-15】本学ホームページ 大学概要 作陽短期大学のポリシー

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

21世紀の課題は持続可能な社会への転換である。高度情報化と少子化、グローバル化が急速に進む中、世界的に経済、政治、教育、文化、環境などに大きな変化がおこっている。このような社会においては、高い教養と、専攻学科に関する高度の知識・技能を修得させることだけでなく、本学の特色である人間教育を中心とした教育がより重要になってくる。

前述したように、これまで建学の精神を十分に理解せずに卒業する学生がいたことから、「菩薩」の「六度の行」に通じる最も基本的な行いとして、「挨拶」、「掃除」、「合掌」をさらに推奨している。

また、建学の精神を一層徹底する目的で、年に 1 度、創立者並びに物故された教職員と卒業生への報謝の追悼のための音楽法要（以下、「報謝の集い」という）を営み、その縮小版として月に 1 度「アセンブリー・アワー I」において月例集会も開催している。参会者全員で合掌礼拝をし、真宗宗歌の斎唱、当番学科の代表学生が四弘誓願の斎唱に合わせ献灯・献花を行う。続いて学生と教員が感話をし、学長が法話をを行い、最後は全員で学園歌を斎唱して終わる。月例集会の狙いは、厳肅なセレモニーを行い、参会者が生かされていることへの感謝と報謝のひとときを共有することにある。今後はさらにその意義の浸透を

図っていく。

本学園の「第二次経営改善計画(令和 2(2020)年～令和 6(2024)年」では、確固たる経営基盤を維持するための様々な計画、逐次具体的なレベルへ絞り込む実施方策、何よりも建学の精神の理解と実践を通して教職員の教育力の向上、並びに学生の学修力の向上を掲げている。今後も、教職員一人ひとりが建学の精神、学是及び本学の使命を深く理解し、特色ある専門的知識・技術を持ち社会に貢献できる豊かな人間性を備えた人材育成を担っていく。

本学の建学の精神や使命・目的の本質は不変であるが、本学の専攻構成や教育目標については、社会的ニーズや入学生の資質・能力や志向に応じて、改善・向上を常に図っている。特に、定員割れの解消に向けて、教育内容の改革・充実や広報活動の強化などにより現状の改善を図るべくさらに努力する。また、本学では、安定した経営基盤の構築のために学生数の確保と、人件費の適正管理及び経費の効率的な配分の実施に努めてきたが、今後はこれらをさらに徹底していく。

<エビデンス集(資料編)>

【資料1-1-16】第二次経営改善計画

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

建学の精神を基とした本学の使命である「菩薩道を歩むプロの養成」は、平成 18(2006)年に「運営会議」、理事会の議を経て「学校法人作陽学園寄附行為細則」に明文化している。

教職員は年間 2 回の「FD&SD 全教職員会議」と、毎年配付する建学の精神に関するレポートの執筆を通じて、本学園及び本学の建学の精神や使命・目的についての理解を深めてきた。このレポートは、毎年、理事長から建学の精神の理解を促進するためのテーマが示され、教職員はそのテーマについて執筆し、原稿を PDF 化したうえで、毎年全教職員に配付している。

また、毎年発行配付している「教職員便覧」の見開きページにも教育方針として学園長の言葉が明示され、教職員に理解を促している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料1-2-1】学校法人作陽学園寄附行為細則【資料1-1-2と同じ】

【資料1-2-2】2020年度FD&SD全教職員会議（案）

【資料1-2-3】2020年度教職員便覧（見開きページ）【資料1-1-6と同じ】

1-2-② 学内外への周知

受験生・保護者並びに社会に対しては、「本学ホームページ」「作陽学園報」等を通して周知を図っている。在学生には「学生便覧」等を配付し、「アセンブリー・アワーI、II」「宗教I、II、III、IV」などの卒業必修科目の授業及び「アセンブリー・アワーI、II」で使用するテキストである「まはーやーな」等で周知を図っている。

正門には学是「念願は人格を決定す 繼続は力なり」を刻した石碑を設置しており、学生はこの学是を確認しながら通学している。また、「アセンブリー・アワーI、II」では、毎月1度、学長の法話があり、年に1度の学園行事として催される「報謝の集い」では、学園創立者並びに物故された教職員と卒業生に報謝の念が捧げられる。これらの法話や「報謝の集い」を通じて、学生は感謝と報恩の念を共有するとともに、建学の精神の理解を深めている。

教職員には前述したように毎年「教職員便覧」を配付し、新任教職員採用時には創立者の伝記である「法灯永久に輝かん」を配付して、建学の精神の理解と共有を進めている。

また、平成27(2015)年2月に併設大学創立50周年を記念して、図書館1階に松田藤子記念ホールを開設し【写真1-2-1】【写真1-2-2】、「くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学図書館」から「松田藤子記念図書館（以下、「図書館」という）」に改称した。同館では本学園創立者・松田藤子が残した芸術作品類や著作物等の収集、10数冊に及ぶ写真帳の時代考証、「松田藤子年譜（前史・本史）」の再整理を行い、建学の精神（教育信条）や教育思想（教え）など松田藤子に関する人物像、思想、事蹟などを解り易く展示紹介している。建学の精神の真髄に触れることができる同館には、教職員・学生・卒業生が多数訪れている。



【写真1-2-1】松田藤子記念ホール①



【写真1-2-1】松田藤子記念ホール②

<エビデンス集(資料編)>

【資料1-2-4】本学ホームページ 大学概要 教育情報の公開

【資料1-2-5】作陽学園報Vol.72 (P.13)

【資料1-2-6】シラバス「アセンブリー・アワーI」

【資料1-2-7】シラバス「宗教I」

【資料1-2-8】創立者伝記「法灯永久に輝かん」

1-2-③ 中長期的な計画への反映

過去に策定された「中期計画（平成24(2012)年度-平成28(2016)年度）」では、まず「建学の精神の理解と実践」が掲げられており、その実現に向けては、教職員の教育力の向上と、学生の学修力の向上が必須であり、具体的な目標として、「挨拶、掃除、合掌を率先垂範する」、「菩薩道の実践につとめる」ことが示されている。次いで「短期大学士課程教育の質保証」が掲げられており、建学の精神を体した教養教育、専門教育、キャリア教育において、学年ごとに具体的な教育内容を定めた教学マネジメントにより本学の使命を具現化することが明示されている。

さらに「経営改善計画（平成27(2015)年度-令和元(2019)年度）」及び「第二次経営改善計画（令和2(2020)年度-令和6(2024)年度(5カ年)）」においては、「建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像」が掲げられた。それにより「大乗佛教に基づく豊かな人間性の涵養」を建学の精神とし、自利利他（自己を磨き他者へ貢献）を行う菩薩の道を歩む職業人の養成を目指し、将来、音楽、幼児教育の各専門の分野で立派に社会貢献しつつ、かけがえのない人生を感謝の念で生きる、感性豊かな人材を育成するという本学の使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料1-2-9】中期計画【資料1-1-13と同じ】

【資料1-2-10】経営改善計画【資料1-1-14と同じ】

【資料1-2-11】第二次経営改善計画【資料1-1-16と同じ】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーも、下記のように建学の精神を基とした本学の使命・目的及び教育目的が反映されている。

作陽短期大学の三つの方針

【ディプロマ・ポリシー】

作陽短期大学は、ディプロマ・ポリシーとして、下記の「短期大学士力」を修得することを目標としています。

- ・建学の精神を体得し、豊かな人間性と知性を基盤に、多様な人々とコミュニケーションができる。
- ・修得した知識と技能を活用して、課題を発見し解決できる。
- ・目標を掲げて主体的に学び続け、「自利利他」の精神で社会に貢献できる。

【カリキュラム・ポリシー】

作陽短期大学では、ディプロマ・ポリシーの達成のために、教養教育、専門教育、キャリア教育において下記のようなカリキュラム・ポリシーで教育課程を構成します。

- ・建学の精神に基づく宗教的情操教育を通して豊かな人間性と感性を育み、社会、自然、文化および社会的・自然的多様性などへの理解を深め、思考力、情報活用力、コミュニケーション力を身につける教養教育を行う。
- ・各専攻独自の基本的知識と技能を系統的に学ぶとともに、地域における学修を通して課題解決していく実践力を身につけ、生涯にわたって自己の成長を促すための専門教育を行う。
- ・音楽または保育、教育に関わる基本的知識と技能を生かした職業人として必要な自律性、ならびにチームで協働できる社会人力を身につけるためのキャリア教育を行う。

【アドミッション・ポリシー】

作陽短期大学では、本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいて、下記のような人を受け入れます。

- ・本学の建学の精神のもとに人間形成に努め、学ぶ意欲のある人。
- ・本学での学修に必要な技能と基礎学力を身にしている人。
- ・本学での学修を生かした職業人を目指す人。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学園は教育研究上の目的を果たすため、本学のほかに併設大学の3学部4学科と1大学院、高等学校、併設大学附属認定こども園を設置している【図1-2-1】【図1-2-2】。

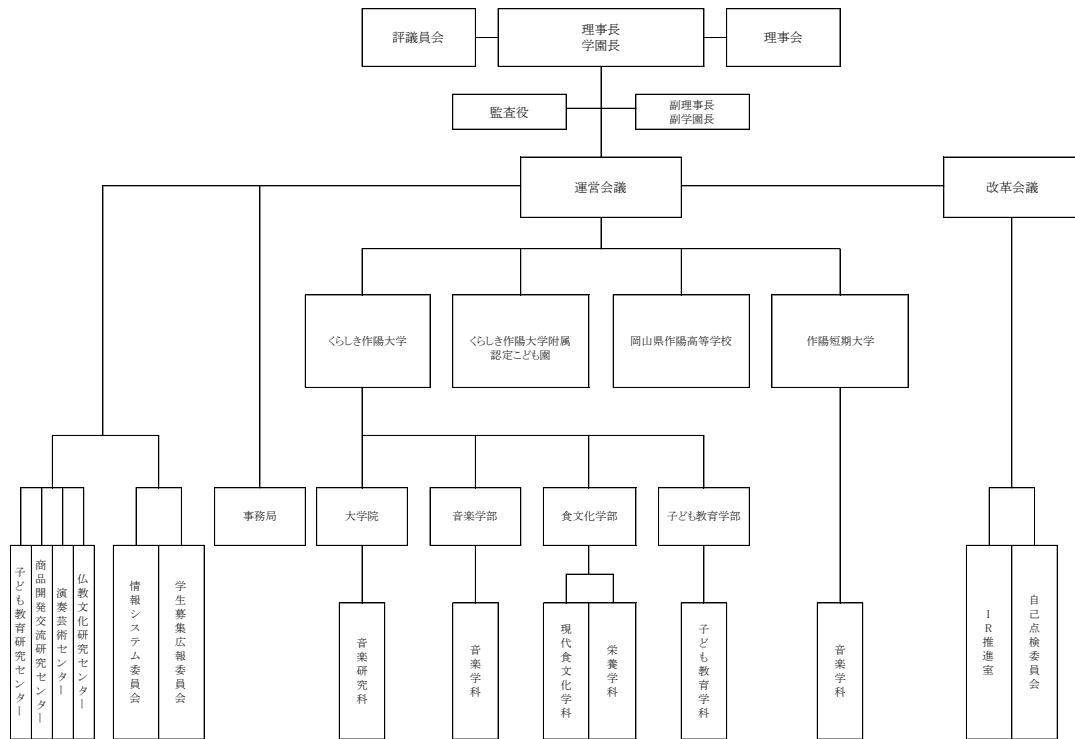
また、建学の精神の浸透と本学の宗教教育内容の検討を目的とした「仏教文化研究センター」、本学のIR(Institutional Research)機関としての機能を持つ「IR推進室」を設置して教育内容の質の向上を図っている。

さらに本学の教育研究成果の社会への還元を目的とした「演奏芸術センター」、「商品開発交流研究センター」、「子ども教育研究センター」を設置して、地域との交流を図っている。

本学の教育目的は、「学校法人作陽学園寄付行為細則」第4条の通り、作陽短期大学学則に定められている。本学の教育研究に係わる重要事項は、「作陽短期大学学則」の定めるところにより、本学の教授等で構成する作陽短期大学教授会（以下、「教授会」という）の意見を聴き、学長が決定することとしている。また、本学音楽学科の専攻編成も本学の教育目的の達成を図るために必要である多様な分野を包括したものである。

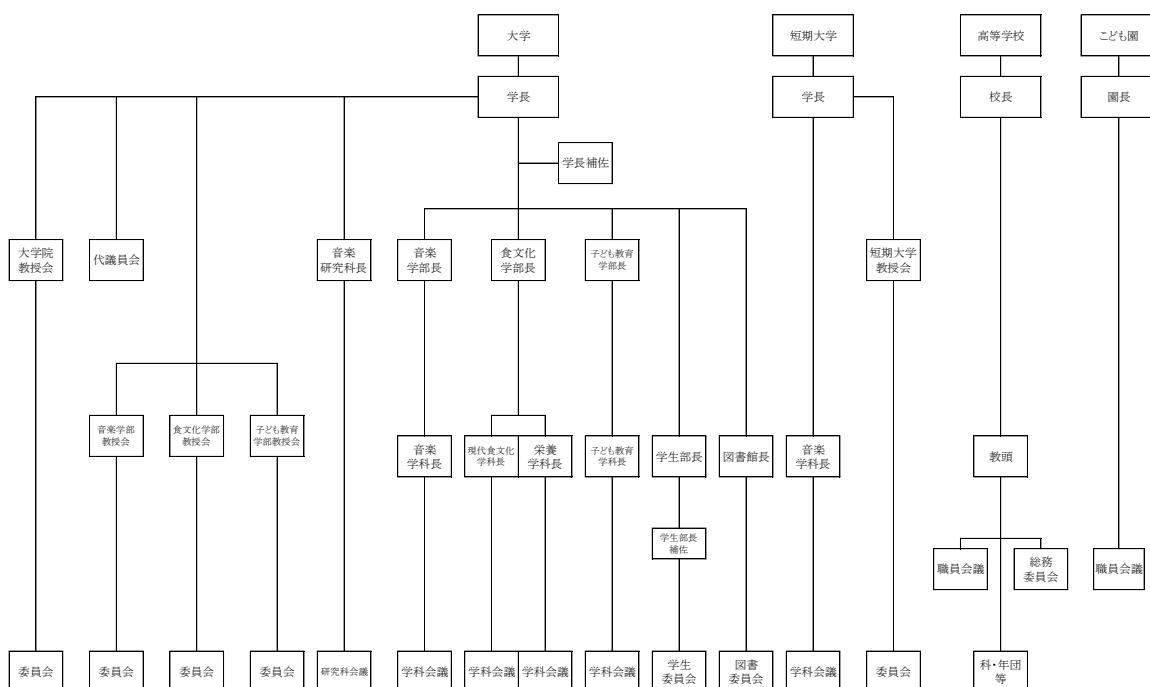
作陽短期大学

2020年度 学校法人 作陽学園 組織図



【図 1-2-1】学校法人作陽学園組織図

2020年度 作陽学園教育運営組織(くらしき作陽大学・作陽短期大学・岡山県作陽高等学校・くらしき作陽大学附属認定こども園)



【図 1-2-2】学校法人作陽学園教育運営組織

<エビデンス集(資料編)>

【資料1-2-12】作陽短期大学学則【資料F-3と同じ】

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神や使命・目的の本質は不変であるが、本学の専攻構成や教育目標については、社会的ニーズや入学生の資質・能力及び志向に応じて、常に改善・向上を図っている。

具体的には、「中期計画（平成 24(2012)年度-平成 28(2016)年度）」において、①建学の精神の理解と実践を通して教職員の教育力の向上と学生の学修力の向上を図ること、②本学の「短期大学学士課程教育の構想」に沿って教育の質の保証を促進すること、③安定した経営基盤の構築のために学生数の確保と人件費の適正管理及び経費の効率的な配分を行うことを計画実施した。

さらにその後の「経営改善計画（平成 27(2015)年度-令和元(2019)年度）」実施の成果をもとに、現行の「第二次経営改善計画（令和 2(2020)年度-令和 6(2024)年度(5 カ年)）」において建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像を策定し、教学改革計画を着実に実行していくことが、本学の使命・目的及び教育目的の反映の実現につながっていくものと考える。

[基準1の自己評価]

本学の建学の精神を基とする使命・目的、教育目的は、学則等に明示しており、法令にも適合している。使命・目的の個性・特色は、建学の精神に基づいた人間教育と、特色ある専門教育、並びに使命である菩薩道の実践としての地域貢献の 3 点であり、その使命は「運営会議」、「改革会議」、理事会を通じて教職員の意見を反映したものである。そのことは「FD&SD 全教職員会議」、建学の精神に関するレポート等を通じて教職員は理解している。在学生に関しては「宗教」や「アセンブリー・アワー」の授業、追悼法要等の行事を通じて理解を得ている。

また、改善・向上のために、「改革会議」の設置や「経営改善計画」の策定による管理等の施策を講じており、基準 1 を満たしている。

基準2. 学生

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では次の通りアドミッション・ポリシーを策定している。

作陽短期大学のアドミッション・ポリシー

作陽短期大学では、本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいて、下記のような人を受入れます。

- ・本学の建学の精神のもとに人間形成に努め、学ぶ意欲のある人。
- ・本学での学修に必要な技能と基礎学力を身につけている人。
- ・本学での学修を生かした職業人を目指す人。

このアドミッション・ポリシーは、本学ホームページ、入学試験要項、学生便覧等に明示して周知を図っている。

さらに、受験生に対しては、高校訪問、進学説明会、受験相談、音楽講習会、オープンキャンパス、オープンセミナー等の機会を利用して、高校生及び高校教員、保護者等へ直接説明することによって周知に努めている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料2-1-1】本学ホームページ 大学概要 作陽短期大学のポリシー 【資料1-1-15と同じ】

【資料2-1-2】入学試験要項 【資料F-4と同じ】

【資料2-1-3】学生便覧2020年度 (P.2) 【資料F-5と同じ】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学試験は、アドミッション・ポリシーに沿った選考が行えるように配慮し、総合型選抜 (AO)、学校推薦型選抜 (公募)、一般選抜の 3 つの形態で実施している。更に、総合型選抜 (AO) は I 期から V 期までの 5 回、学校推薦型選抜 (公募)、一般選抜は I 期と II 期の 2 回実施しているので、本学を志望する学生は、自身の希望により、多様な受験の方法を選択することが可能である。募集人員、試験時期、試験回数、試験科目や配点は、それぞれの入学試験形態ごとに個別に定めている。

本学では2つの専攻を設けていることから、専攻ごとに専門性の異なる試験内容や選考基準を設けている。音楽専攻は7つの専修を設け、総合型選抜（AO）では調査書と志望理由により総合的な判定を行っている。学校推薦型選抜（公募）及び一般選抜では、専修ごとに異なる実技課題を課し、専修実技とその他の科目に一定の基準を設け、合否判定も専修ごとに行い、受験生一人ひとりの能力・適性を評定している。

幼児教育専攻では、平成28(2016)年度から高校生を対象としたオープンセミナーを導入しており、総合型選抜（AO）受験者はオープンキャンパスのイベント又はオープンセミナーへ参加しエントリーシートを提出するとともに、教員との面談を経て、アドミッション・ポリシーに沿った生徒であるということが確認されれば、受験許可証が発行され、総合型選抜（AO）が受験可能になる制度としている。総合型選抜（AO）では、志望理由書と調査書をもとに合否判定がなされている。

また、学校推薦型選抜（公募）では国語総合（現代文）、グループ面接、調査書による総合的な判定を行う。

一般選抜では、国語総合（現代文）又はピアノ実技、調査書により総合的な判定を行っている。

すべての入学試験において、学力は重要な要素であるが、面接もまた重要な評価方法として位置づけている。本学のアドミッション・ポリシーに示す「人間形成に努め」、「学ぶ意欲のある」、「必要な技能と基礎学力を身につけている」人材を確保し、「学修を生かした職業人」を育てるためには、その人材のもつ「人間性」が重要であると考えているからである。この視点から、面接は2人以上の面接者によって行うこととし、受験生の音楽、幼児教育に対する意欲や過去の体験、あるいは卒業後のキャリア計画などについて確認している。特に、総合型選抜（AO）や学校推薦型選抜（公募）では、修学に必要な社会性や論理性などを評価している。

総合型選抜（AO）の合格者には、入学前導入教育プログラムを課すこととし、基礎的な学力を確かなものにする仕組みを導入している。このように、入学試験合格の通知から入学するまでの期間を利用して、アドミッション・ポリシーにかなう理想的な学生像へより一層近づくことができるような工夫をしている。

なお本学には、入試の基本方針を定める「全学入試委員会」があり、その下に「入学試験問題作成委員会」を設置している。「入学試験問題作成委員会」では入試科目に応じて専門性の高い適格な教員を学長に推薦し、最終的には学長が入試問題作成を当該教員に委嘱している。当該委員会は、試験問題の校正・点検も行い、試験問題作成に係るミスの防止（チェック）体制も整えている。このように本学では入試問題の作成は大学が自ら行っている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料2-1-4】オープンセミナー2020要項

【資料2-1-5】入学前導入教育プログラム案内

【資料2-1-6】全学入試委員会規程

【資料2-1-7】入学試験に係る試験問題作成委員会内規

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和 2(2020)年度における短期大学の入学者数は 68 人であり、定員 80 人に対する充足率は 85.0%であった。受験者のニーズ、外的環境の変化、志望者の増減にあわせ、平成 27(2015)年度から専攻を分離している。分離後の専攻別入学者の推移をみると、音楽専攻は平成 27(2015)年度の 38 人から令和元(2019)年度には 21 人まで減少したが、令和 2(2020)年度には増加がみられ 29 人となった。

一方で幼児教育専攻は、平成 27(2015)年度（設置初年度）の 19 人から平成 29(2017)年度には 36 人に増加した。その後 2 年間は緩やかな減少傾向にあったが、令和 2(2020)年度には 39 人に回復した。

学科の入学者数は下表に示す通りである【表 2-1-1】。平成 27(2015)年度から令和 2(2020)年度までの入学定員の充足率の推移は、専攻を分離した平成 27(2015)年度から 3 年間は充足率 70%を越え、平成 29(2017)年度は 80%に近づくまで増加した。その後、平成 30(2018)年度からの 2 年間は 70%を下回る充足率であったが、令和 2(2020)年度には 85.0%まで回復がみられた。今後も継続的に入学者数の維持及び向上に努める。

【表 2-1-1】作陽短期大学入学者数推移（専攻科音楽専攻除く）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度	令和 2 年度
入学定員	80	80	80	80	80	80
音楽専攻	38	30	27	27	21	29
幼児教育 専攻	19	28	36	26	25	39
入学者数	57	58	63	53	46	68
充足率	71.3%	72.5%	78.8%	66.3%	57.5%	85.0%

なお専攻科音楽専攻は、平成 28(2016)年度から平成 30(2018)年度まで入学者は 2 人ずつであった。その後令和元(2019)年度は入学者数 0 人となったが、令和 2(2020)年度は 2 人の入学者があった。音楽学科同様に入学者確保に向けた努力を継続する。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学定員の確保を図ることは、最重要課題である。社会及び高校生のニーズを把握して専攻の構造的改革を実施するとともに、教育の質保証と就業力の向上によって、入学希望者を増加させていく。

高校生に対しては、本学に関する的確かつ適切な情報を発信し、本学の理解を深められるように導くことによって、入学後に発生する入学者の学びのニーズと本学の教育内容及び方針との間のミスマッチを防ぐとともに、本学の建学の精神に基づく教育目的の実現を図る。カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに沿って学生を育成するにあたり、アドミッション・ポリシーにかなった学生を受入れるために、今後も外部へアドミッション・ポリシーを周知させる継続的な努力をしていく。特に受験生や保護者、高等学校

教員に対しては、進学説明会や高校訪問、オープンキャンパスやオープンセミナー、音楽講習会等の様々な機会を通じて、さらに理解が得られるように努める。

入学者の選抜方法は、アドミッション・ポリシーに沿った選考を行うために、多様な入試形態を用意するとともに、入学試験の時期、方法、試験科目及び選考基準等について、入学後の学修の状況等も勘案してさらに改善していく。幼児教育専攻及び音楽専攻の入学者数は一定の水準を保ちながらも、平成30(2018)年度からの2年間は減少傾向にあった。令和2(2020)年度の入学者数の増加を機に、状況維持を図るとともに、定員充足へ向けて一層の努力をする。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、各種会議体や委員会を原則として教員と職員双方によって構成することとしている。これは、教員と職員それぞれがもっている知識、技能、考え方等のよさを発揮する協働体制の確立を志向したためである。現在も一部の委員会を除き、会議体や委員会は全て教員と職員双方によって構成している。

したがって、学生の学修支援に関わる会議体である「教授会」や「全学教務委員会」、「教務委員会」、「教養教育専門部会」、「全学教職課程運営部会」等の各委員会も教員と事務職員によって構成されており、学生の学修支援に関する教員と職員の協働体制は整えられている。

<アドバイザーリスト制度>

本学では教員による学修・生活支援体制の一環として、アドバイザーリスト制度を設けており、学生の状況に応じた支援を行っている。

アドバイザーリストは、担当学生の成績や授業出欠状況、履修登録の状況、ポートフォリオなどを本学ポータルサイト【図2-2-1】「UNIVERSAL PASSPORT」(以下、「UNIPA」という)上で常にモニターし、かつ定期的な面談を重ねることによって、学生一人ひとりの個別的事情に配慮した十分な指導、助言を行い、体系的な学修・生活支援を行っている。

また進路就職支援を手厚くするため、アドバイザーリストは上記支援に加え、学生の進路希望に沿った指導をしている。

アドバイザーリストによる個別指導に加えて、学科、「教務委員会」、教育支援室が協力・連携した支援体制を構築しており、その支援の内容は以下の通りである。

- ①入学時のオリエンテーションや履修登録の指導。
- ②学修、生活に関わることについて、担当学生との面談やアドバイス。
- ③「UNIPA」で担当学生の履修登録状況、出席状況、成績をモニターし、必要に応じた助言や指導。
- ④定期的な面談を通じた、学生の様々な学習に対するニーズの把握。
- ⑤学生との面談可能時間（オフィス・アワー）やメールアドレスの開示。

アドバイザーからの学生に関する情報は、必要に応じて「学科会議」及び「専攻会議」で共有する体制をとっている。さらに「UNIPA」上に学生情報を記録することで、アドバイザー教員が交代しても学生情報が引き継がれるシステムにしている。また、学生の保護者対象の「保護者懇談会」では、本学の教育目標、カリキュラム、就職活動等の説明をするとともに、アドバイザーとの個別相談の機会を設けている。

The screenshot shows the UNIVERSAL PASSPORT EX system interface. At the top, there is a navigation bar with links for Home, Mail Settings, Site Map, Logout, Announcements/QA/Feedback, and System Management. Below the navigation bar, there are tabs for Personal Information, Class Progress, Class Support, Student Support, and My Steps. The main content area displays student information for student number 193100, belonging to the Music Department, Music Major, and class 1 year. It includes sections for Student (Student), Schedule (Schedule), Scores (Score), Promotion Judgment (Promotion Judgment), Graduation Judgment (Graduation Judgment), Qualification Judgment (Qualification Judgment), Test Schedule (Test Schedule), Profile (Profile), Q&A (Question & Answer), Shinro Kibo (Student Progress Hope), Attendance (Attendance), and My Step Follow (My Step Follow). There are also links for Top, Logbook, QA (SP), Student Progress Hope SD, Student Absence Status Confirmation, and My Step Follow.

【図 2-2-1】「UNIVERSAL PASSPORT」

<エビデンス集(資料編)>

【資料2-2-1】くらしき作陽大学、作陽短期大学委員会等設置規程

【資料2-2-2】2020年度委員会等任命簿

【資料2-2-3】教職員便覧「アドバイザー」（P.20）【資料1-1-6と同じ】

【資料2-2-4】UNIPA「アドバイザー関連資料」

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1) 障がいのある学生への配慮

本学はハード面では、バリアフリーの設計思想に基づいて建設されており、エレベーターや身体障害者用トイレも備えられている。床には段差がないため、車椅子でも容易に教室まで移動でき、多くの教室は車椅子でも受講できる十分なスペースを有している。

ソフト面の対応としては、入学時保護者に提出してもらった「学生健康調査表」を基に保健室職員、スクール・カウンセラー、特別支援教育担当者のアドバイスを受け、担当アドバイザー、当該学科教員、教育支援室職員が個別教育相談結果を踏まえ対応している。

また、障がいのある学生から申し出があった場合、そのケースに応じてその都度適切な対応策を講じている。いわゆる身体障害による対応は数年来生じたことがない。しかし、最近多くなってきている人間関係に悩みを持つ学生や、発達障害が疑われる学生については、プライバシーに配慮した上で「学科会議」等において教員が情報を共有し、授業時の座席配置を工夫したり、グループピギングのメンバーを工夫したりするなどして、問題を抱える学生の負担を軽減し、周りが手助けできるような体制を整備している。

2) オフィス・アワー制度の実施

本学教員は週に最低 1 コマはオフィス・アワーを設けており、「UNIPA」上に各教員の時間割が掲載され、学生はそれを見てオフィス・アワーを確認し、担当教員にアポイントをとって研究室を訪問することで、目的の教員の指導が受けられるようになっている。

また、本学では、学生が隨時教員に学修や生活上の相談等を行うことができるよう配慮しており、「学生便覧」にもその旨明示している。

また、学生が教員の在否を確認し易いよう、1 号館、5 号館及び学生食堂のある 7 号館に教員の在否を示すデジタルサイネージを設置している。

3) TA(Teaching Assistant)等の活用

本学では、令和元(2019)年度から「教育向上支援者制度（支援者名称：学士課程学生は SA、修士課程学生は TA）」を設けた。この制度は、本学に在学する学業及び人物ともに優秀な学生【表 2-2-1】を教育向上支援者として認定し、該当者に教育課程に定める授業科目の教育的補助業務に従事することによる教育トレーニングの機会を提供するとともに、本学の使命である人間教育の具現化に資することを目的としている。

【表 2-2-1】教育向上支援者認定要件

所属	要件
大学	「くらしき若衆」認定制度における「中老」保持者で、1、2 年次開講の専門必修科目の通算 GPA が 3.0 以上の者。
短期大学	「くらしき若衆」認定制度における「小若」保持者と同等の成績で、1 年次開講の専門必修科目の通算 GPA が 3.0 以上の者。

また、上記制度以外でも、音楽専攻では「合奏」や「アンサンブル」で多数必要な楽器や不足する楽器の演奏者を卒業生の中から演奏助手として選考し、その演奏助手が授業に

参加することで学修支援を行っている。

「合唱」や「オペラ」等の伴奏を必要とする授業についても卒業生を伴奏要員として選考し、同様の学修支援を実施している。

本学では、併設大学に音楽学部が設置されていることを活用し、「合奏」などの授業を併設大学と合同で実施している。これらの授業では、大学の3、4年次生と一緒に受講することにより技術的なアドバイスだけでなく、学修上の感化を受けることができるなど、大きな効果が得られている。

幼稚教育専攻では、保育士資格に係る保育所実習と、幼稚園教諭2種免許状に係る幼稚園教育実習を終了した2年生が、それぞれの実習報告会で1年生に向けて実習報告を行っている。そこでは自らの実習経験をもとに、実習に向けての準備や心掛け等についてアドバイスを行っており、上級生から下級生に対する学修支援を実施している。

4) 退学者、休学者、留年者への対応

本学においては、「進路再考」、「経済的な理由」、「健康上の理由」による休退学がみられる。特に近年は休退学につながる精神的な病を抱えた学生が増加している。このような学生に対する健康相談や心的支援のため、保健室員が常駐して対応している。特にメンタル面の相談には、スクール・カウンセラーによるカウンセリングを実施し、必要に応じて専門医への相談や診断につなげている。

生活相談や学修相談等は、アドバイザーを中心に、学科所属の教員と教育支援室職員が対応している。特に新入生に対しては、個別相談とともに「アセンブリー・アワーI、II」の中で、「生活安全講座」、「人権教育講座」「ホームルーム」等を実施し、1年間を通じて学生生活全般の指導をしている。

経済的な理由による休退学の防止のためには、経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金手続を取り扱っているほか、本学独自の奨学金制度を設けて、学生の経済的な負担の軽減に努めている。アルバイトに関しても、教育支援室が情報を提供している。

修得単位数の不足による留年者を減少させる対策としては、アドバイザーによるきめ細かな履修登録指導と学修状況の確認を行っている。

兼務教員を含めた全教員は1回の授業実施ごとに学生の出席状況を「UNIPA」上に登録することとしており、したがってアドバイザー等は、隨時学生の出席状況を確認することが可能である。また、出席状況に問題のある学生の早期発見に努めるため、初期段階において連続で授業を欠席した学生は、科目担当者が教育支援室を通じて当該学生の所属する学科に報告する。そして、欠席理由をアドバイザーが本人に確認し、「学科会議」で対応を協議するとともに、その対応を「改革会議」へ報告することとしている。なお、中期・後期段階においては、「UNIPA」上に登録された各学生の出席状況を適宜アドバイザーが確認して「学科会議」で報告・対応している。

さらに、学生の保護者も「UNIPA」を通じて、学生の出欠状況を確認することができ、保護者と連携した学生指導が可能な体制を整備している。

これらの対策により、退学の前兆や修得単位数の不足の可能性がある学生の早期発見に努めるとともに「学科会議」等で当該学生に関する各種の情報交換や指導内容・方法についての検討等を行い、退学者、休学者、留年者の減少に努めている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料2-2-5】学生健康調査表

【資料2-2-6】本学ホームページ 在学生・保護者の方 カウンセリングのお知らせ

【資料2-2-7】UNIPA「オフィス・アワー関連資料」

【資料2-2-8】学生便覧2020年度「オフィス・アワー」 (P.10) 【資料F-5と同じ】

【資料2-2-9】教育向上支援者制度に関する取扱規程

【資料2-2-10】学生便覧2020年度「各種奨学金および特待生制度について」 (P.25~27)

【資料 F-5 同じ】

【資料2-2-11】2019年度 第6回改革会議・自己点検委員会 議事録

【資料2-2-12】UNIPA利用ガイド（保護者版）

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学生の多様化等により、学生への一次対応者であるアドバイザー、職員のカウンセリング能力やアドバイスに関する知識・技術の向上が求められている。

教員からの要望によって、「FD&SD 全教職員会議」でカウンセラーや特別支援教育に携わる教員による講演等も行っているが、さらに今後このような研修等の機会を設ける。

また近年は対人関係をスムースに構築できない学生も増えてきている。これまで以上にアドバイザーがきめ細やかに学生の様子を観察し、授業担当者に配慮を求めたり、学科全体で情報共有したりすることで、学生に負担を掛けないよう支援を充実させていく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1) キャリア教育のための支援体制の整備

多様化し知識や技術が高度化する社会の要請に応えるため、また、学生の職業意識の涵養と知識や技能の習得を促す就業体験として、平成 27(2015)年度より「インターンシップ A・B」を開設した。主に高梁川流域の企業を一同に集めた企業展「龍の仕事展」への参加を通して就業体験を行っていたが、令和 2(2020)年度から倉敷市、総社市と提携したプログラムのほか、公益財団法人岡山シンフォニーホールと連携した就業体験も開講している。

キャリア教育支援としては、教養・専門教育科目において、人間関係形成、情報活用、将来設計、意志決定等の能力を養成している。また、進路支援室と連携し、学生のキャリア形成、自己理解・分析、業界・分野研究等の能力を養成している。

平成 26(2014)年度に、併設大学が文部科学省「地（知）の拠点整備事業（以下、「COC 事業」という）」に採択された。本学においても併設大学及び共同申請した倉敷芸術科学大

学とともに地域志向の大学の一つとして、倉敷市とともに教育、研究、社会貢献の三位一体改革を推進し、課題解決能力を持った地域人材育成と産業活性化に寄与すべく、さまざまな展開をしてきた。

平成 27(2015)年度より、1 年次の「教養に関する科目」である「アセンブリー・アワー」においてフィールド系教育として「くらしき学講座」を開設し、現在はそれを発展する形で計 9 科目の地域貢献科目を開設し、キャリア教育として社会人基礎力育成に取り組んでいる。

また、導入教育科目である「教養基礎」又は「教職基礎」において、語彙力、読解力、文章力といった日本語力の向上によって総合的な理解力を養成するとともに、報告・発表や討論・記録などを行うことで聴く、話す能力を養成し、自ら考えた事柄を相手に正確かつ論理的に伝える主体性とコミュニケーション能力の養成を図っている。

このほか音楽専攻では、企業、音楽隊、音楽教室等への就職や進学において求められる人材像を分析し、必要な能力を講義と演習によって修得する「実務基礎」を 1 年次から開講している。「実務基礎 A (キャリア教育基礎講座)」は必修としており、それに加えて、それぞれの進路希望に応じた「実務基礎 B (一般企業就職対策講座)」「実務基礎 C (音楽隊・企業採用試験対策講座)」「実務基礎 D (進学対策講座)」「実務基礎 E (ピアノ指導者講座)」から 1 科目以上を選択必修として履修させることで、細かく対応している。

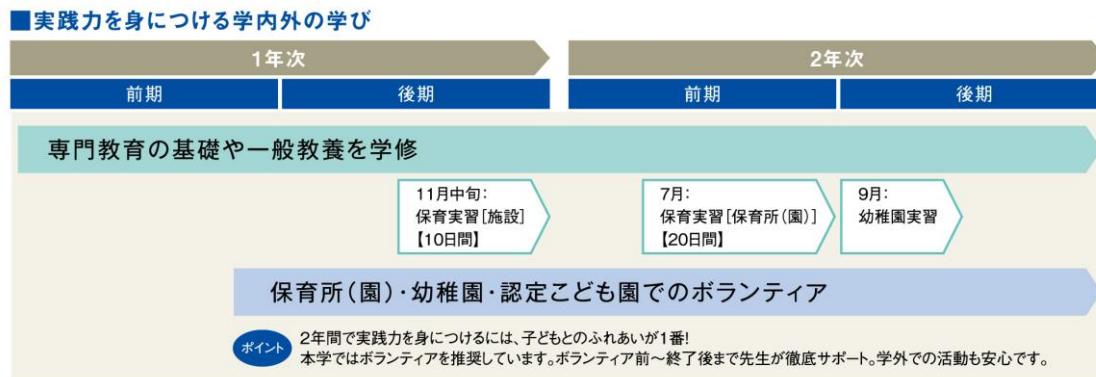
幼児教育専攻は、平成 27(2015)年度に開設され、幼稚園教諭並びに保育士又は保育教諭の職に就くことを主とした教育課程の編成を行っている。加えて平成 30(2018)年度のキャリア教育科目の再編で新たに「実務基礎」「教職基礎」を開講し、大学生としての基礎力及び教育・保育職の実践力の向上に取り組んでいる【図 2-3-1】。

1年次

カリキュラム		建学の精神に関する科目群	アセンブリー・アワーI・II 宗教I・II
教養科目	基盤する科目群 【キャリア教育等に】	一般教養分野	情報活用演習I・II コミュニケーション論 日本文学 音響学 特別講義
		外国語分野	英語I・II 英会話I・II ドイツ語I・II イタリア語I・II
カリキュラム	キャリア形成分野 【キャリア教育等に】	健康スポーツ分野	スポーツ実技A・B
		キャリア形成分野	実務基礎A(キャリア教育基礎講座) 実務基礎B(一般企業就職対策講座) 教職基礎I・II
専門科目	保育・教育の理論を学ぶ科目群	地域貢献分野	くらしき学【教育】フィールドワーク 教育を活かした地域貢献実践 大字と地域 まちづくり地域 くらしきチャレンジ演習
		子ども理解を学ぶ科目群	保育原理 子ども家庭福祉 保育者論 教育学概論 教職論 社会的養護I・II 幼児教育課程論
カリキュラム	保育・教育内容を学ぶ科目群	保育・教育内容を学ぶ科目群	教育心理学(幼) 子どもの保健 子ども家庭支援の心理学 子供の理解と援助
		子ども教育力を統合する科目群	保育内容総論 音楽基礎I・II ピアノ演習I・II 弹き歌いI・II 図画工作 保育内容(健康・言葉) 乳児保育I 障害児保育I
専門科目	音楽知識・技術を高める科目群	音楽知識・技術を高める科目群	保育実習指導I 保育実習I ソルフェージュI 和声学I

2年次

カリキュラム		建学の精神に関する科目群	宗教III・IV
教養科目	基盤する科目群 【キャリア教育等に】	一般教養分野	芸術文化論 日本国憲法 異文化理解 特別講義
		外国語分野	英語III・IV
カリキュラム	キャリア形成分野 【キャリア教育等に】	健康スポーツ分野	健康科学
		キャリア形成分野	教職基礎III インターンシップA・B
専門科目	保育・教育の理論を学ぶ科目群	地域貢献分野	
		子ども理解を学ぶ科目群	社会福祉 子育て支援 幼児教育方法論(情報 機器及び教材の活用を含む) 家庭支援論 幼児理解の理論と方法 教育相談の理論と方法
カリキュラム	保育・教育内容を学ぶ科目群	保育・教育内容を学ぶ科目群	子どもの食と栄養 特別支援教育総論
		子ども教育力を統合する科目群	保育内容(人間関係・環境・表現) 乳児保育II 障害児保育II 子どもの健康と安全 保育内容(健康・言葉・人間関係・環境・表現)の指導法 体育 ピアノ演習III・IV 子ども文化 リトミック
専門科目	音楽知識・技術を高める科目群	音楽知識・技術を高める科目群	保育実習指導I・II・III 保育実習I・II・III 教育実習指導(幼) 教育実習(幼) 保育・教職実践演習(幼)
		合奏 合唱 合唱I 西洋音樂通史I 民族音樂概說 音樂理論 日本音樂史 作・編曲法	



【図 2-3-1】幼児教育専攻 教育課程

2) 資格取得等のための支援体制

就職等の要件ともなる各種資格取得等についても、多様な教育課程とアドバイザー制度を活用した支援体制を整えている。

音楽専攻では、日本マーチングバンド協会指導者ライセンス（1・2・3級）が取得可能であり、幼児教育専攻では、保育士資格、幼稚園教諭二種免許が取得可能である。

3) 就職・進学に対する相談・助言体制を整備と運営

本学では、学生一人ひとりの能力・希望を尊重し、入学から卒業までをフォローするキャリアサポート講座、丁寧な個人指導、受入れ企業との良好な関係づくりなど、多様なサポート体制を整備しており、きめ細かい進路指導・支援を行っている。

本学では事務局に学生への就職・進学に対する相談・助言を主務する進路支援室を設けている。

進路支援室は、キャンパスの中心である1号館の2階に独立した事務室として開設し、学生が自由に入り出し、カウンターで個別相談できるオープンスペース形式である。就職等に関する多くの資料（企業別求人ファイル、先輩達の受験報告書、各種資格取得のための教材等）も備え、学生が閲覧しやすいよう整理している。また、学生用パソコンを設置し、学生が自由にインターネット（「UNIPA」や「求人検索 NAVI」等）を通じて即時に情報を取得できるよう整備している。

進路支援室は、学生のキャリアアップやスキルアップのために各種講座を開催し、入学時から就職・進学までのサポートを行っており、1年次より就職決定までの間の「就職指導スケジュール」を作成して、集団指導と個別指導を併用した指導を行っている。

学生への就職等に関する情報提供も進路支援室が行っている。平成27(2015)年度からは、進路支援システム「求人検索 NAVI」を導入し、学生動向やキャリア教育対策講座、正課外活動の業界勉強会等を紹介している。同システムは、求人情報の配信により求人社数を増加させ、進路の選択肢を広げている。

このように進路支援室は“Face to Face”を基本としており、学生がまず進路支援室に足を運び、進路支援室員と直接面談することによって、就職・進学に対する意識を高められるよう指導している。また、就職活動の基本知識をまとめた「就職の手引き」を2年次の4月に配付し、進路の決定や就職に対する意識の向上を図るとともに、就職に関する具

体的な手順や心構え等を示すことによって、学生が積極的に就職活動に取り組むよう配慮している。

さらに、本学学生に対する企業のニーズを探り、特に過去2年において本学卒業生の採用実績がある企業に対しては、当該卒業生に関する評価を調査している。これらの調査結果は本学のキャリア教育や就職・進学のための指導支援に活用している。

音楽専攻では、「教授会」、「学科会議」、「専攻会議」により、毎月就職支援の進捗状況や学生の動向等について教員と進路支援室とが情報共有し、適切な就職支援ができるよう配慮している。

幼児教育専攻も同様に、「教授会」及び「学科会議」、「専攻会議」において、毎月の就職支援の進捗状況と学生の動向等について情報共有している。

また、教員が担当学生を受け持つアドバイザーリスト制度を徹底しており、就職・進学を含めた学生生活全般の相談・助言体制を整備している。教員が学生と個別相談した内容や進路支援室での就職等の相談内容、その他学生の様々な情報が「求人検索 NAVI」及び「UNIPA」に蓄積しており、その情報を教職員が相互に共有し学生個々に適時アドバイスできる体制を整備している。

<エビデンス集(資料編)>

- 【資料2-3-1】シラバス（キャリア科目 一部抜粋）
- 【資料2-3-2】進路決定先一覧表
- 【資料2-3-3】就職の手引き
- 【資料2-3-4】進路面談記録一覧表
- 【資料2-3-5】進路支援システム（求人検索NAVI）サイト
- 【資料2-3-6】進路支援システム（求人検索NAVI）利用件数
- 【資料2-3-7】進路状況一覧表
- 【資料2-3-8】就職講座、キャリアガイダンス実施一覧
- 【資料2-3-9】進路決定者アンケート
- 【資料2-3-10】企業アンケート結果
- 【資料2-3-11】卒業生アンケート結果

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

音楽専攻では、就職に対する学生自身の意識向上を図り、就職を望む学生の就職率100%を目指したチーム教育を実現するため、「実務基礎」などキャリア教育のための授業の充実を図っている。今後は、「求人検索 NAVI」の活用をさらに拡大していく予定である。また、平成 25(2013)年度に改善した進路希望に応じたアドバイザーリスト制度が定着し、各分野のより詳細な情報提供と的確な進路指導ができるようになった。今後さらに、的確な情報提供と進路指導に努めていく。また、併設大学への3年次編入学や留学を希望する学生に対する組織的なサポート体制についても充実させていく。

幼児教育専攻では、平成 29(2017)年3月に1期生が卒業したばかりで、まだ歴史は浅いが、2期生、3期生も含めて卒業生のほぼ全員の進路が決定した。今後も就職に関する成果を挙げるため、進路支援室と連携を進めていく。さらに多様なキャリア意識形成の必

要性に鑑み、系統的なキャリア教育と就職支援の連動を目指して「教養基礎」「実務基礎」を再編し「教職基礎」を加えたキャリア教育科目の検証を行い、キャリア教育をさらに充実させていく。

前述の本学卒業生の採用企業の調査により、本学卒業生に対する率直な評価、本学に対して求められる教育・指導の方向性、企業との対話の必要性等の結果が得られた。今後、こうした結果も活かし、教職員一丸となって、様々な学生の要望に対応できるよう進路・就職支援の充実を図る。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活の安定化に関連した部署又は活動として挙げられるのは、「教授会」、「学科会議」、「学生委員会」、アドバイザー、教育支援室、保健室、必修科目である「アセンブリー・アワー」、「保護者懇談会」などである。これらを有機的に連携させて学生生活の安定を図っている。

「教授会」及び「学科会議」は学生の生活全般の安定を図るため、個々の学生のアドバイザーから報告される学生生活についての具体的問題に隨時対応している。アドバイザーは、1人当たり10～20人の学生を担当し、担当学生の学修、進路、生活等を指導支援している。

アドバイザーは担当学生の出席状況をはじめ、学修や進路に関する詳細な情報を「UNIPA」から取得できるので、それに基づき細やかに指導支援している。問題を抱える学生については、アドバイザーが必要に応じて面談やSNS等を利用し、指導・アドバイスを実施している。指導・アドバイス内容は「UNIPA」上に都度記録し、教職員と学生情報を共有するとともに、アドバイザーが交代しても情報を引き継ぐことができる。この他にも、音楽に関する個人実技科目は教員と学生が1対1で行っており、それらを担当する教員は、アドバイザーでなくとも学生の生活面にまで踏み込んで指導支援している。

「学生委員会」は、選出された教員と事務職員によって構成され、学生生活の安定のためのサービス、厚生補導、学生会を通じて指導支援を行っている。

教育支援室は、学生生活の安定のための指導支援や厚生補導に直接当たるとともに、アドバイザーや「学生委員会」を通して間接的な指導支援も行っている。

課外活動支援としては、「学生会」、「大学祭実行委員会」、「学生図書委員会」、運動系クラブ9団体、文化系クラブ9団体に経済的な支援として活動費を助成している。また、課外活動において学生が有意義に活用できるよう、各館にフリースペースを設置とともに各教室、ホール等の貸し出しをしている。

保健室は、教育支援室に所属しており、専任職員を配置して、全学生の心身の健康の維持増進を図っている。特に心理的な専門的支援を要する学生については、スクール・カウ

ンセラー、校医などに相談し、連携した対応をしている。

前述の諸部署による生活の安定のための指導支援のほか、1年生に対しては、必修科目である「アセンブリー・アワー」においても生活及び健康に関する指導支援をしている。地元の玉島警察署の交通安全課員、生活安全課員、警備課員による「交通安全・生活安全講座」、本学教員による「カルト対策講座」、学生生活全般のトラブル対策をまとめた冊子「学生生活は危険がいっぱい」を配付している。また、災害への備えも生活の安定には重要であるため、防災訓練も毎年実施している。令和元(2019)年度においては、平成30(2018)年7月豪雨災害の犠牲者追悼のための黙祷を行った後、玉島消防署の指導の下に防災訓練を行った。さらに、この科目の一環として毎月1回実施するホームルームでは、担当教員が生活全般の指導支援を行っている。

学生生活の安定には保護者との連携や協力も重要であるので、全学で「保護者懇談会」を毎年6月に開催している。「保護者懇談会」では、教職員と保護者間で学生に関する情報の共有を図り、細やかな指導支援ができるよう個別懇談を行い、面談担当教員がアドバイザーや個人実技担当教員からの報告を基に懇談し、正確な学生情報を保護者へ提供するよう努めている。また、保護者からの要望や情報は、アドバイザー、「学生委員会」、教育支援室、保健室等に伝えられ、それらへの対応をしている。

経済的な支援としては、本学奨学金制度である「兄弟姉妹が同時に在学する場合の授業料減免制度」、「卒業生の子の入学金減免制度」、「高等教育の修学支援制度に基づく授業料減免制度」及び「特待生制度」による授業料の減免等を行っているほか、学外の奨学金である日本学生支援機構及び各市町村、企業からの奨学生募集を紹介している。各種奨学金の紹介方法については、「UNIPA」や掲示を通じて周知を行い、説明会や、個別の面談も行っている。面談では在学期間に必要な奨学金額の算出や返済計画を視野に入れ、対応をしている。

<エビデンス集(資料編)>

- 【資料2-4-1】 UNIPA「スチューデントプロファイル」
- 【資料2-4-2】 カルト勧誘防止パンフレット
- 【資料2-4-3】 「学生生活は危険がいっぱい」パンフレット
- 【資料2-4-4】 「アセンブリー・アワーⅠ、Ⅱ」日程表
- 【資料2-4-5】 保護者懇談会開催案内
- 【資料2-4-6】 作陽短期大学奨学金制度に関する規程
- 【資料2-4-7】 兄弟姉妹が同時に在学する場合の授業料減免要項
- 【資料2-4-8】 卒業生の子の入学金減免要項
- 【資料2-4-9】 高等教育の修学支援制度に基づく授業料等減免要項
- 【資料2-4-10】 作陽短期大学特待生規程
- 【資料2-4-11】 作陽短期大学教育ローン利子補給奨学金取扱内規
- 【資料2-4-12】 UNIPA「奨学金情報」

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学学生の生活安定のための支援においてアドバイザーが果たす役割は大きい。しかし、

支援方法や内容はアドバイザー間で必ずしも統一されていない。そのため、アドバイザー業務の明確化や平準化を進めている。学生支援の相談内容は多様化、複雑化している。多様な支援に応えるため、個々の学生に対する適した支援を見極める知識が求められる。また、支援が必要な学生の居場所を確保するため、多目的に利用可能な部屋の開設を計画中で、個室での学習スペースや、飲食可能なスペースを確保する予定である。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

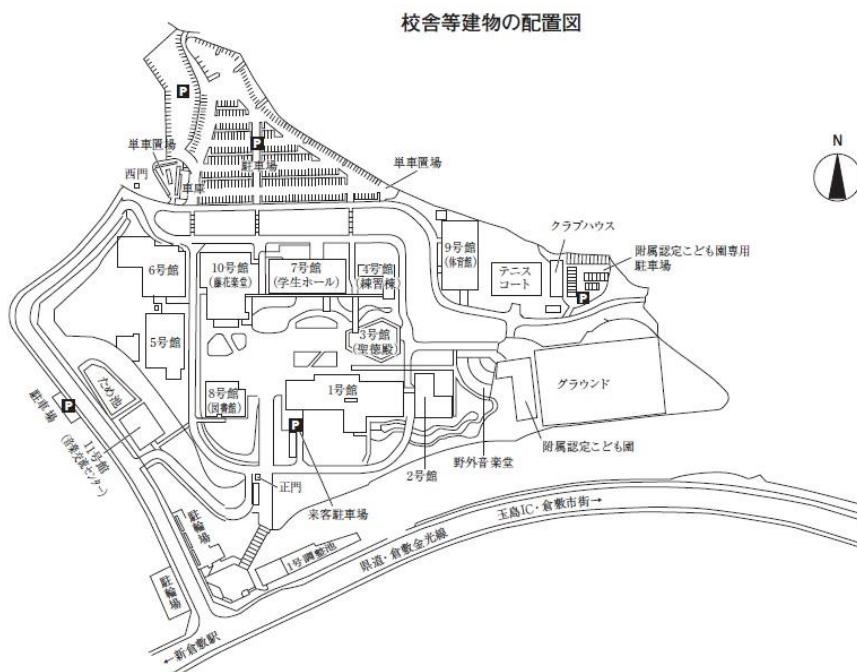
(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

【校地面積と校舎面積】

本学の校地面積は、併設大学と共に13万1,262m²であり、短期大学設置基準の求める基準面積1,600m²を満たしている。本学の運動用地は1万0,885m²あり、これも併設大学と共にしている。

校舎は本学と併設大学とで1号館から11号館までの11棟を共用している。校舎面積は本学が主に使用する校舎の面積として2,990m²、併設大学との共用部分として3万272m²あり、短期大学設置基準の求める面積2,050m²を満たしている【図2-5-1】。



【図2-5-1】校舎等建物の配置図

【立地環境】

本学の校地は倉敷市の西部、玉島地区にあり、緑に囲まれて自然環境に恵まれた丘陵地にある。交通の便も良く、本学の南にあるJR山陽新幹線・山陽本線の新倉敷駅からは徒歩約15分、北にある山陽自動車道の玉島インターチェンジからは車で約5分の場所に位置している。

校地は、建物群が位置する南寄りの比較的高い区域と、駐車場やスポーツ関連施設を設けている北寄りの低い区域とに分けられ、南寄りの高い区域の面積が全体の約3分の2を占めている。

高い区域の南縁に県道、倉敷・金光線が接しており、その路面と1号館正面玄関前の地面との間には12mの高低差がある。そのため、県道に面して幅8mの歩行者用階段（正面階段）を備え、その西隣に車両進入路を設けている。

正面階段を登って北進すると正門があり、そこからさらに北を望むと中央広場がある。本学と併設大学のアイボリーを基調とする校舎等は、中央広場を囲むように配置している。中央広場を通過して広場北に位置する建物群を抜けて階段を降りれば、低い区域の校地に至る。低い区域の北西部分には駐車場と駐輪場があり、その南東部分には体育館、テニスコート、運動場、クラブハウスなどのスポーツ関連施設を設けている。

【校舎の概要】

本学は、2号館を主たる校舎として使用している。2号館には、講義室が8室、研究室が15室、レッスン室が4室、演習室が8室、及び楽器庫が4室ある。全室に冷暖房を完備し、防音と音響の設備も施している。特にレッスン室には二重扉を設けて音響環境の充実を図っている。

本学及び併設大学の講義室は1号館、2号館、5号館及び6号館に設けている。本学は併設大学の食文化学部と子ども教育学部が主として使用する5・6号館以外の校舎、施設、設備を併設大学の音楽学部と共にしている。講義室は1号館及び2号館を合わせて14室あり、1室の面積の平均は約147m²である。定員50人から294人までの大小の規模の講義室を配置して多様な授業形態に対応しており、全講義室に視聴覚設備を設けている。

【音楽機器備品】

本学は、授業用機器備品や楽器の大半を併設大学の音楽学部と共にしている。共用している楽器は、鍵盤楽器に関しては、グランド・ピアノが132台、アップライト・ピアノが80台、パイプオルガンが2台、チェンバロが1台である。

ピアノは1・2・3・4・10・11号館の主要な各室に配置している。特に兼務教員を含むピアノ担当教員の研究室（レッスン室）の全室に2台のグランド・ピアノを配置している。

パイプオルガンは3号館と1号館217室に設置し、チェンバロは3号館に置いている。

鍵盤楽器以外の管・弦・打・邦楽器も併設大学の音楽学部と共にしている。その数は、管楽器が280本、弦楽器が56挺、ティンパニーが6組、それ以外の鍵盤打楽器が22台、三弦が37挺、箏が60面である。

楽器の管理・運用は、入試広報室（楽器整備室）が行っている。チェンバロ、レッスン

室のピアノ及び演奏会用のピアノを除けば、学生は簡単な手続きを経てピアノやオルガンを使用できる。そのほかの管・弦・打・邦楽器も、授業に用いるという条件下であれば、学生は無料で使用できる。

【体育施設】

運動場、体育館及びテニスコートは、授業時以外は学生に開放されており、簡単な手続で自由に使用できる。

【談話スペース】

学生の日常の福利厚生に資する環境としてフリースペース（6号館1階）と複数の休憩コーナーを設けている。フリースペースには机と椅子を備えているので、学生は自由に学習や談話ができる。

休憩コーナーとして 1・2・4（音楽練習棟）・5・6 号館のほぼ全階にベンチを設置したコーナーを設けている。7 号館（食堂棟）の食堂や喫茶室も自由時間の談話や休息に利用されている。

【環境の安全性】

本学の校地は倉敷市の山陽新幹線・新倉敷駅の北約1.5kmの場所にあり、位置、形状、周辺地域との調和などの点で大学用地として優れた環境にある。

校地は緑化を推進し、通路、広場、駐車場などを除いた地表面は概ね植生で覆われている。また、各建物を地下共同溝で結び、送電線や送水管などを地中に埋設しているので、キャンパス内には電柱がなくメンテナンスの利便性も高い。

車両用道路は建物群の外周に周回させて車両と歩行者の動線を分離しているので、校地の大部分は歩行者にとって安全である。校地内の移動は専ら歩行によって行われるが、主要校舎が中央広場を囲むように配置されているので、校舎間の移動は容易である。

【駐車場】

本学の校地は山陽自動車道の玉島インターチェンジから車で約 5 分の距離にある。倉敷市外から自家用車等で通学・通勤する学生や教職員は少なくないため、380 台の駐車が可能な無料駐車場を設けている。この駐車場は、本学や併設大学が主催する演奏会、発表会、講座等への参加を促進する点でも機能している。

【耐震・防災・安全など】

耐震：施設・設備の安全性について、各校舎は平成8(1996)年度以降に完成した建物であり、すべて建設当時の「建築基準法」の基準を超える安全対策が採られ、耐震性もその基準に合致している。アスベストは使用していない。

防火：消防法に基づき、各所に消火器を配置し、各室に煙熱感知器を設置している。また、屋内消火栓、感知器と連動した防火シャッター、停電に備えた非常用発電機等を設置し、専門技術員と委託警備員が24時間体制で監視している。委託警備員は夜間の巡回と防犯活動も行っている。

避難：「二方向避難路」の原則に則り、講義室には原則として2ヵ所の出入り口を設けている。校地、校舎等は、倉敷市との協定によって、所定の施設が災害時の避難場所に指定されている。

消防設備：消防設備等は消防法に基づき定期的に点検し、消火器、非常用発電機、自動通報設備等の点検結果は消防署に適宜報告している。

禁煙：「改正健康増進法」に基づき、敷地内は、指定の喫煙場所を除き、禁煙である。

AED：1号館事務局と5号館事務室に設置している。

衛生管理：「学校保健安全法」の学校管理衛生基準に基づいて空気環境測定、受水槽の清掃、残留塩素の測定、防虫、防鼠を実施している。また、「水質汚濁防止法」に基づいてpHの測定も行っている。

エレベーター保守：1号館、5号館、6号館及び8号館に備えているエレベーターの点検は「建築基準法」に基づき、電気設備の点検は「電気事業法」に基づいてそれぞれ実施している。

清掃：主たる校舎の清掃は、業者に委託して日常的に行っている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料2-5-1】学生便覧2020年度「校舎案内図・講義室等配置図」（P.83～92）

【資料F-5と同じ】

【資料2-5-2】令和2年度 学校基本調査 学校施設調査表

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

音楽専攻を有する本学の施設として特記すべきは、3号館（聖徳殿）、4号館（音楽練習棟）、10号館（藤花楽堂）、11号館（音楽交流センター）及び野外音楽堂である。

幼稚教育専攻に関しては、併設大学に設けられている附属認定こども園が活用されている。そこで学生は、自主実習やボランティアをしている。また、2号館の演習室は、授業以外の時間帯には、保育士採用試験のための対策室や学習室として供されている。

3号館はパイプオルガンを備えた460席の多目的ホールである。授業のほか、演奏会等に使用される。4号館は、多用途の77室の音楽練習室を備えた練習棟である【写真2-5-1】【写真2-5-2】。



【写真2-5-1】3号館（聖徳殿）



【写真2-5-2】4号館（音楽練習棟）

10号館は810席を有する多目的ホールであり、地下には各種アンサンブル室や機材の整った録音スタジオを備えている【写真2-5-3】【写真2-5-4】。



【写真2-5-3】10号館（藤花楽堂）



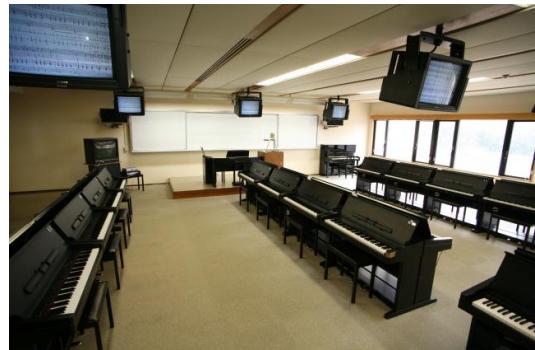
【写真2-5-4】10号館（地下スタジオ）

11号館は、本学、併設大学音楽学部及び子ども教育学部の学生、教職員及び卒業生が音楽や児童文化に関わる活動を通じて地域社会と交流するための施設で、大小のレッスン室やアンサンブル室などを備えている。また、学生のための演奏用の自習室も配置している。野外音楽堂は250席があり、主として学生サークルの演奏会に使用されている【写真2-5-5】。

また、1号館には大小のアンサンブル室を3室、板張りの邦楽合奏用のアンサンブル室を1室、キーボード室を2室設け、授業や練習に活用している【写真2-5-6】。



【写真2-5-5】野外音楽堂



【写真2-5-6】キーボード室

コンピュータ等を設置したICT（情報通信技術）施設としては、情報教育用教室（1号館1室、2号館1室、5号館2室、6号館2室）がある。それらにはインターネットへのアクセスが常時可能な情報ネットワーク（学内LAN）に接続するための情報コンセントを設け、コンピュータやプリンタを設置して、基本的なICT環境を整えている【写真2-5-7】。



【写真 2-5-7】情報教育用教室

図書館は平日9時30分から19時まで開館している。土日祝日は閉館している。

館員は館長のほか、外部委託職員が 6 人いる。そのほか、教員を構成員とする「図書委員会」と、学生を構成員とする「学生図書委員会」を設置している。「図書委員会」では図書館の円滑な運営や有効活用を図るために協議等を行う。「学生図書委員会」は、選書、館内展示、飾り付け、図書館行事の共催等を行っている。また、図書館では図書館の利用促進による学生への学習支援のために新入生全員に対して必修授業において担当教員の協力の下に図書館ガイドを実施している。図書館ガイドでは図書館利用法の紹介のほかに情報収集の方法に関する指導なども行っている。さらに、情報収集の手引きを発展させたサービスとして、文献検索演習も学生からの申し込みに応じて行っている。

図書館は現在、図書、楽譜及び視聴覚資料等を合わせて約 18 万 6,000 点所蔵することができる（文部科学省「学術情報基盤実態調査」指定の計算方法〔棚板総計 ÷ 0.9 × 25（棚板 90cm 当たり 25 冊）〕による）。現在の所蔵量は、図書・楽譜合わせ 17 万 7,750 冊である。学術・一般雑誌は和洋合わせて 122 誌を受け入れている。そのほか 205 誌の研究紀要や報告書等を受け入れている。視聴覚資料は 1 万 8,781 点所蔵している。平成 30(2018)年 5 月 1 日現在の本学及び併設大学の学生 1 人当たりの図書・楽譜蔵書冊数は 128.1 冊であり、学部数 2~4 の私立大学生の平成 30 (2018)年 5 月 1 日現在の平均 103.2 冊を上回っている（文部科学省「学術情報基盤実態調査 平成 30 年度大学図書館編」掲載＜総括事項＞より）。

図書などの資料は、本学の教育目的と現状に合ったものを重点的に収集している。具体的には、音楽及び幼児教育・保育に関して必要性の高い資料を重点的に収集するという基本方針の下、教職員と学生の要望に基づいて収集している。できるだけ遺漏がないようにするために、「図書委員」、「学生図書委員」及び図書館員も選書している。

利用者の利用情報の管理は、磁気カードである学生証又は職員証の読み取りによって行っている。貸出・返却処理は、図書と楽譜に関しては、それらに貼付したバーコードの読み取りによって行っている。

図書、楽譜、視聴覚資料（DVD/VHS/LD/CD）はコンピュータによる検索ができる。雑誌は、受け入れから製本までの全処理を雑誌管理システムによって行っており、タイトルやフリーワード等でコンピュータによる検索ができる。また、館外の文献や学術情報を調査できるように、NII（国立情報学研究所）が運営・提供している学術コンテンツサービス（論文・図書データベース）や、JST（科学技術振興機構）が運営・提供している電子ジャーナル公開システム「J-STAGE」、医学論文情報提供サイト「PubMed」、教育論文情報提

供サイト「ERIC」、国立国会図書館サーチ、新聞データベース、他館の所蔵資料を検索できるサイト等、計 43 種のサイトにリンクを張っている。これらはすべて図書館のホームページ上に公開しているので、希望者はインターネットを経由して学内外から検索ができる（一部学内限定）。また、図書館が発行しているパスワードを取得すれば、利用者自身の利用状況の確認、貸出履歴の確認、資料の予約、図書の購入申請、文献の借入・複写依頼、新着図書情報の収集等を図書館ホームページから行うことができる。

閲覧席は、2 階に 176 席と個人閲覧室の 6 席を設けている。無線 LAN を配備しているので学内 LAN 設定のノートパソコンを持参すれば、どの席でもインターネットを利用できる。一部の机には情報コンセントも設けている。1 階には、平成 26(2014)年 1 月に開設したラーニングコモンズがある。ラーニングコモンズは活発に意見交換しながら学習できるスペースで、48 席を設けている。また、可動式のホワイトボードやテーブルがあり、自由に組み替えてディスカッションやグループワークを行うことができる【写真 2-5-1】。加えて、電子黒板、備え付けのモニター、パソコン、タブレット、プロジェクター、壁面ホワイトボード、視聴覚設備も利用することができる。それらは館内資料やパソコンを使った数人から 40 人程度での授業、ゼミナール、グループワーク、図書館ガイダンス、文献探索演習、授業課題や部活のグループワーク、実習前の授業練習等において利用されている。

平成 30(2018)年度の利用状況は前年比で、入館者数は 0.88 倍、貸出冊数は 1.06 倍、視聴覚資料の利用点数は 1.20 倍、パソコンの使用件数は 0.66 倍である。平成 30(2018)年度の本学及び併設大学の学生 1 人当たりの貸出冊数は 14.5 冊であり、平成 30(2018)年度の私立大学全国平均（7.2 冊）を上回っている（日本図書館協会「日本の図書館」掲載＜大学図書館経年変化（私立大学）＞より）。



【写真 2-5-1】 ラーニングコモンズ

<エビデンス集(資料編)>

【資料2-5-3】 図書館利用案内

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学と併設大学が共用する全校舎はバリアフリーの設計思想に基づいて建設されており、

床には段差がない。エレベーター（1・5・6・8号館）、スロープ、身体障害者用トイレ等も備えているため、車椅子で各校舎を利用できる。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業は講義、演習、実習及び個人実技の形態で行っている。クラスサイズは、授業の形態に応じて多様であるが、法令上の基準に基づいている。

一般的な講義科目の1クラスの学生数は数十人である。また、演習のクラスサイズは演習内容に即して決めているので、数人のクラスもあれば「合唱」や「合奏」のように人数を要する授業では数十人のクラスもある。幼稚教育専攻の専門教育科目は全て40人以下のクラスサイズで実施している。個人実技は基本的に1人の教員が1人の学生を指導する個人レッスン形式である。法令上の規定がない科目のクラスサイズは担当教員の要請に応じて「教務委員会」で協議した後、利用できる教室や時間割等を勘案し、適切なクラスサイズになるよう工夫している。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学は平成8(1996)年度に津山市から倉敷市に移転し、令和2(2020)年度は25年目にあたるが、学修環境は比較的整備された状態を保てている。ただし、施設・設備の安全性確保のために点検等は慎重に行っているが、経年による劣化は避けられない。そのため、施設・設備の更新も視野に入れた整備計画を策定し、実施中である。特に屋外の空調熱源（氷蓄熱）設備機器は設置後、古いものは20年以上が経過しているので、設備機器は老朽化している。そこで「経営改善計画」及び「第二次経営改善計画」における施設等整備事業に基づき年度ごとの予算計画（平成29(2017)年度 1・2・3号館、平成30(2018)年度 4・7号館、令和元(2019)年度 5・8号館、令和2(2020)年度 6号館、令和3(2021)年度 10号館）を立てた。その上で、設置後の経過年数が長い設備機器から順次交換している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料2-5-4】第二次経営改善計画【資料1-1-16と同じ】

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望については、各授業単位では、「授業評価アンケート」によって把握している。このアンケートは、大学教育の質を確保するために、学生が

その授業をどのように捉えているかの実態を把握し、授業を実際に受けた学生からの意見に耳を傾け、授業の改善に役立てることを目的として、前期と後期の年2回実施している。各授業のアンケート結果は授業担当教員にフィードバックされ、授業改善に役立てることとしており、専任教員については、毎年度「業績貢献自己報告書・人事評価表」にて改善内容を報告することが定められている。また、学部・学科ごとの集計・分析については「IR推進室」が行い、調査報告書をもって全学に周知している。

また、学生の学修行動や学修実態を把握し、学修環境や学修支援体制の改善に役立てるため、「学修行動に関する調査」を毎年、全学生を対象に実施している。これも上述の「授業評価アンケート」同様、「IR推進室」が集計・分析を行い、調査報告書をもって全学に周知している。

さらには、アドバイザーは少なくとも半期に1回、通期で2回以上は学生と面談を行うこととしており、その際に聴取した意見・要望は、各種委員会、「学科会議」、「教授会」等を通じて学修支援体制や授業の改善に反映させている。

エビデンス集(資料編)

【資料2-6-1】授業評価アンケート

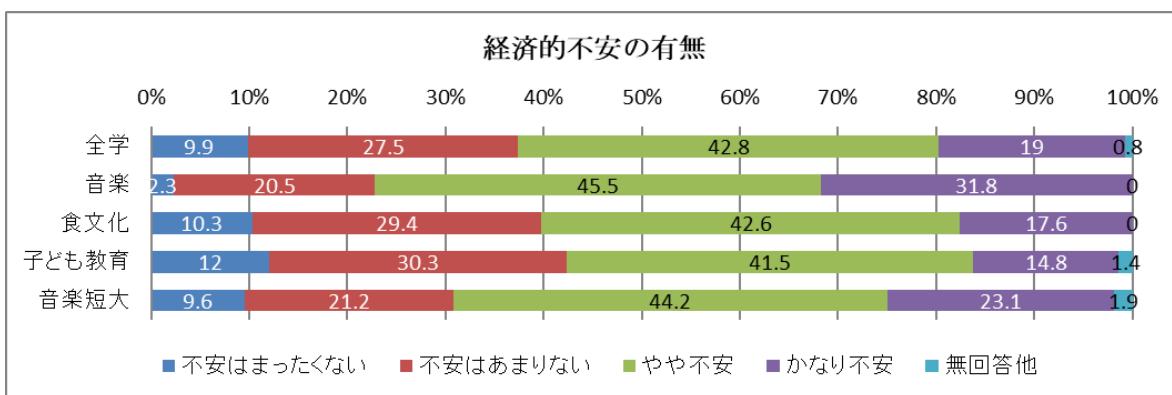
【資料2-6-2】業績貢献自己報告書・人事評価表

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に関する学生の意見・要望については、毎年、本学学生及び併設大学学生を対象に「学生生活満足度調査」を実施しており、「IR推進室」が調査・分析を行っている。

本調査内には、経済的不安の有無についての設問も設けており、約6割の学生が少なからず不安であると回答していることから、経済的支援の充実が望まれていることが分かる

【図2-6-1】。また、経済的支援に関する学生の意見・要望は、学生の申告やアドバイザー等からの情報提供によっても把握しているため、奨学金に関する業務を担当する教育支援室から必要に応じて各種奨学金等の案内及び応募を勧めている。



【図2-6-1】平成30(2018)年度学生生活に関するアンケート調査より

心身に関する健康相談については、主として保健室が対応している【表2-6-1】。保健室

が対応した健康相談や学生の意見等の内容は、保健室が月ごとにまとめて文書で関係部署に報告および情報共有し、相談内容に対して適切な対応ができるよう努めている。なお、精神的支援が必要な学生もいるため、令和元(2019)年度よりカウンセリング室を保健室と隣接した場所に移設し、学生がより利用しやすい環境を整えるとともに、保健室とスクール・カウンセラーの連携強化を図ることで、多様な学生に対応している。

【表 2-6-1】保健室が対応した健康相談延べ人数（全学）

平成 27 年度	生成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
413 名	390 名	373 名	262 名	295 名

また、学生生活に関する意見・要望は、学生会を通じても受け取っている。学生会は各種イベント、スポーツ大会、ボランティア活動を主催するとともに、「学生図書委員会」、「大学祭実行委員会」、クラブ、同好会等を傘下に置いている。その結果、学生会役員から多くの学生の意見・要望を聴取できる。さらに、「学生委員会」の委員等は年 2 回開催される学生総会においても、学生の意見・要望を聴取している。

エビデンス集(資料編)

【資料2-6-3】学生満足度調査

【資料2-6-4】保健室月報

【資料2-6-5】学生会・サークル一覧

【資料2-6-6】学生会年間行事一覧

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望を把握するため、「改善提案箱」を学内の1号館、5号館、6号館、7号館（食堂）の4箇所に設置しており、学生が「改善提案箱」に意見・要望等を自由に投函できる環境を整えている。「改善提案箱」に投函された意見・要望は月末に回収し、教育支援室にて内容を取り纏め、学長、学生部長、学科長、事務局長等に報告している。

また、「大学生活に関する学生の満足度調査」として、キャンパス環境における満足度を問い合わせ、その結果を「IR推進室」にて分析し、調査報告書としてまとめている。

こうして把握・分析した学生の意見・要望は、その内容に応じて、教育支援室、「学生委員会」、「学科会議」、「教授会」等でさらに検討し、改善のために活用している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料2-6-7】改善提案書

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、学生の意見・要望を様々な機会や方法を用い把握し、分析・検討している。その内容については、教育方法、施設設備等の改善から食堂メニューに至るまで様々であるが、可能なものから順次対応している。今後は一層スピード感をもって対応するため、

学生の意見・要望を検討するための会議体等を整理して結論をより速く出せるよう工夫していく。また、決定された対応策を速やかに遗漏なく遂行するため、学生の協力を得ることも検討する。

[基準2の自己評価]

学生の受け入れについては、入学定員充足に至っておらず、最重点課題になっている。課題解決のために、教育の質保証と社会人材の向上はもちろん高校生社会のニーズに合致した専攻の構造改革を実施している。それにより、音楽専攻のみの時と比べ、専攻分離し幼稚教育専攻を新たに設けてからは、短期大学全体の入学定員充足率は多少のアップダウンはあるものの全体的には向上してきており、その成果が現れてきている。

学修支援については、教員と職員の協働による学生への学修・授業支援体制を適切に整備・運営している。また、「授業評価アンケート」等により学修・授業支援に関する学生の意見などを汲み上げる仕組みを適切に整備している。

学生生活の安定のための支援については、アドバイザーや関係職員のカウンセリング能力や学生個々の多様な悩み等に適切に対応できる知識や技能を向上させるべく「FD&SD全教職員会議」等での研修に取り組んでいる。

キャリア支援については、系統的なキャリア教育科目を実施するとともに進路支援室と「進路就職委員会」とアドバイザーとが相互に連携を図るなど、組織的なサポート体制を構築し、社会人材向上との的確な進路指導を展開している。

以上、定員確保という課題を完全にはクリアしていないものの全体的には適切に行われており基準2を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では教育目的を踏まえた上で、以下のようにディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ、学生便覧等に明示し、周知している。

作陽短期大学のディプロマ・ポリシー

作陽短期大学は、ディプロマ・ポリシーとして、下記の「短期大学士力」を修得することを目標としています。

- ・建学の精神を体得し、豊かな人間性と知性を基盤に、多様な人々とコミュニケーションができる。
- ・修得した知識と技能を活用して、課題を発見し解決できる。
- ・目標を掲げて主体的に学び続け、「自利利他」の精神で社会に貢献できる。

<エビデンス集(資料編)>

【資料3-1-1】本学ホームページ 大学概要 作陽短期大学のポリシー 【資料1-1-15と同じ】

【資料3-1-2】学生便覧2020年度 (P.1) 【資料F-5と同じ】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学の単位認定は、授業科目を履修し、試験、レポート、受講状況などにおける学生の学修実績に基づき、「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」の標語で表現される。

成績が 90~100 点が「秀」、80~89 点が「優」、70~79 点が「良」、60~69 点が「可」、0~59 点が「不可」であり、「秀」、「優」、「良」、「可」が合格、「不可」、「出席不足」、「未受験」が不合格である旨、学則及び学生便覧に明示している。

【表 3-1-1】に本学の単位認定基準を示す。

【表 3-1-1】単位認定基準

成績	標語	GPA	判定
90~100 点	秀	4	合格
80~89 点	優	3	
70~79 点	良	2	
60~69 点	可	1	
0~59 点	不可	0	不合格
出席不足	-		
未受験	-		
履修取消	-	対象外	対象外

本学では進級基準は設けていない。

卒業認定基準については、教養に関する科目 15 単位以上、専門に関する科目 46 単位以上、合計 63 単位以上を卒業要件単位数として定めており、詳細を本学ホームページ、学生便覧等に明記している。

専攻科音楽専攻については総単位数 30 単位以上を修了認定基準と定めており、卒業認定基準同様、詳細を本学ホームページ、学生便覧等に明記している。

なお学生に対しては、入学時に行う「新入生オリエンテーション」及び前期・後期の授業開始前に行う「履修登録オリエンテーション」においても、上述の各基準を周知している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料3-1-3】作陽短期大学学則 【資料F-3と同じ】

【資料3-1-4】学生便覧 2020年度 (P.7) 【資料F-5と同じ】

【資料3-1-5】学生便覧 2020年度 (P.77~81) 【資料F-5と同じ】

【資料3-1-6】新入生オリエンテーション日程表

【資料3-1-7】履修登録オリエンテーション日程表

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

上述したように、単位は、授業科目を履修し、試験、レポート、受講状況などにおける学生の学修実績に基づき認定し、秀、優、良、可が合格、不可が不合格である旨、大学ホームページ、学生便覧等に明示し、厳正に適用している。

また本学では、他の大学や短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位等の認定も行っており、これらを学則に明示し、単位の認定は、「教授会」の意見を聴き厳正に行っている。

単位制度について学生の理解を深めるために、「学生便覧」に「単位制」に関する項目を設け、学生の自主的な学習が単位制度にとって不可欠な要素であることを説明するとともに GPA(Grade Point Average)制度に加え CAP 制度等の説明も行っている。

さらに、学生の自主的な学修を促すために、全ての授業科目のシラバスに「自学・自習

内容」、「自学・自習時間」に関する項目を設け、学生が行うべき自学・自習の内容とその時間を明示している。

卒業認定、修了認定については、「教授会」での十分な審議を経て認定しており、厳正に適用されている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料3-1-8】作陽短期大学学則 【資料F-3と同じ】

【資料3-1-9】学生便覧2020年度 (P.6~7) 【資料F-5と同じ】

【資料3-1-10】シラバス作成要領

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準については、「教務委員会」が各専攻教員との調整を図りながら検討してきた。しかし、18歳人口の減少に伴い、社会が求める大学における質保証は今後さらに高まることが予想される。そのため、各基準を精査し、見直していくことが必要である。

本学では学外実習も多いため、実習先からの評価が単位認定の参考資料となる。したがって単位認定基準については、学外実習の受け入れ先からのニーズや要望等も踏まえて、検討していかなければならない。

また、平成25(2013)年度からGPA制度を全学的に導入し、その効果等についても検証がなされ、現状では特に大きな問題無く適用している。ただ、GPAについては、専攻、授業科目が設定する教育目標により、評価が異なってくる場合も推定されることから、今後は、3つのポリシーの実現や質の保証の観点からも検討を行う。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー（1-2-④にて前掲）に基づき策定し、本学ホームページ、学生便覧等に明示し、周知している。

作陽短期大学のカリキュラム・ポリシー

作陽短期大学では、ディプロマ・ポリシーの達成のために、教養教育、専門教育、キャリア教育において下記のようなカリキュラム・ポリシーで教育課程を構成します。

- ・建学の精神に基づく宗教的情操教育を通して豊かな人間性と感性を育み、社会、自然、文化及び社会的・自然的多様性などへの理解を深め、思考力、情報活用力、コミュニケーション力を身につける教養教育を行う。
- ・各専攻独自の基本的知識と技能を系統的に学ぶとともに、地域における学修を通して課題解決していく実践力を身につけ、生涯にわたって自己の成長を促すための専門教育を行う。
- ・音楽または保育、教育に関わる基本的知識と技能を生かした職業人として必要な自律性、ならびにチームで協働できる社会人力を身につけるためのキャリア教育を行う。

<エビデンス集(資料編)>

【資料3-2-1】本学ホームページ 大学概要 作陽短期大学のポリシー 【資料1-1-15と同じ】

【資料3-2-2】学生便覧2020年度 (P.1) 【資料F-5と同じ】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学では、ディプロマ・ポリシーの達成のためにカリキュラム・ポリシーを策定し、教養教育、専門教育、キャリア教育からなる教育課程を編成しており、両ポリシーにおいて一貫性は確保されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、カリキュラム・ポリシーに沿い、建学の精神に基づく宗教的情操教育を基盤として、学生の主体的な学修を尊重しながら、豊かな知性と人間性を育む教養教育とともに、社会人力育成のためのキャリア教育、並びに専門教育を積み上げて体系的な教育課程を編成している。その教育課程は「教養教育科目」の中で、建学の精神の基本理念を学ぶとともに教養力の基盤をつくり、キャリア教育科目群の履修によって、社会人基礎力を養成し、「専門教育科目」の履修を通じて音楽力、保育力を培うものである。

また、身につく知識・能力と授業科目との間の対応関係を示し、体系的な履修を促すため、各専攻、専修の特性に応じた履修系統図を作成している。学生がこれらの履修系統図に沿って履修を進めていくことにより、本学のカリキュラム・ポリシーに基づく教育効果が発揮される。

シラバスについては全学的に統一されたフォーマットを採用し、「全学教務委員会」でシラバス作成に関する「シラバス作成要領」を作成し、各教員はその「シラバス作成要領」に沿った形でシラバスを整備している。

さらにシラバスには学生の自主的な学修を促すために、全ての授業科目のシラバスに「自学・自習内容」、「自学・自習時間」に関する項目を設け、学生が行うべき自学・自習の内

容とその時間を明示している。

CAP制度については、各学年とも49単位を履修登録の上限単位数として定めており、この単位数以上の履修登録をすることはできない【表3-2-1】。ただし、所定の単位を優れた成績（GPA3.0以上）をもって修得した学生については、定められた上限を超えて履修科目の登録を認め、過度な学習負担とならない範囲での追加履修を可能とし、幅広い知識や技術を身に付けられるようにしている。

このことは学生便覧に明記し、上記単位数を超えて履修登録をした場合、「UNIPA」上でエラー表示が出て履修登録ができないシステムになっており、今後も引き続き厳正な運用をしていく。

【表3-2-1】作陽短期大学CAP制度

学科	音楽学科	
専攻	音楽	幼児教育
1年次	49単位	49単位
2年次	49単位	49単位

<エビデンス集(資料編)>

【資料3-2-3】履修系統図

【資料3-2-4】シラバス作成要領【資料3-1-10と同じ】

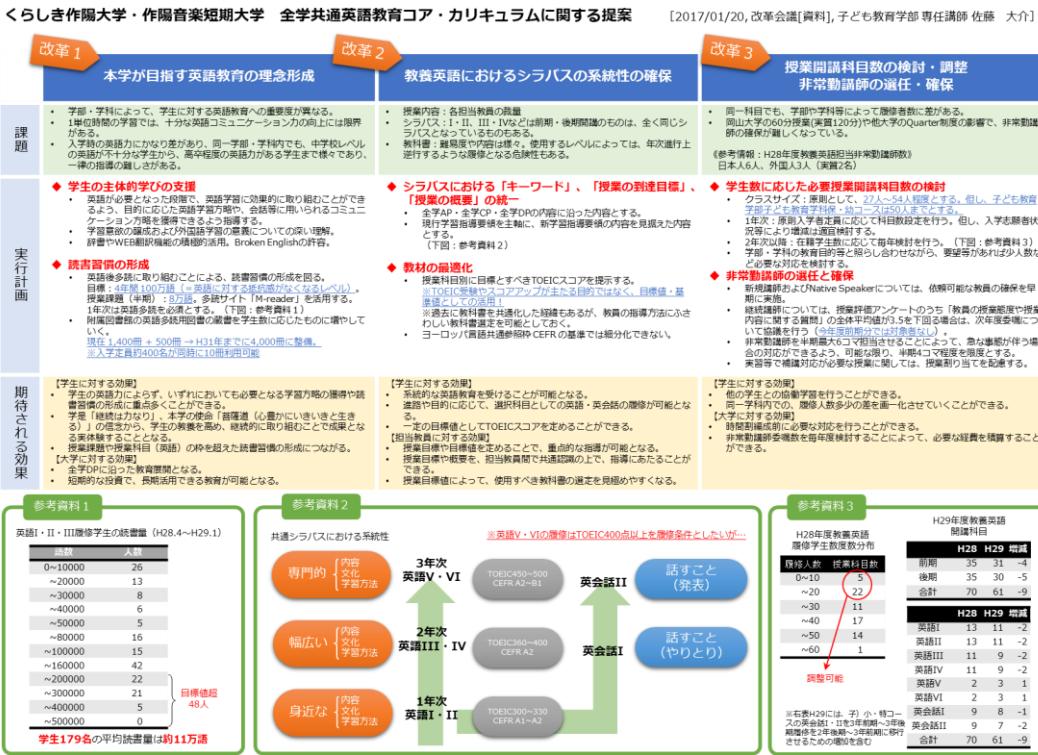
【資料3-2-5】学生便覧2020年度(P.7~8)【資料F-5と同じ】

3-2-④ 教養教育の実施

本学及び併設大学では、教養教育の充実のため「教養教育専門部会」を組織している。「教養教育専門部会」は「全学教務委員会」の委員（本学及び併設大学の教務委員長及び教育支援室職員）で構成され、本学及び併設大学における教養教育全般や教育課程についての意見・情報交換を行うとともに、共通する事項について協議・調整を行っている。そして協議された事項は、さらに「学科会議」、「教授会」等で審議・検討されることとしている。

「教養に関する科目」には、建学の精神を基盤とした学生の主体的な学修を促すため、必修科目として、「宗教I、II、III、IV」、「アセンブリー・アワーI、II」を1年次前期から開設している。また、英語力や情報活用能力の学士課程教育に必要な基礎力を形成するための共通教育も行っている。英語力向上・グローバル人材育成については、平成29(2017)年度より全学共通英語教育コア・カリキュラムに基づき、全学的な英語教育を推進している【図3-2-1】。

また、情報活用演習では単なるコンピュータの操作技術に留まらず、現代社会において求められる情報リテラシーや情報モラルの育成にも重点を置いた指導を行っている。



【図 3-2-1】全学共通英語教育コア・カリキュラムに関する提案書

<エビデンス集(資料編)>

【資料3-2-6】全学共通英語教育コア・カリキュラム

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教授方法に関するFD活動に取り組んでいる。具体的には、学内外の講師によるFD研修を行い、教授方法改善のための各種調査結果の活用、相互主体的な学び（アクティブ・ラーニング）のための指導、各教員の先進的な教授方法の実践事例の共有等に取り組んでいる。

さらに、FD活動を通して、現代学生の心理的特徴を理解した、学生とのかかわりや本学の学生の実態理解、教員自身による建学の精神のさらなる深い理解によって、すべての授業において教授方法の工夫・開発を行う上で、共通した根底理念の形成を図っている。

卒業必修科目である「アセンブリー・アワーI、II」では、併設大学と合同開講のため、大学・短大、学部・学科の壁を越えた交流が行われ、お互いを刺激することにより大きな効果をもたらしている。また、この授業では、建学の精神に基づく宗教的情操教育を実践するため、仏教文化研究センターがハンドブック「まは一やーな」を独自に作成し、テキストとして使用しており、定期的に「月例集会」や「報謝の集い」をセレモニー形式で開催している。これは本学の宗教的情操教育を行う上で、他にはない本学の特徴と言える。

平成29(2017)年度から実施している全学共通英語教育コア・カリキュラムでは、「英語多読教育」を実施している。そのため附属図書館の洋書の整備を図るとともに、オンライン上に英語多読の学習記録を残せるようなシステムを構築した。これにより学生は、授業外でも英語学習に取り組むと同時に、読書習慣の形成もできるようにしている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料3-2-7】英語多読の学習記録システム

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

教授方法については、学生の主体的な学修を促すため、シラバスを平成25(2013)年度に「高等教育研究センター」が検討・提案した様式に変更したが、翌年度以降も「全学教務委員会」がシラバスの様式及び「シラバス作成要領」を検討・修正し、改善を図っている。その成果を検証し、工夫・改善を毎年度行う。

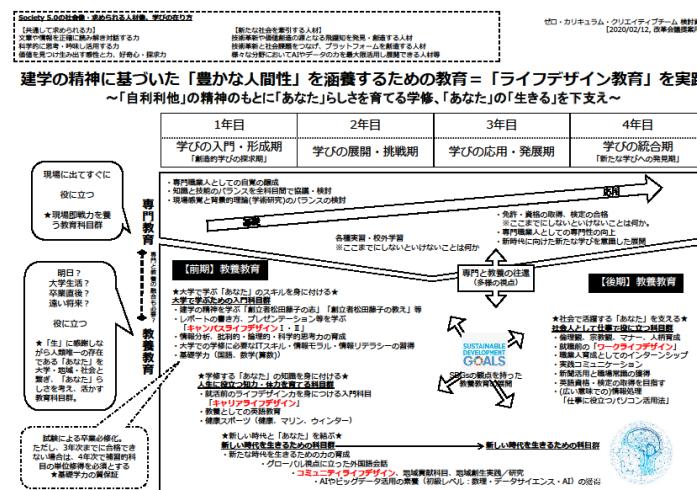
教育課程については、「教養に関する科目」について、令和元(2019)年度に抜本的な教育課程改革を行うため、新たに「ゼロカリキュラム・クリエイティブチーム」を組織した。このチームは学長選抜による教職員がメンバーとなり、教職協働で議論しながら、時代のニーズに応えた魅力ある教育、本学の建学の精神、教育目的に沿う新しい教育課程を検討している。

チームでの議論については、「建学の精神に基づいた『豊かな人間性』を涵養するための教育」として、「ライフデザイン教育」の実践を検討し、専門性を下支えする教養教育の在り方について議論している。また、これは本学及び併設大学に共通するカリキュラムとして考えており、教養教育の枠を超えた「全学共通開講科目」としての位置付けを検討している【図3-2-2】。

具体的には、「大学で学ぶための入門科目群」、「人生に役立つ知力・体力を育てる科目群」、「新しい時代を生きるための科目群」、「社会人として仕事で役に立つ科目群」「オープン科目群」に区分編成し、本学のカリキュラムによって、大学入学から就職までをつなぐ一貫した教育を展開することについて検討している。

また、これまで「教養に関する科目」と「専門に関する科目」のそれぞれで卒業要件単位数を定めていたが、学生の主体的な学修を促す観点から、「全学共通開講科目」と「学部開講科目」の2群合わせて、63単位とし、専門と教養の往還をはかり、多様性の視点を取り入れることも検討している。

このチームの提言を受けた新しい教育課程は、令和3(2021)年度に実施を開始する予定である。



【図3-2-2】ゼロカリキュラム・クリエイティブチームによる教育課程変更案

＜エビデンス集(資料編)＞

【資料3-2-8】全学共通開講科目（案）

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用**
3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

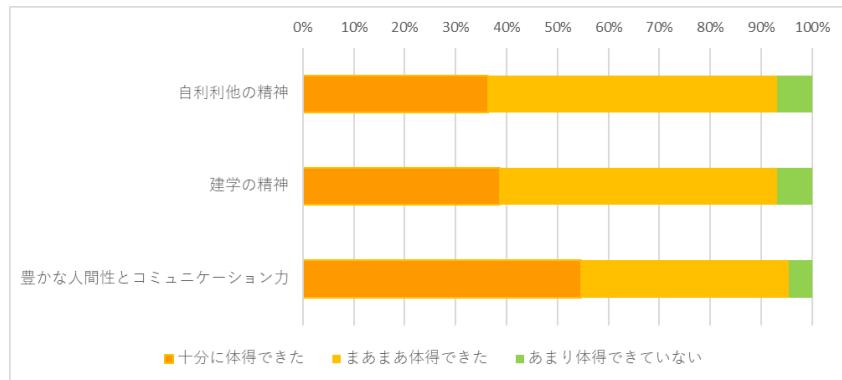
3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

1) アセスメント・ポリシーとオンライン学修ポートフォリオによる学修成果の評価

本学では、平成 30(2018)年にアセスメント・ポリシーを策定及び施行し、本学ホームページで公開している。

アセスメント・ポリシーにより、「学校法人作陽学園寄付行為細則」第 6 条に基づき、大学のディプロマ・ポリシー達成状況について、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーに鑑みて、機関、教育課程、科目における学修成果の評価を実施し、教育改善に活用し、3 つのポリシーについて、PDCA サイクルで検討を続けることとなっている。

具体的な学修成果の点検・評価方法として、平成 30(2018)年度後期より、学生による学修ポートフォリオを、「UNIPA」を活用して、オンライン上で半期に 1 回全学生に回答させ、各アドバイザー教員がフィードバックコメントを必ず行っている。これにより学生自身が将来を考える上での気付きを促すとともに、各アドバイザー教員が学生の現状を把握し、適切な学生指導及び個々の学生の学修状況を把握することができる。学生が、「履修科目の自己評価」、「希望する職業や進路」、「進路決定のために取り組んでいること」、「学生生活の悩みや相談したいこと」などについて記述する項目があり、さらに、本学のディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検を行うため、「自利利他の精神」、「建学の精神」、「豊かな人間性とコミュニケーション力」については、3 件法（十分に体得又は獲得できた、まあまあ体得又は獲得できた、あまり体得又は獲得できていない）で回答させている。令和元(2019)年度後期の結果が、【図 3-3-1】である。この結果から十分又はまあまと回答している学生が 90%以上となっており、一定の成果を挙げていると考えられる。



【図 3-3-1】学修ポートフォリオにおける学修成果（2019 年度）

2) 授業評価アンケートによる学修成果の評価

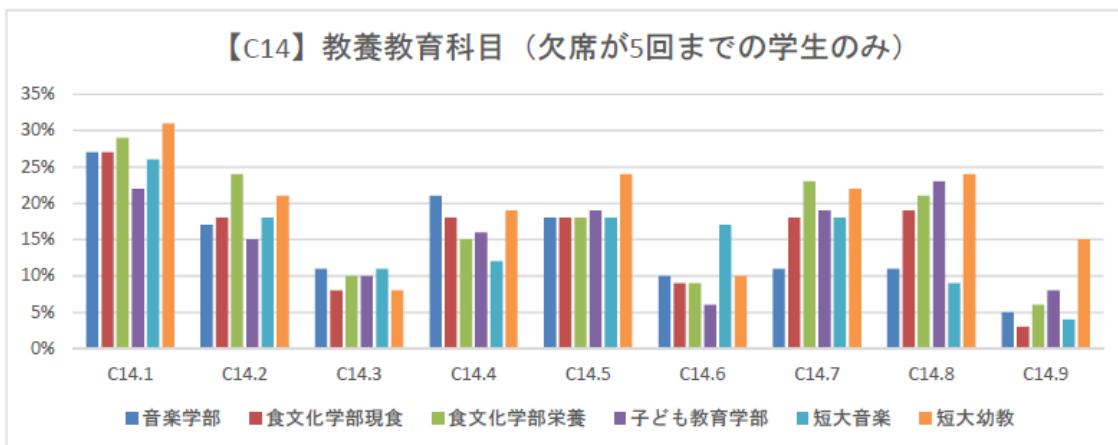
教育目的の達成状況の点検・評価及び改善のため、本学では併設大学と合同で各学期末に全科目を対象とした、授業方法や授業運営についての「授業評価アンケート」を実施しており、教育目的の達成状況や満足度を点検・評価するための工夫がなされている。アンケート結果は、教育内容改善用データとして各教員にフィードバックされ、教育内容・方法及び学修指導などの改善に役立っている。

また、平成 26(2014)年度までは「授業改善のためのアンケート」という名称で実施していたが、平成 27(2015)年度以降は「授業評価アンケート」と名称を変更し、「A 授業への取り組みに関する質問」（「あなたは、シラバスで授業の到達目標や授業内容について確認しましたか」等 4 問）、「B 教員の授業態度や授業内容に関する質問」（「授業方法の工夫や時間配分は適切でしたか」等 6 問）、「C 授業の成果に関する質問」（「あなたはこの授業のシラバスに示している到達目標に達しましたか」等 4 問）を 5 件法（設問 C14 を除く）により回答する形式を取り、また、授業の成果として、以下の 9 点について当てはまる項目を塗りつぶす評価項目（設問 C14）を設け、3 つのポリシーを踏まえた学修成果の点検が可能なアンケートに改善した。

- C14-1 専門的知識や技術、または言語能力や ICT 活用の力などが身についた
- C14-2 人間や社会、文化や自然などへの理解が深まった
- C14-3 表現力やプレゼンテーション能力、演奏技術や表現力が身についた
- C14-4 さらに関連分野を学ぶ意欲がわいた
- C14-5 進んで取り組む実践力が身についた
- C14-6 問題を発見して解決する力が向上した
- C14-7 人としての生き方を考えたり、人間形成に役立った
- C14-8 コミュニケーション能力やお互いに協力しあう力が向上した
- C14-9 職業を選択する力の向上や、職業に就く意欲がわいた

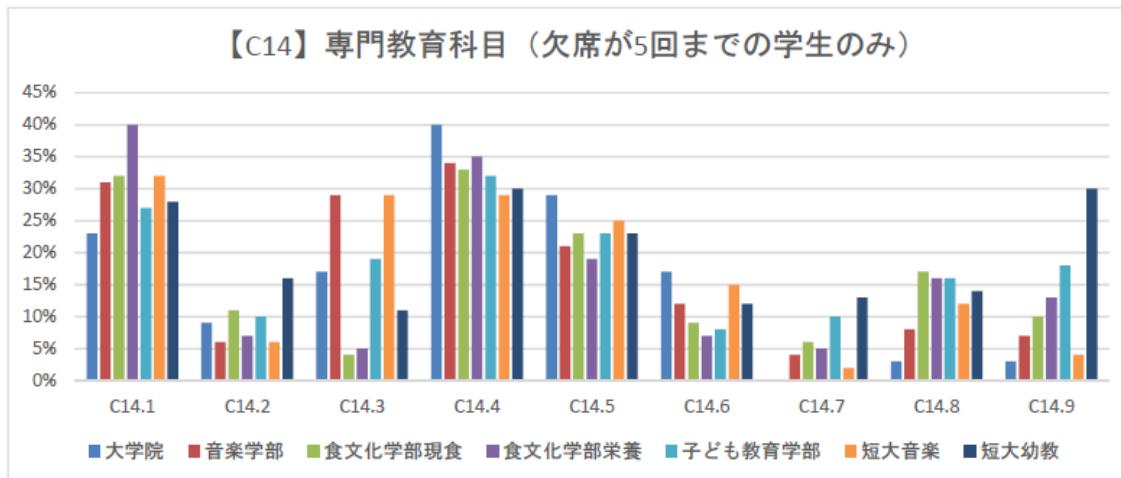
「IR 推進室」（教職員で構成）が作成した「平成 30(2018)年度各種アンケート調査報告書」では、授業成果に関する C14 の項目に関する学生の回答について、以下のように分析している。

教養科目に関する学生の評価は必ずしも一様ではない【図 3-3-2】。相対的に多くの学生が教養科目を履修した成果として選択したのが、平成 28(2016)・29(2017)年度と同様、「専門的知識や技術、または言語能力や ICT 活用の力などが身についた」、「人間や社会、文化や自然などへの理解が深まった」、「さらに関連分野を学ぶ意欲がわいた」、「進んで取り組む実践力が身についた」、「人としての生き方を考えたり、人間形成に役立った」、「コミュニケーション能力やお互いに協力しあう力が向上した」という項目である。一方、比較的選択されなかったのが「表現力やプレゼンテーション能力が身についた」、「問題を発見して解決する力が向上した」、「職業を選択する力の向上や、職業に就く意欲がわいた」という項目である。各項目を選択した学生の割合は、平成 29(2017)年度の割合と比較すると、数%ずつ上昇している。これは、「授業評価アンケート」の結果が各授業担当者にフィードバックされ、各担当者が授業改善に努めた成果であろう。



【図 3-3-2】教養教育科目に関する C14 の回答結果

また、専門科目に関して学生の多くが履修の成果として選択した項目は、平成 28(2016)・29(2017)年度と同じく「専門的知識や技術、または言語能力や ICT 活用の力などが身についた」、「さらに関連分野を学ぶ意欲がわいた」、「進んで取り組む実践力が身に付いた」である【図 3-3-3】。この結果は、学生の専門教育志向という特徴を反映していると思われる。一方、比較的選択されなかった項目は「人間や社会、文化や自然などへの理解が深まった」、「人としての生き方を考えたり、人間形成に役立った」である。これらの項目は専門教育の成果を表すものだと考えられる。また、あまり選択されなかった項目としては、平成 28(2016)・29(2017)年度におけると同様、「職業を選択する力の向上や、職業に就く意欲がわいた」がある。成果として選択されない項目に関しては、引き続き検討を加えたり対策を講じたりする必要がある。



【図 3-3-3】専門教育科目に関する C14 の回答結果

3) 資格取得状況について

本学で取得可能な免許・資格は、令和 2(2020)年度現在、音楽専攻では日本マーチングバンド協会指導者ライセンス（1・2・3 級）、幼児教育専攻では幼稚園教諭二種免許状、保育士資格である。

幼児教育専攻ではほとんどの学生が上記資格を取得しているが、音楽専攻において資格を取得する学生は卒業生の 10%に満たないのが実情である。

この理由の 1 つは、音楽専攻の学生は併設大学音楽学部 3 年次への編入学を目指す者が多く、その目的のために実技系の科目に精励して音楽力を高めることに強い意欲示す学生の多いことがあげられる。この資格取得率を高める仕組みをつくることが今後の課題である。

なお、平成 27(2015)年度から令和元(2019)年度までの本学における資格・免許取得状況は【表 3-3-1】の通りである。

音楽専攻の学生は平成 27 (2015)年度入学生を最後に教職課程が無くなったため、現在は日本マーチングバンド協会指導者ライセンスのみが取得可能である。

幼児教育専攻の学生は、専攻を開設した平成 28(2016)年度から現在まで、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状の両資格ともほとんどの学生が取得している。

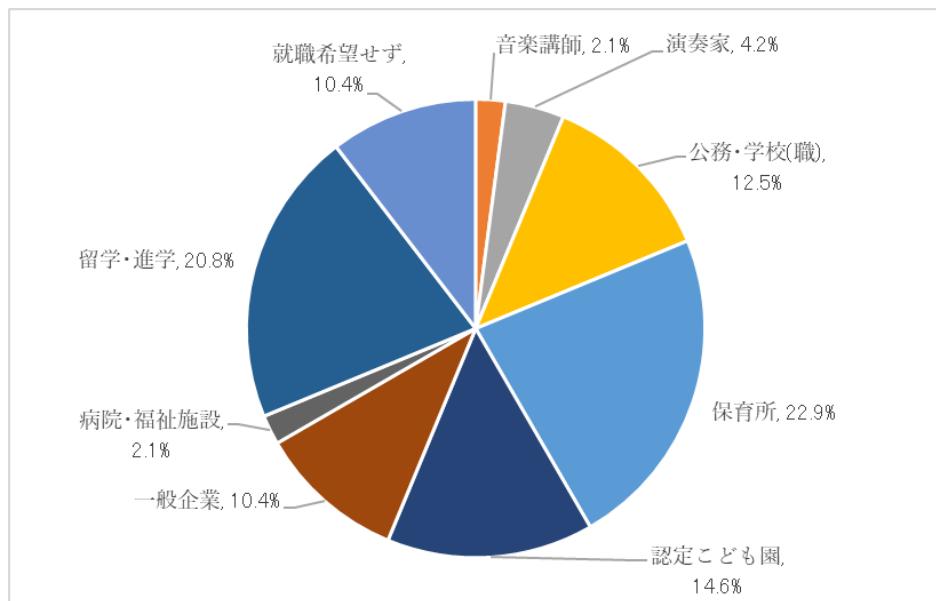
【表 3-3-1】本学における資格・免許取得状況（平成 27 年度から令和元年度まで）

専攻	区分	H27	H28	H29	H30	R1
音楽専攻	卒業者数	34	33	28	25	24
	日本マーチングバンド協会指導者ライセンス	11	9	10	8	検定中止
	中学校二種免許状	3	2	1	-	-
	音楽療法士(2 種)	3	1	-	-	-
幼児教育専攻	卒業者数	-	18	27	34	24
	幼稚園教諭二種免許状	-	18	24	32	21
	保育士資格	-	18	25	32	23

4) 進路・就職状況について

令和元(2019)年度卒業生の進学・就職率は、令和2(2020)年5月1日現在、本学全体で100%となっている。

内訳は、音楽講師2.1%、演奏家4.2%、公務・学校(職)12.5%、保育所22.9%、認定こども園14.6%、一般企業10.4%、病院・福祉施設2.1%、留学・進学20.8%、就職希望せず10.4%である【図3-3-4】。



【図3-3-4】作陽短期大学音楽学科 令和元(2019)年度卒業生の進路内訳

<エビデンス集(資料編)>

【資料3-3-1】本学ホームページ 大学概要 作陽短期大学のポリシー 【資料1-1-15と同じ】

【資料3-3-2】UNIPA「学修ポートフォリオ」

【資料3-3-3】授業評価アンケート 【資料2-6-1と同じ】

【資料3-3-4】平成30年度各種アンケート調査報告書

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

毎学期終了時には、全科目において「授業評価アンケート」を実施し、そのアンケート結果を各担当教員にフィードバックすることで、教育方法改善を促している。また、各教員のアンケート結果を学科長が精査し、問題がある場合は教員を個々に呼び出し、直接指導している。平成28(2016)年度からは、評価の高い教員を「FD&SD全教職員会議」で表彰(ティーチング・アワード表彰)している。

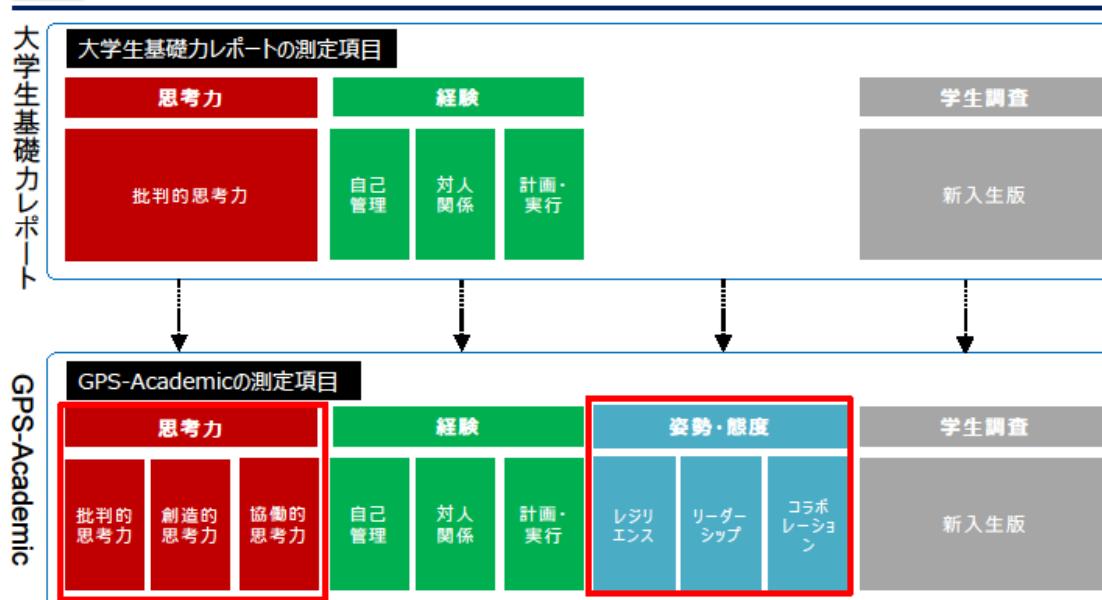
また、教員全員が毎年度末に提出する「業績貢献自己報告書・人事評価表」には、教育に関する評価項目として、教育方針の妥当性、教育目標、教育内容、教育方法等を設けており、各教員はこれらの項目ごとに自己評価を行っている。「業績貢献自己報告書・人事評価表」は教員の評価に関する資料であり、これに基づいた評価は学科長から各教員にフ

ィードバックされる。

さらに学生は入学後、1年次に「株式会社ベネッセ i-キャリア」が実施する「大学生基礎学力レポートⅠ」を受験することで、社会で必要とされる「協調的問題解決力」を「批判的思考力」と「経験」の2つの側面から測定している。2年次になると「大学生基礎学力レポートⅡ」を受験し、それらの結果はフィードバックされる。これにより学生はこれまでの振り返りと目標設定を行い、大学は学生の満足度・成長度を把握し、施策の効果検証を行っている。

令和2(2020)年度からは上記の「大学生基礎学力レポートⅠ、Ⅱ」に代わり、「GPS-Academic」【図3-3-5】を導入し、能力測定が批判的思考力のみならず創造的思考力、協働的思考力も測定できるように強化し、また経験で伸長する姿勢態度も測定できるようにした。このことで、これまで以上に学生を多面的にアセスメントすることが可能になった。

1 大学生基礎学力レポートとGPS-Academicの違い



能力測定が**批判的思考力から創造的思考力、協働的思考力も測定できるように強化**。また経験で伸長する姿勢態度が測定できるようになったことで、これまで以上に学生を多面的に可視化することが出来るようになった。加えてアンケートと経験は大学生基礎学力レポートの項目を継続しているので、これまで受検してきた過年度データと比較分析することが出来る。

【図3-3-5】「GPS-Academic」測定項目

<エビデンス集(資料編)>

【資料3-3-5】FD&SD全教職員会議次第「ティーチング・アワード表彰」

【資料3-3-6】業績貢献自己報告書・人事評価表【資料2-6-2と同じ】

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックす

る方法として引き続き「授業評価アンケート」を実施する。

さらに「IR 推進室」が主体となった、資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなども確実に実施していく。それらに加えて、新たな目的の点検、評価方法の工夫を行う。

アンケートの結果から得られたデータも、FD 活動の有益な指標として組織的に活用する。

[基準 3 の自己評価]

基準 3 については、単位認定、卒業・修了認定ではディプロマ・ポリシーに沿った基準を明確にし、厳正に適用している。教育課程及び教授方法については、カリキュラム・ポリシーが明確にされており、教育課程の体系的編成や教授方法の工夫・開発も実施している。CAP 制度、GPA 制度、さらにシラバスの改善と予習・復習の明確化、厳格な成績評価を実施している。教育目的の達成状況の評価については、3 つのポリシーを踏まえた「授業評価アンケート」、資格取得状況、就職状況、就職先アンケート等により実施している。各教員への教育に関する評価のフィードバックは、適切に精査を行っており、「業績貢献自己報告書・人事評価表」にて自己評価している。以上のことから基準 3 を満たしている。

基準4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学学則に大学の意思決定における学長の役割は明記され、そのリーダーシップは明確に確立している。

学長（理事長兼務）は、大学を代表するとともに大学の教育研究の全般を管理する旨「学校法人作陽学園教職員組織規則」において規定され、大学の意思決定及び教学マネジメントにおいて適切なリーダーシップを発揮している。

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制としては、主要な会議体である「運営会議」、「改革会議」、「教授会」「合同教学会議」には、学科長が構成員として出席しており、学長への補佐体制を組織的に確立している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料4-1-1】学校法人作陽学園教職員組織規則

【資料4-1-2】2020年度 委員会等任命簿【資料2-2-2と同じ】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の権限及び責任については、「学校法人作陽学園教職員組織規則」において学長、学科長の配置及び各職務の適切な分散と責任を明確にしている。

また、大学のガバナンスと学長のリーダーシップを適正に機能させるための教学マネジメントの構築のための会議体を設置している。

主要な会議体は、「運営会議」、「改革会議」、「教授会」、「合同教学会議」でこれらの会議体を定期的に開催している。

特に「教授会」については本学学則第 28 条から第 33 条及び「作陽短期大学教授会規程」第 4 条から第 6 条において、以下のように定められている。また、学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きについては「学生懲戒規程」により学長が定めている。学長の権限と責任の明確化に配慮した教学マネジメント体制を構築している。

本学学則

第 28 条 本学に教授会を置く。

第 29 条 教授会には、准教授その他の職員を加えることができる。

第 30 条 教授会は、学長がこれを招集する。但し、教授会を組織する者の半数以上出席しなければこれを聞くことができない。

第 31 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの

②教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学科長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 32 条 教授会の審議は学長の裁決によってこれを決定する。

第 33 条 教授会は必要に応じて別に特別委員会又は専門委員会を設けて審議することができる。

作陽短期大学教授会規程

第 4 条 学則第 31 条第 1 項に定める、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) 学則の改廃及び教育課程の編成に関する事項

(2) 教員の教育研究業績の審査に関する事項

(3) その他、学長が、教授会の意見を聞くことが必要と認めた事項

尚、学則第 31 条第 1 項第 1 号及び 2 号に定める教授会が意見を述べるものとする事項は以下の通り。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

第 4 条の 2 学則第 31 条第 2 項に定める、学長等の求めに応じて教授会が意見を述べることができる事項は次の各号に定める事項とする。

(1) 学内諸規程に関する事項

(2) 学生の退学、転学、休学、留学、その他学生の身分に関する事項

(3) 学生の厚生補導に関する事項

(4) 学生の賞罰に関する事項

(5) その他教育研究に関して学長等が必要と認めた事項

第 5 条 教授会は必要に応じて別に特別委員会又は専門委員会を設けて審議することができる

きる。

第6条 この規定の改正は、学長の意見を聴いた後、理事会の議決を経て理事長が行う。

但し、第4条及び4条の2に関しては、教授会の意見を聞いて学長がこれを定める。

<エビデンス集(資料編)>

【資料4-1-3】作陽短期大学学則【資料F-3と同じ】

【資料4-1-4】作陽短期大学教授会規程

【資料4-1-5】学生懲戒規程

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

短期大学設置基準の一部改正により、平成29(2017)年4月1日から、事務職員・事務組織はこれまで以上に積極的な役割を担い、短期大学総体としての機能を強化し、総合力を発揮することが求められている。「学校法人作陽学園教職員組織規則」においても「教職協働をもって学園の適正かつ円滑な管理運営をはかること」を示している。

教学マネジメントの組織体制としての「運営会議」及び「改革会議」には事務局長、事務局長補佐が構成員として参加、また「全学教務委員会」にも事務局長補佐が委員として参加しており、職員の適正な配置と教職協働による教学マネジメントの機能性を担保している。

職員の採用及び人事評価については「学校法人作陽学園人事規則」、「等級規程」及び「作陽学園等級細則」によって定め、厳格な運用が行われている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料4-1-6】学校法人作陽学園事務組織規程

【資料4-1-7】学校法人作陽学園事務分掌細則

【資料4-1-8】2020年度 作陽学園事務組織図

【資料4-1-9】学校法人作陽学園人事規則

【資料4-1-10】等級規程

【資料4-1-11】作陽学園等級細則

【資料4-1-12】人事評価制度概念図

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長の適切なリーダーシップの下、本学の主要な会議体である「運営会議」、「改革会議」、「教授会」、「合同教学会議」での権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメント体制の下で教員・職員の適正な配置と役割の明確化による教学マネジメントの機能性を維持していく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発

と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の採用及び昇任等については、「作陽短期大学教員採用・昇格規程」に基づき運用している。教員の採用・昇任等に関する事項については、これを審議するための「人事委員会」が置かれ、「教授会」に提案すべき案件を審議している。「教授会」は、候補者の選考・昇任職位等の適否を判断し、意見を述べて学長が決定する。理事長は学長の決定に基づき理事会の議を経て採用の決定を行う。

教員採用については、大学の特性をより理解して教育に活かす目的から広く公募し、慎重な採用を行っている。

教員の昇任等は、「等級規程」に定める等級基準書、及び「作陽学園等級細則」に定める職務要件書と昇級・昇格審査基準に従い「人事委員会」にて審議が行われる。昇級・昇格審査基準では、リサイタル等・論文等・その他（受賞等、社会的評価）・勤務年数の 4 点が業績評価点となり、さらに人事評価の結果も対象となる。

本学の教員の評価体制は、平成 16(2004)年度から導入された人事評価制度であり、平成 29(2017)年度に改訂が行われ、「業績貢献自己報告書・人事評価表」の書式を改定するとともに数値基準を明確にした教育職員の評価基準を導入した。全教員が、「業績貢献自己報告書・人事評価表」を使用して教育、学生指導支援、研究、運営管理、社会貢献、人事（役付教員のみ対象）の職務領域に関して期初に目標を設定し、期末に実績を報告することとした。人事評価制度のもう一本の柱として、重点目標の達成度が評価の対象となる。重点目標は理事長が定める学園基本方針と、学長が定める短期大学重点目標に従い、年度ごとに重点的に注力する学科目標を設定するものである。全教員は学科の重点目標に従い、「重点目標設定用紙」に各人の目標を期初に設定し、期末に実績を報告する。

目標及び実績が入力された「業績貢献自己報告書・人事評価表」を使用して、数値基準を明確にした教育職員の評価基準に従い狭義の人事評価が行われる。目標及び実績が入力された「重点目標設定用紙」を使用して、重点目標達成度評価が行われる。重点目標達成度評価は「業績貢献自己報告書・人事評価表」に転記され、総合評価としての人事評価が決定され、学科長、学長の順に評価が行われ、最終的に理事長が評価を決定している。この人事評価制度は人材育成を目的としているので、その評価結果は各人にフィードバックされる。

本学の収容定員は 160 人であり、平成 27(2015)年度に行った専攻分離により、音楽学科音楽専攻と音楽学科幼児教育専攻が各々 80 人の収容定員を擁する。短期大学設置基準における短期大学全体の収容定員に応じて決める専任教員数は 3 人、学科の種類及び規模に応じて定める専攻に必要な専任教員数は音楽専攻 4 人、幼児教育専攻 4 人であり、学科全体の合計必要専任教員数は 11 人である。本学は 12 人の専任教員を配置しており、上記の必要専任教員数を充足している。また、教授の数は 6 人であり必要教授数 5 人を充足している。幼児教育専攻は保育士養成施設でもあり、指定保育士養成施設指定基準、児童福祉法

施行規則に定める必要専任教員数も充足している。

<エビデンス集(資料編)>

- 【資料4-2-1】作陽短期大学教員採用・昇格規程
- 【資料4-2-2】等級規程【資料4-1-10と同じ】
- 【資料4-2-3】作陽学園等級細則【資料4-1-11と同じ】
- 【資料4-2-4】人事評価制度概念図【資料4-1-12と同じ】
- 【資料4-2-5】業績貢献自己報告書・人事評価表【資料2-6-2と同じ】
- 【資料4-2-6】学科重点目標「教職員便覧」(P.5)【資料1-1-6と同じ】
- 【資料4-2-7】重点目標設定用紙

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD 及び SD に関しては、「FD・SD 委員会」にて年度ごとに計画を立案、協議の上で実行している。

令和 2(2020)年度の FD・SD 計画における教員能力開発計画 (FD) では、本学の重点目標を受けて以下の 2 点を推進している。

① 魅力ある授業と学園創り

第二次経営改善計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）に組み込まれたゼロカリキュラム・クリエイティブチームによるカリキュラム改革の目標である「各学部学科の特色を生かした魅力ある教育の実現」へ向けて、教育力向上を目指す以下のプログラムを実施する。

- 1) 併設大学子ども教育学部教育学担当者による教授法の講演等
- 2) 顕彰対象教員を主とした模範授業の参観
- 3) 講演・参観を踏まえ、学部・学科混成小グループでのワークショップ開催による振り返りと改善実践の取り組み、ワークショップ参加者の相互参観

② 休学・退学学生発生の減少

休・退学学生発生の減少を達成するために、教職協働にて連続欠席学生の調査を行うとともに、抽出された学生への継続的な支援を行う。

平成 30(2018)年度の FD の結果を受けて改善されたアドバイザー制度にて、全ての学生との定期的な接触を図ることで、学生の向学意識を向上させ休学や退学を未然に防止する。

本学ではさらに上記 FD・SD 計画において、教職員協働・共通能力開発計画として、教職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるために、「FD & SD 全教職員会議」をはじめとして以下の取組みを行っている。

① FD&SD 全教職員会議

4 月及び 9 月の年 2 回実施する全教職員会議において、経営・財務状況、経営改善計画

の実績・進捗等の説明会や各種講演を実施する。なお、この全教職員会議は併設大学と共に開催している。

② 評価者研修

例年 12 月に人事評価者対象研修を実施し、本学人事評価に係る留意点等を説明している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料4-2-8】2019年度 第8回改革会議・自己点検委員会 議事録

【資料4-2-9】2020年度 教職員能力開発計画（FD・SD）

【資料4-2-10】評価者研修資料

【資料4-2-11】2019年度 第9回改革会議・自己点検委員会 議事録

【資料4-2-12】2020年度 FD&SD全教職員会議（案）【資料1-2-2と同じ】

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員の資質・能力向上については、今後も教員の研修会等を充実させ、さらなる FD 活動の充実に努める。また、教養教育をはじめとして、組織として本学及び併設大学を横断する形での「全学教務委員会」等の活動への要求が高まっており、教職協働で学生の教育に取り組む体制づくりを推し進めていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関する職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関する職員の資質・能力向上への取組み

FD 及び SD に関しては、「FD・SD 委員会」にて年度ごとに計画を立案、協議の上で実行している。令和 2(2020)年度の FD・SD 計画における職員能力開発計画（SD）では、本学園の重点目標を受けて以下の 3 点を推進している。

① 事務基本動作の再確認

ここ数年の事務職員の入れ替えを勘案、事務職員全体の基本動作再確認の為に、全事務職員、特に若手事務職員の能力開発に取り組む。この為に、新入職員を中心に外部研修への参加を促す。

② 中堅職員の能力開発

事務局或いは全学にて対応する案件において、事務局内の案件毎のリーダー及び担当者を明確にし、事務局長直接の指揮の下にリーダー及び担当者が補助金獲得や関連省庁の調査適正対応等に向けて行動することで、企画力及び問題解決能力等の対象業務遂行に必要な能力向上を図る。本件による中堅職員のレベルアップにより、事務局全体の業務遂行能力の向上を図る。

③ 学外研修

日本私立学校振興・共催事業団、日本私立大学協会及び日本私立短期大学協会等が主催する研修会の受講と受講後の事務局会議または部署内での報告により、業務遂行能力及び発表能力の向上を図る。

本学ではさらに上記 FD・SD 計画において、教職員協働・共通能力開発計画として、教職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるために、全教職員会議をはじめとして以下の取組みを行っている。

① 全教職員会議

4月及び9月の年2回実施する全教職員会議において、経営・財務状況、経営改善計画の実績・進捗等の説明や各種講演を実施する。

② 評価者研修

例年12月に教職員対象者に適正評価のための人事評価者対象研修を実施し、本学人事評価に係る留意点等の説明を行う。

③ 学部・学科改善活動

魅力ある学部・学科造りを目指した教職協働での活動を継続して実施する。18歳人口の減少を見据えて、高校生及び在学生に魅力ある学部・学科の検討、改善・実施計画の策定、成果の広報と言った一連の活動を多年度にわたり継続する。

職員も人事評価制度の対象であり、「等級規程」に定める等級基準書を判断基準として人事評価表を作成する。人事評価制度のもう一本の柱としての重点目標の達成度も教員同様に評価の対象となる。重点目標は理事長が定める学園重点目標に従い、事務局長が年度ごとに重点的に注力する事務局目標を設定する。全職員は事務局目標に対応した各部室の重点目標に従い、「目標成果管理表」に各人の目標を期初に設定し、期末に実績を報告する。平成29(2017)年度からは、さらに能力開発目標を「目標成果管理表」にて設定する改訂を行い、継続的・自主的な能力開発を促している。

教員と同様に、人事評価表に目標成果管理表の結果が転記され、総合評価としての人事評価が決定される。人事評価表は重要な人事評価資料であり、室長、事務局長補佐、事務局長の順に評価が行われ、最終的に理事長が評価を決定している。この人事評価制度は人材育成を目的としているので、その評価結果は各人に還元され説明が行われる。

<エビデンス集(資料編)>

【資料4-3-1】2019年度 第8回改革会議・自己点検委員会 議事録【資料4-2-8と同じ】

- 【資料4-3-2】2020年度 教職員能力開発計画（FD・SD）【資料4-2-9と同じ】
- 【資料4-3-3】2019年度 第9回改革会議・自己点検委員会 議事録【資料4-2-11と同じ】
- 【資料4-3-4】2020年度 FD&SD全教職員会議（案）【資料1-2-2と同じ】
- 【資料4-3-5】評価者研修資料【資料4-2-10と同じ】
- 【資料4-3-6】等級規程【資料4-1-10と同じ】
- 【資料4-3-7】事務局目標「教職員便覧」（P.6）【資料1-1-6と同じ】
- 【資料4-3-8】目標成果管理表

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

短期大学設置基準の一部改正により、平成 29(2017)年 4 月 1 日から、事務職員・事務組織はこれまで以上に積極的な役割を担い、大学総体としての機能を強化し、総合力を発揮することが求められていることから、教員・事務職員等の垣根を越えた教職協働の取り組みを進めていく。

本学における FD・SD 計画はこれまでも教職協働を前提に推進してきたが、上記を踏まえた職員能力開発を一層推し進めていく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では教員一人ひとりに個人研究室が用意されている。基本的にパソコンは教員個人が望む機種を個人研究費で購入することが可能であると同時に周辺機器も同様である。

音楽実技系教員の研究室は防音設備が整った二重扉の部屋であり、周りを気にすることなく演奏が可能である。

夏期と春期の長期休業期間中は研修日として利用することができる、自由に研究活動に打ち込むことができ、個人研究費も申請によって年間最大 35 万円を使用することができる。

本学では「運営会議」の管轄下に置かれている学内附属研究センターとして、「仏教文化研究センター」、「演奏芸術センター」、「商品開発交流研究センター」、「子ども教育研究センター」があり、本学の研究活動の中核を担っている。

「仏教文化研究センター」は平成 17(2005)年 4 月に設置された。その目的は建学の精神の理解促進・具現化、建学の精神に関わる行事の企画・実施、仏教文化の研究等である。これらの目的を達成するため、平成 17(2005)年に「月例集会」のテキストである「まは一や一な」を編集・刊行した。そして年 6 回「月例集会」を開催し、毎年「報謝の集い」を企画・開催している。それとともに、公開読書会も開催している。さらに仏教伝道協会

や他大学の佛教関係研究所等と交流している。研究に関しては、“A Worldly View for Preventing Tragedies in Periods of Paradigm Shift (パラダイム・シフトの時代の悲劇を救う世界観) “(Forum on Public Policy Online,2009)、「メリットクラシーとアミタクラシーの倫理的背反と相補」(本学紀要、2012年)、「自力としての分別（対象化）の功罪」(本学紀要、2019年) 等の論文を発表している。口頭による研究発表はオックスフォード大学でも行った (20thOxford Round Table,2008)。

「演奏芸術センター」は、昭和41(1966)年当時設置されていた「公演研究所」を前身とする「演奏委員会」を経て、平成18(2006)年4月に設立された。

演奏芸術センターの目的は、新しい演奏芸術の創造に関する研究と本学の教育研究の発展に寄与すること、芸術文化を広く発信することである。

本学は岡山県津山市にあった頃より、国内外の著名な演奏家を招聘し、学生や教員に高い次元の感動と刺激を与え、本学の教育力と学生の資質能力向上に大きく貢献してきた。また、「音楽の街・津山を日本のザルツブルグに」をビジョンに掲げ、地域と連携した芸術文化の振興に力を注ぎ、「津山国際総合音楽祭」や「津山第九演奏会」などの創始に寄与した。

平成8(1996)年、本学の倉敷市移転を契機として、併設大学音楽学部がイタリアのヴェルディ音楽院やアメリカのカーセイジ大学など、音楽課程を有する海外の大学と協定を結び、平成25(2013)年には「ジュゼッペ・ヴェルディ生誕200年記念オペラ・ガラコンサート」を開催した。さらに「カーセイジ大学との日米交流演奏会」を平成17(2005)年から現在まで継続しており、音楽を通した国際交流を積極的に進めている。平成12(2000)年には、チャイコフスキイ記念ロシア国立モスクワ音楽院と文化交流協定を結び、併設大学音楽学部にモスクワ音楽院特別演奏コースを設置するとともに、世界で活躍するモスクワ音楽院の教授陣による多彩な演奏会を開催している。

加えて、平成22(2010)年から平成29(2017)年まで、倉敷市美觀地区における「倉敷館コンサート」に、平成27(2015)年から令和元(2019)年まで、総社市における「総社市第九演奏会」に参画するなど、地域と連携した多彩な演奏会を開催したり、本学教員の研究成果を発表する「ファカルティ・コンサート」を開催したりするなど、地域の音楽文化の発展にも貢献している【表4-4-1】。

【表4-4-1】令和元(2019)年度演奏会一覧

開催月	開催日	演奏会名
6月	20日(木)	ヤングコンサート②(音楽貢献実践)
	26日(水)	モスクワ音楽院特別演奏コース前期学内公開演奏会Ⅱ
	30日(日)	七夕ヤングコンサート①(音楽貢献実践)
7月	6日(土)	七夕ヤングコンサート②(音楽貢献実践)
	7日(日)	作陽短期大学演奏会
	10日(水)	モスクワ音楽院特別演奏コース前期学内公開演奏会Ⅲ
	11日(木)	作陽弦楽合奏団演奏会
	22日(月)	ヴォーカル・サマーコンサート2019

	25 日(木)	ピアノ伴奏演習 I 研究発表演奏会
	29 日(日)	室内楽 (Pf) 研究発表会「Piano Duo Summer Concert」
8月	5 日(月)	くらしき作陽大学 大学院サマーコンサート
10月	2 日(水)	2019年度 特待生コンサート (1、2年生)
	9 日(水)	2019年度 特待生コンサート (3、4年生) & コンクール入賞者コンサート
	17 日(木)	ヤングコンサート③ (音楽貢献実践)
	17 日(木)	くらしき作陽大学 大学院合奏演奏会
	23 日(水)	モスクワ音楽院特別演奏コース後期学内公開演奏会 I
11月	20 日(水)	モスクワ音楽院特別演奏コース後期学内公開演奏会 II
	21 日(木)	ヤングコンサート④ (音楽貢献実践)
	24 日(火)	作陽 JWA こども吹奏楽団 第 10 回定期演奏会
	27 日(水)	作陽管弦楽団演奏会
	30 日(土)	2019 作陽ファカルティコンサート I 長瀬敏和 サクソフォンリサイタル
12月	4 日(水)	モスクワ音楽院特別演奏コース後期学内公開演奏会 III
	6 日(金)	さくよう吹奏楽の日
	8 日(日)	クリスマスヤングコンサート① (音楽貢献実践)
	14 日(土)	第 32 回 日本伝統芸能・邦楽演奏会 さくよう歌舞座
	15 日(日)	クリスマスヤングコンサート② (音楽貢献実践)
	18 日(水)	モスクワ音楽院特別演奏コース後期学内公開演奏会 IV
1月	10 日(金)	第 14 回 音楽デザイン専修作品発表会「ミライヘノトビラ」
	10 日(金)	金管合奏研究発表会
	11 日(土)	室内楽 (打楽器) 研究発表会 第 47 回 作陽パーカッショングループコンサート
	11 日(土)	オペラ演習研究発表会
	13 日(月)	作陽弦楽合奏団演奏会～ニューイヤーコンサート～
	14 日(火)	ピアノ伴奏演習 II 研究発表演奏会
	20 日(月)	合唱研究発表会「コラール コンサート」
	21 日(火)	室内楽 (Pf) 研究発表会「Piano Duo Winter Concert」
2月	26 日(日)	ヤングホールコンサート (音楽貢献実践)
	20 日(木)	作陽オーディション！ひとの心を動かすのは君だ！
	22 日(土) 23 日(日)	2019 年度くらしき作陽大学 大学院修了演奏会
2月	23 日(日)	ひなまつりヤングコンサート① (音楽貢献実践) → 【中止】
	28 日(金)	2019 作陽ファカルティコンサート II 重利和徳ピアノリサイタル→【延期】
	29 日(金)	ひなまつりヤングコンサート② (音楽貢献実践) → 【中止】
3月	7 日(土)	2019 年度 卒業・修了演奏会→【無観客にて開催】

	8日(日)	
	10日(火)	2019 作陽ファカルティコンサートⅢ 竹内京子・居川寛子 ピアノソロ・デュオのタベ→【延期】

「子ども教育研究センター」は、併設大学の「子ども教育学部」発足1年前の平成19(2007)年4月に開設された「子ども研究センター」を前身としている。子ども教育研究センターの目的は「子どもに関する基礎的・理論的研究及び実証的調査研究を行うとともに、その成果を子ども教育の実践に広く生かし、社会に貢献すること」にある。幅広い地域貢献と本学学生の資質向上を目指し様々な取り組みを行ってきたが、平成25(2013)年度からは事業を「研修セミナーの開催」と「さくよう森の広場 どんぐりっこ開催」に焦点化し、名称も「子ども教育研究センター」と改め、それぞれの活動をこれまで以上に充実させた。特に、研修セミナーは「リフレッシュセミナー」と総称し、子ども教育分野の第一線で活躍している専門家を招聘し、学生や卒業生、近隣の保育者、教師、関係機関の職員とともに学び、地域の子育て支援に資している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料4-4-1】学校法人作陽学園組織図

【資料4-4-2】2019年度「演奏会のご案内」リーフレット

【資料4-4-3】2019年度「リフレッシュセミナー」開催案内

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学技術の健全な発展を阻害しかねない事態を生み出している。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が求められている。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観の下に新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待に応えていく必要がある。

本学では、「学校法人作陽学園コンプライアンス推進規程」、「作陽学園倫理憲章」等を定め、研究に関わる者に責任をもち社会の信頼に応えられる行動をするよう求めている。また、「くらしき作陽大学、作陽短期大学 公的研究費等による研究活動不正行為への対応に関する規程」において、研究活動不正行為の防止に関する対応を規定するとともに、「くらしき作陽大学・作陽短期大学公的研究費等取扱要領」において、公的研究費の適正な管理・監査等について規定し、厳正に運用している。

研究倫理教育については、e ラーニングプログラムの受講や教職員を対象とした研修会等を行い、教職員の研究倫理に関する理解を深めている。また、毎年行っている科学研究費申請の説明会でも、研究不正防止についての研修を行っている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料4-4-4】学校法人作陽学園コンプライアンス推進規程

【資料4-4-5】作陽学園倫理憲章

【資料4-4-6】くらしき作陽大学、作陽短期大学 公的研究費等による研究活動不正行為への対応に関する規程

【資料4-4-7】くらしき作陽大学・作陽短期大学公的研究費等取扱要領

【資料4-4-8】くらしき作陽大学・作陽短期大学公的研究費等の使用に関する行動規範

【資料4-4-9】公的研究の不正防止体制と不正防止計画について

【資料4-4-10】公的研究費等の不正に係る通報等に関する取り扱い要領

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、「くらしき作陽大学・作陽短期大学研究費等に関する規程」に従い、教育職員の研究活動を推進する体制を整えている。当該規程の対象となる研究には「個人研究」と「特別研究」の2つがあり、個人研究は本学専任教員個人が行う学術発展の為の研究である。「特別研究」は、本学の教育改善、研究の推進上必要であると認められる研究を指す。

「個人研究」は、上記規程と「研究助成基準」等に従い、期初に「個人研究助成金申請書」を対象の専任教員が作成・提出し学科長の確認を経て最終的には学長が決定する。承認された助成金の使用については、学科長及び事務局が上記規程及び関連する規程を適用して確認の上、学長の決裁を経て執行している。期末においては、助成金を受けた専任教員は「個人研究助成金使用報告書」を作成し、学科長の確認を経て最終的には学長の決裁を得ている。

「特別研究」には、特別学術研究と特別教育研究があり、特別研究費の助成総額は年度ごとに定められた額の範囲内で配分される。助成のための申請書は、学科長経由で提出され、「研究推進委員会」において申請の内容について採否及び助成額が審議され、学長が決定し学長裁量経費から助成する。

研究活動のための外部資金の導入の努力については、科学研究費補助金等の国が支援する研究助成金制度に積極的に応募するよう教員に周知するとともに、岡山県が募集する保育士養成施設連携強化事業にも応募することを働きかけている。

また、倉敷市や総社市との連携協定、企業との包括協定、共同研究契約書、受託研究契約書などを締結し、研究活動のための外部資金の導入を進めている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料4-4-11】くらしき作陽大学・作陽短期大学研究費等に関する規程

【資料4-4-12】個人研究費助成金申請書

【資料4-4-13】個人研究費助成金使用報告書

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学は平成8(1996)年度に津山市から倉敷市へ移転し、今年度は25年目にあたる。研究環境は整備されているが、将来に備えてさらなる充実を図っていく。施設・設備の安全性確保のために点検等は慎重に行っており、老朽化は避けられない為、施設・設備の更新も考慮していく。一方で、教育と研究は、双方の改善と向上を見据えた取り組みを実施し、コンプライアンス関連の規程等の整備も充実させる。

[基準4の自己評価]

学長の適切なリーダーシップ、権限の適切な分散と責任の明確化、職員の配置と役割の

明確化など、教学マネジメントの機能性は十分に確立されている。

教員の配置・職能開発等についても、短期大学設置基準、指定保育士養成施設の指定及び運営の基準を満たす教員配置がなされるとともに、教員の採用・昇任等に関する各種規定を整備し適切に運用している。

FD・SD活動等も確実に実施し効果を上げ、教職協働体制もあらゆる場面で進めている。

さらに、研究活動の中核となる学内附属研究センターの「仏教文化研究センター」、「演奏芸術センター」、「子ども教育研究センター」において、地域貢献活動に実績をあげている。

研究活動不正や公的研究費の不正使用の防止については、各種規程を整備するとともに、教職員対象の研究倫理研修会等のコンプライアンス教育や内部監査を実施している。

また、本学では「くらしき作陽大学・作陽短期大学研究費等に関する規程」に従い、教育職員の研究活動を推進する体制を整えている。

以上のことから基準4を満たしている。

基準5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

「学校法人作陽学園寄附行為」及び「学校法人作陽学園教職員組織規則」により本学の組織とその組織における職務権限を定め、「学校法人作陽学園くらしき作陽大学・作陽短期大学就業規則」、「学校法人作陽学園コンプライアンス推進規程」及び「作陽学園倫理憲章」により倫理規範を定めている。また個人情報保護に関しては、「個人情報保護に関する取り扱い事項について」に必要事項を定め、教職員に周知している。ハラスメントの防止に関しては、「作陽学園（大学・短期大学）ハラスメントの防止等に関する指針」を制定するとともに、その内容を教職員に配布する「教職員便覧」に記載している。情報公開については「くらしき作陽大学・作陽短期大学 情報公開規程」を定める等、適切な運営を行っている。

また、組織倫理を確立するため「学校法人作陽学園公的通報等に関する規程」を制定し、法律違反等に対する体制を整備するとともに、「学校法人作陽学園監事監査規程」を定めて経営面や業務面に対する独立したチェック機能の強化を確立することにより、誠実性を確保している。組織に業務監査の機能を持たせるため、「学校法人作陽学園内部監査細則」を制定し、内部監査役による業務執行面や人事面における改善項目の抽出と改善の指示を行っている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-1-1】学校法人作陽学園寄附行為【資料F-1と同じ】

【資料5-1-2】学校法人作陽学園寄附行為細則【資料1-1-2と同じ】

【資料5-1-3】学校法人作陽学園教職員組織規則【資料4-1-1と同じ】

【資料5-1-4】学校法人作陽学園 くらしき作陽大学・作陽短期大学就業規則

【資料5-1-5】学校法人作陽学園コンプライアンス推進規程【資料4-4-4と同じ】

【資料5-1-6】作陽学園倫理憲章【資料4-4-5と同じ】

【資料5-1-7】個人情報保護に関する取り扱い細則について

【資料5-1-8】作陽学園（大学・短期大学）ハラスメントの防止等に関する指針

【資料5-1-9】くらしき作陽大学・作陽短期大学 情報公開規程

【資料5-1-10】学校法人作陽学園公益通報等に関する規程

【資料5-1-11】学校法人作陽学園監事監査規程

【資料5-1-12】学校法人作陽学園内部監査細則

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

平成27(2015)年度に中期計画である「学校法人作陽学園経営改善計画」を策定し、令和元(2019)年度までの5か年間、経営の改善活動に取り組んだ。また、新たに令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの「第二次経営改善計画」を策定し、改善活動を継続して行っている。

さらに、毎年、各部門の重点目標を達成するために、各部門が取り組む単年度重点目標を明らかにしている。各部署や個人は、この単年度目標を達成するために、それぞれの重点目標を設定して、目標達成のために取り組んでいる。

このように、本学では、使命・目的の実現のため、各部門が重点目標を設定し、目標達成のために、経営改善計画等を通して、継続的に活動している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-1-13】第二次経営改善計画【資料1-1-16と同じ】

【資料5-1-14】2020年度 重点目標一覧（事務局）

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学では、地球環境保全に配慮した省エネルギーや省資源対策に積極的に取り組み、デマンド監視装置の設置、空調機の集中管理による温度設定、クールビズの励行、照明のLED化、人感センサーによる照明の制御などを実施している。

本校舎は平成8(1996)年度以降に完成した建物であり、建築基準法を超える安全対策がとられ、耐震性も基準に合致している。

警備は、外部委託の警備会社が行っており、学内の安全が保たれている。

校地は全体にわたって緑化に努めており、改正健康増進法に基づき、原則敷地内は禁煙である。

危機管理については、様々な事例についての具体的な対策や、教職員の役割等を示した危機管理マニュアルを作成して周知している他、「危機管理に関する細則」、「作陽学園消防・防災計画」を整備している。また学生、教職員は毎年行っている防災訓練等で日頃から不測の事態に備えている。

人権については、教職員等が個人としての尊厳を尊重され、男女共に快適な職場・修学できる学園環境を確保することを目的として、「作陽学園（大学・短期大学）ハラスメントの防止等に関する指針」を定めて、これに従い適切な対応を行っている。

また、全学共通科目「アセンブリー・アワーⅠ、Ⅱ」内で学生に対して人権教育を行うとともに、「人権教育委員会」を設置し、人権に配慮している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-1-15】危機管理マニュアル

【資料5-1-16】危機管理に関する細則

【資料5-1-17】作陽学園消防・防災計画

【資料5-1-18】作陽学園（大学・短期大学）ハラスメントの防止等に関する指針

【資料5-1-8】と同じ

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学における経営の規律と誠実性については現在問題なく維持されているが、社会情勢の変化に対応するべく、使命・目的の実現に向けてコンプライアンスの推進を図る。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園の最高意思決定機関である理事会は理事長のリーダーシップの下に年間 7 回（4 月、5 月、9 月、10 月、1 月、2 月、3 月）開催し、寄附行為に定めるところにより経営上の重要事項である予算、決算、財産の管理運営、採用人事、改組、諸規程の改廃等について審議を行っている。5 月の理事会においては、前年度の事業報告書案及び決算案に関する審議が行われるほか、監事から前年度の監査報告が行われる。10 月の理事会においては、主に補正予算案の審議が行われる。理事会の開催に際しては、冒頭で会議開催要件を満たしていることを確認するなど適切な運営を行っている。

3 月の理事会の開催前には、理事長から評議員会に対し、寄附行為第 20 条に基づいて、翌年度の事業計画案等についてあらかじめ意見を求めている。また、5 月の理事会開催後には、評議員会に対し前年度の事業報告書及び決算の報告を行っている。

理事の構成は 6 人以上 13 人以内とし、令和 2(2020)年度における理事会構成員は内部理事 5 人、外部理事 3 人である。

選任区分と定員及び選任区分ごとの現員は以下のとおりであり、適切に選任されている。

(1) 作陽学園学園長（現員 1 人）

(2) くらしき作陽大学学長、作陽短期大学学長、岡山県作陽高等学校校長、くらしき作陽大学附属認定こども園園長のうちから理事会において専任した者（現員 1 人、大学学長、短大学長は兼任）。

(3) 評議員のうち評議員会において選任した者 2 人以上 4 人以内（現員 2 人）。

(4) 学識経験者のうち理事会において選任した者 2 人以上 4 人以内（現員 4 人）。

監事の定員は 2 人以上 4 人以内となっており、現在の監事の数は 3 人である。監事は毎回理事会に出席し、積極的に意見を述べるとともに、業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎年監査計画に基づいて期中監査及び期中監査を行い、学園の教育研究機能の向上や財政の基盤確立に努めている。

また、理事会には法人と教学部門の連携を目的とし、オブザーバーとして学長（理事長兼任）、併設大学学長補佐、併設大学の各学部長、事務局役職者も毎回出席していることから、教学部門の意思が運営に反映できる体制が整っている。

理事会の開催日時は、前年度の1月に開催される理事会において理事及び監事の都合も勘案の上決定している。したがって理事及び監事は止むを得ない事情を除いて全ての理事会に出席できる体制がとられている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-2-1】学校法人作陽学園寄附行為【資料F-1と同じ】

【資料5-2-2】理事会議題（2019年度分）

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

私学を取り巻く状況が今後さらに厳しくなることは明白であり、本学が機動的かつ安定的に運営を行っていくために、理事会と学内役職者は本学園の永続を基本とし、経営意識を高め学園運営に努めていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人を代表する理事長は学長を兼任しており、「運営会議」、「改革会議」、「教授会」等へ毎回出席している。またこれらの会議体の構成員は、学科長等学内役職者を含んでおり、法人と本学との意思疎通の場として機能し、互いが本学園全体の繁栄を目指して運営に取り組んでいる。

また理事長は、設置校の事務を統括管理する事務局が毎月行っている事務局会議にも毎回出席し、日常的な諸問題等を把握し、指導を行っている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-3-1】作陽学園運営会議要項

【資料5-3-2】改革会議要項

【資料5-3-3】作陽短期大学教授会規程【資料4-1-4と同じ】

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学は理事長の下に、学長をトップとする教学組織と事務局長をトップとする事務組織が互いに独立した形態の組織となっており、教学にかかる事項は教員を主とする会議等で、事務にかかる事項は職員を主とする会議等で、共通する事項については教職員合同の会議等で審議することを基本としている。こうした体制をとることによって教学組織と事務組織は適度な緊張関係が保たれており、相互チェックが効率的に機能している。

監事の選任については、寄附行為第8条において「法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と規定されている。職務についても寄附行為第15条において以下のように定めており、監事は適切に職務を遂行している。

監事は、次の号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

監事は、「監事監査規程」に従い、年度毎に監査計画を策定してそれに基づき業務監査及び会計監査を実施し、監査報告を行っている。また、監事はすべての理事会、評議員会へ出席し、日常の業務について積極的に意見を述べている。また、平成23(2011)年度から監査役を置いたことにより、内部監査結果報告を監事に行う等、連携体制が整っている。

評議員会については、寄附行為第18条において定めている。諮問事項（第20条）は以下の通りであり、理事会に先立って予め意見を聞き、決算及び事業の実績については報告し意見を求めている。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画

- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

評議員会は、年間3回（5月、10月、3月）開催し、構成員は19人以上29人以内と定めている。

令和2(2020)年度における評議員会構成員は寄附行為第22条に基づいて1号評議員4人、2号評議員5人、3号評議員5人、4号評議員5人である。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-3-4】学校法人作陽学園寄附行為【資料F-1と同じ】

【資料5-3-5】評議員会議題（2019年度分）

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

法人と本学は、定期的に行われる主要な会議（「運営会議」、「改革会議」、「教授会」等）を学内理事と学内役職者で構成していることにより、常に意思疎通、相互チェックを行える体制を整えている。永続的な学園運営を行っていくためのガバナンス強化は当然であるが、教職員全員が本学運営の当事者としての意識を持ってそれぞれの業務に取り組むことが、本学の特色や独自性を明確にし、健全な学園運営に繋げていく。

なお、監査機能強化の観点から、監事、会計監査人、監査役が連携強化を図るため意見交換等の機会をさらに増やし、これを法人運営の適正化に活かしていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

令和2(2020)年度から5ヶ年の中期計画である「学校法人作陽学園 経営改善計画」に基づき5ヶ年の財務計画表を策定するとともに、教育研究費比率、人件費比率、教育活動収支差額比率、入学定員充足率の目標値を定めた。各年度の目標値は、決算対比で理事会に

て報告し、進捗管理している。

また、理事会において決定される予算編成方針の1つに、「学校法人作陽学園 経営改善計画」の視点に立った予算措置とすることを盛り込むとともに、毎年の予算編成作業においては、教職員へ上記の計画を配付し、数値目標・計画内容を念頭に置いた予算の策定・検討を行っている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-4-1】財務計画表

【資料5-4-2】2020年度予算編成方針

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

過去3年間の決算状況は、平成29(2017)年度から令和元(2019)年度の経常収支差額比率（経常収支差額／経常収入）が、平成29(2017)年度17.5%、平成30(2018)年度-8.9%、令和元(2019)年度-20.4%で推移している。経常収支差額比率が下がっているのは、学生生徒等納付金及び経常費補助金の減収が主な要因であるため、入学者確保及び経常費補助金の増収に向けた努力を続けており、令和2(2020)年度には入学定員充足率が85.0%まで回復している。

また、その他の外部資金獲得に向けて、令和2(2020)年度より、学園創立90周年記念事業寄付金の募集を開始した。

一方、収支バランスの確保には、経費の節減も重要であることから、経費の大部分を占める人件費や業務委託経費、施設設備修繕経費等も常に見直し、不要経費の排除や業務の見直しを踏まえた予算編成に努めている。また、目的別予算管理を行い、会計管理システムにより執行状況をリアルタイムに把握、その状況を毎回の理事会に報告し、支出の適正管理に取り組んでいる。

近年の経常収支差額比率は下がっているものの、本学園の貸借対照表関係比率は良好であり、令和元(2019)年度決算における積立率（運用資産／要積立額）は137.1%と要積立額に対する金融資産の状況も万全であり、借入金もなく、健全な財務状況である。また、日本私立学校振興・共済事業団が示す「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」については、最上位のA1を継続しており、客観的にも財政の健全性は明らかである。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-4-3】計算書類（過去5年間）【資料F-11と同じ】

【資料5-4-4】令和元年度財産目録

(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

収入の大部分を占める学生生徒納付金収入及び経常費補助金は平成29(2017)年度以降減少傾向にあり、本学園全体の入学定員充足率も令和元(2019)年度において「学校法人作陽学園 経営改善計画」の目標値を下回っている。支出抑制にも限界があることから学生数の確保はもとより、学生生徒納付金収入に依存しない外部資金の獲得、補助金収入の増額に向け、「経営改善計画（令和2(2020)年度～令和6(2024)年度）」に掲げた目標を達成する

ための活動を行っていく。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-4-5】第二次経営改善計画【資料1-1-16と同じ】

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準及び本学園が定める「学校法人作陽学園経理規則」等に基づいて、適正な会計処理を行っている。資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表等の定められた計算書類のほか、部門別の収支状況をより詳しく把握するためには本学独自の事業活動収支計算書を作成し、部門別財務管理の資料として活用している。計算書類作成に至るまでの事務処理、予算管理については、会計管理システムを利用し適正に処理している。

また、会計処理上の不明確事項等は、その都度、会計監査人と相談して処理し、補助金に影響を及ぼす可能性のある処理区分については、特に注意を払っている。

予算には、前年度の3月までに決定する必要があるため、学生生徒納付金収入や人件費支出等に関しては、予測による数値を基準として予算を策定している。また、修繕費等、想定外の支出が必要となる場合があるため、補正予算案を策定し、正確な予算額に基づいた事業活動収支の均衡を保てるよう、10月開催の理事会及び評議員会の議を経て、補正予算を策定している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-5-1】学校法人作陽学園経理規則

【資料5-5-2】計算書類（過去5年間）【資料F-11と同じ】

【資料5-5-3】令和2年度 収支予算書

【資料5-5-4】令和元年度理事会議事録（3月、10月）

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、私立学校振興助成法第14条による会計監査人の監査と法人役員の監事による監査を実施している。

会計監査人の監査は、毎年、監査基準に準拠した期末監査（5月）及び期中監査（12月）がそれぞれ4日間実施されている。その内容は、主に資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表、重要な会計方針及びその他の注記等の計算書類と、それらに関連する証憑書類について行われている。

監事監査における会計監査は、監査計画書に基づいた期末監査（5月）及び期中監査（12月、3月）を計3日間実施し、監査機能の強化を図っている。

また、監事は会計監査人、内部監査部門との連絡会を年3回開催し、意見交換を行うなどして連携体制を整えている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-5-5】監事監査報告書（過去5年間）【資料F-11と同じ】

【資料5-5-6】監査計画書

（3）5-5の改善・向上方策（将来計画）

今後も、学校法人会計基準、本学園の経理規則等に準拠して適正な会計処理を行うとともに、厳正な会計監査の実施体制整備に努める。

[基準5の自己評価]

本学は「寄附行為」及び「寄附行為細則」により、建学の精神を中心とした教育理念を基に、高等教育機関としての社会的役割を果たすため、適切な学園運営に日々努力している。コンプライアンスの推進についても、「学校法人作陽学園コンプライアンス推進規程」において理事長を中心とし、各設置校の長をコンプライアンス推進責任者として、法令順守に取り組んでいる。

また、本学管理運営体制の特徴として、教学部門と管理部門の協力体制を挙げができる。本学における教学部門のほぼ全ての委員会、会議には職員が出席しており、教員と職員との円滑な意思連携と協働体制が取れている。学園運営に関わる重要な会議体も、教員と職員とが合同で組織し、教学部門と管理部門とが一体となっている。そのことにより、教員と職員との密接なコミュニケーションと連携による協働体制が機能している。

基準6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

平成 7(1995)年に「くらしき作陽大学・作陽短期大学自己点検・評価等実施要綱」を定め、「改革会議」「自己点検委員会」を中心として内部質保証のための活動を自主的・自律的に実施している。現在の体制は平成 17(2005)年度に確立した。

「学校法人作陽学園寄附行為細則」には、点検・評価と組織について以下の通り定めている。

(内部質保証方針)

第 6 条 くらしき作陽大学及び作陽短期大学（以下「大学」という）は高等教育機関として社会の負託に応えるため、教育研究上の目的等を念頭に置いた質の向上を図るとともに、適切な水準にあることを自らの責任で明示する内部質保証における取り組みを恒常的に推進する。

(点検・評価)

第 7 条 大学は、建学の精神及び大学の目的を達成するため、学校教育法の定めるところにより、教育研究等の状況について年度ごとに自ら点検及び評価を行うこととする。

(組織と実施方法)

第 8 条 大学は、学長を委員長とした自己点検委員会を設けて点検、評価を行う事とする。実施方法については別に定める。

点検・評価は、理事会の下に設けられた「改革会議」が所管している。「改革会議」は、議長を学長・理事長として、副理事長、併設大学学長補佐、併設大学各学部長、短期大学学科長、併設大学学生部長、事務局幹部等で構成している。「改革会議」の下部組織として、「自己点検委員会」、「IR 推進室」等がある。

「自己点検委員会」の構成員は、学長を委員長とし、委員は副理事長、併設大学学長補佐、併設大学各学部長、短期大学学科長、事務局幹部等である。

「IR 推進室」の構成員は、本学と併設大学の教員及び事務局職員から偏りなく任命している。

このように本学では内部質保証のための組織を整備し、責任体制を確立している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料6-1-1】学校法人作陽学園寄附行為細則【資料1-1-2と同じ】

【資料6-1-2】学校法人作陽学園組織図【資料4-4-1と同じ】

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

18歳人口の減少に伴う生き残りの時代を迎える、大学に対する社会からの要請や期待はこれからも変化していくことが推測される。本学は社会的ニーズに対応した点検・評価の観点を取り入れつつ、使命と教育目的に即した独自の自己点検・評価活動に取り組んでいる。

今後も社会からの要請に応えられるよう自己点検・評価を行い、本学の教育改善に向けた改革を引き続き行っていく。

内部質保証を行うための「IR 推進室」であるが、現状として、報告に留まっており、組織としては責任体制が確立できているものの、さらなる強化が必要である。そのため、「自己点検委員会」や「IR 推進室」による FD 活動などを活発にし、教職員に対して、内部質保証について理解を促すことも重要である。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の自己点検・評価は、「本学のディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを起点とする教育の質保証」と「学則に明記された本学の目的を実現するための本学全体の質保証」という本学内部の質保証のために行っている。それは当然「教育の質」と「本学全体の質」の改善・改革のための営みでもある。そしてこれらを自主的・自律的に行うための典拠が、前述した「学校法人作陽学園寄附行為細則」における点検・評価と組織に関わる条項である。

本学では「改革会議」において毎年、前年度の自己点検項目を見直した上で新たに自己点検項目を定めている。それに沿って「自己点検委員会」が自己点検・評価を行うとともに、4年に一度は日本高等教育評価機構の定める自己点検評価項目に基づいた自己点検評価書を作成し、本学ホームページ上に公開している。また、各部署から偏りなく選出している「自己点検委員会」の構成員は、自己点検・評価の進捗状況等を折にふれて各部署に報告している。したがって、自己点検・評価については、その結果のみならず過程に関する情報も学内で共有している。

それだけでなく、自己点検・評価の結果は、「運営会議」、「改革会議」が、「自己点検委員会」と連携しながら学内の改革改善のために活用している。たとえば、自己点検・評価によって見出した課題は、本学の年度ごとの基本方針に反映させている。この基本方針は理事長が定めるものであり、各部署と各教職員は、この基本方針に基づいて本学全体、学科、事務局、及び個人の重点目標をそれぞれ設定する。各重点目標の達成状況は、「運営会議」で報告されるとともに、「FD&SD 全教職員会議」においてそれぞれの取り組み方、進捗状況、及び達成状況を発表するので、自己点検・評価の結果と同様、学内で共有できる。そして重点目標達成への取り組みにより教育の質と本学全体の質の改善を図っている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料6-2-1】2019年度 自己点検活動の計画について

【資料6-2-2】2019年度 自己点検評価管理表

【資料6-2-3】2019年度 第4回改革会議・自己点検委員会 議事録

【資料6-2-4】2020年度 FD&SD全教職員会議（案）【資料1-2-2と同じ】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の質保証に向けた自己点検・評価のための調査及びデータの分析は、主として「IR推進室」が行っている。「IR推進室」は、平成28(2016)年度に「改革会議」の下に新設した委員会であり、平成23(2011)年度に設置した「高等教育研究センター」をIRに特化したものである。

令和元(2019)年度に実施し、令和2(2020)年度にも実施又は実施予定の調査等は、「授業評価アンケート」、「学修行動調査」、「学生生活満足度調査」、「保護者対象アンケート」、「卒業生対象アンケート」、「企業対象アンケート」、「受験生対象アンケート」、「高校教員対象アンケート」、「大学生基礎力レポート調査」、「休退学調査」及び「卒業時アンケート」である。

これらのうち「IR推進室」が分析を担当するのは、「授業評価アンケート」、「学修行動調査」、「学生生活満足度調査」、「保護者対象アンケート」、「卒業生対象アンケート」、「企業対象アンケート」、「受験生対象アンケート」、「高校教員対象アンケート」及び「大学生基礎力レポート調査」である。「学修行動調査」は、学生の学習時間や学修の実態を明らかにしようとするものである。「卒業生対象アンケート」では卒業生の本学への期待や要望を問い合わせ、「企業対象アンケート」では、卒業生が就職している企業に採用条件、卒業生の印象、本学の教育への要望などを尋ねる。「大学生基礎力レポート調査」は学生の広義の学力を問うものである。これは委託業者により実施され、調査結果も業者により分析され、分析結果は各学生に還元される。その上で、「IR推進室」は学生の基礎力の経年による変化を明らかにし、異学年の学生の基礎力を比較する。上記の「授業評価アンケート」以下の調査の分析結果は報告書にまとめて「改革会議」に報告し、また全教職員にも配信している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料6-2-5】平成30年度 各種アンケート調査報告書【資料3-3-4と同じ】

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

18歳人口の減少に伴う厳しい生存競争の時代を迎え、学生の質が多様化しつつある今日、大学への期待や要請は刻々変化している。そのような状況下で本学が使命を果たすためには、本学に何が求められており、それに応えるには何が必要かと問い合わせなければならぬ。

については、実施する調査等の新設、継続、廃止についての検討や各種アンケート・調査間におけるデータ分析の向上及び経年変化については、現在データを蓄積している段階で

あり、今後は更に充実した分析を行っていく予定である。また、こうした分析に基づき、アンケート調査内容や各質問項目についても、調査目的を明らかにし、精査していくことが必要不可欠である。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学の自己点検・評価の実施機関である「自己点検委員会」は、理事長、副理事長、併設大学学長補佐、併設大学各学部長、短期大学学科長、事務局幹部等から構成される「改革会議」の下に設けられている。

「改革会議」は年度ごとの活動計画を決定し(Plan)、評価項目の見直し等を行った後、学科及び事務局における職務や教育研究活動等として実施(Do)され、その活動点検(Check)は、下記(①～⑤)に述べる手続きで「自己点検委員会」において実施される。活動の結果に関しては、「改革会議」に逐次報告され、課題がある場合は適宜対応し、改善や規程の見直し等を実施している(Action)。

なお、各年度の活動計画を推進するための「自己点検委員会」における具体的な活動は以下の通りである。

- ①現状の課題：当該年度初期に設定する（前年度からの継続実施事項を含む）。
- ②改善に向けた方策：当該年度初期に設定し、以降状況に応じ適宜追加する。
- ③実施状況：推進部署等において、当該年度中に活動状況を記録する。
- ④「自己点検委員会」を適宜開催し、②③について確認するとともに推進・修正を行う。
- ⑤当該年度に達成できなかった事項を、次年度の継続取組事項として引き継ぐ。

上記①～⑤のサイクルを毎年繰り返すことにより、常時進捗を確認しながら自己点検・評価活動を推進している。この目標による管理や自己点検・評価活動はPDCAのサイクルを意図したものであり、本学には定着した制度である。

こうした「自己点検委員会」による自己点検のほかに、本学では年度単位の重点目標の達成に向けての PDCA サイクルと教員個人の教育研究活動に関する PDCA サイクルも並行して展開している。

年度単位の重点目標達成に向けた PDCA サイクルは次のように展開される。まず、年度ごとの重点目標の基となる年度の基本方針を「運営会議」の審議を経て、理事会が決定す

る。この基本方針に基づいて、学科、事務局及び事務局各部署が重点目標を設定し、さらに教職員がその所属する部門の目標達成に寄与する個人の目標を設定する（Plan）。その上で各部門の長及び個々の教職員は、それぞれの目標達成に向けて行動し（Do）、各部門は年2回の「FD&SD 全教職員会議」において、その達成状況について中間報告と結果報告を行う（Check）。

年度末には、個々の教職員はその目標達成度を自己評価するとともに、上司の評価を受ける。各部門と個々の教職員はこの自己評価やフィードバックされる上司の評価に基づき新たな課題を取り組む（Action）。

また、教員個人の教育研究活動に関するPDCAサイクルにおいては、各教員が1年を単位とした教育と研究の成果と自己評価を「業績貢献自己報告書・人事評価表」としてまとめている。

この「業績貢献自己報告書・人事評価表」は「教育」、「学生支援」、「研究（演奏を含む）」、「管理運営」、「社会貢献」、「人事」に関する職務領域ごとに記載する欄を設けている。教員はそれぞれの職務領域での目標を設定し（Plan）、1年間の活動（Do）の結果を報告するとともに、「自己評価」を記載（Check）する。この自己評価に基づき次年度教育・研究活動の改善・改革を行う（Action）。

＜エビデンス集（資料編）＞

- 【資料6-3-1】自己点検評価活動、目標管理制度、人事評価制度、事業計画（予算）・事業報告（決算）年間スケジュール
- 【資料6-3-2】2019年度 自己点検活動の計画について【資料6-2-1と同じ】
- 【資料6-3-3】2019年度 自己点検評価管理表【資料6-2-2と同じ】
- 【資料6-3-4】2019年度 第4回改革会議・自己点検委員会 議事録【資料6-2-3と同じ】
- 【資料6-3-5】2020年度 重点目標設定スケジュール
- 【資料6-3-6】2019年度 第6回運営会議 議事録
- 【資料6-3-7】2020年度 重点目標一覧
- 【資料6-3-8】2019年度 FD&SD 全教職員会議次第「重点目標報告」
- 【資料6-3-9】業務貢献自己報告書・人事評価表【資料2-6-2と同じ】
- 【資料6-3-10】重点目標設定用紙【資料4-2-7と同じ】

（3）6-3の改善・向上方策（将来計画）

現在の自己点検・評価活動は、前年度の改革活動に関する情報を収集・検証し、それを踏まえて、今後の改善や改革のあり方等を検討し推進することが中心である。

今後においても「自己点検委員会」は、改革活動をPDCAサイクルに対応させてより積極的に展開するために、これまでの活動の継続はもとより、自己点検・評価活動から抽出された諸課題や改革案について検討し、検討結果を「改革会議」へ提案し、課題解決を推進する体制を構築することによって、教職員の自己点検活動に対する意識を高め、自発的な改善活動に繋げていく。

[基準 6 の自己評価]

本学は、内部質保証を効率的に行うための組織体制を整備し、自己点検評価を行ってきた。また、自己点検評価だけでなく、「経営改善計画」をベースとした年度ごとの「事業計画」「事業報告」など各部署の「活動計画」「活動報告」と通じて自己点検と改善を自主的、自律的に行う仕組みを整備してきた。

一方、学修成果の質保証については、平成 29(2017)年度に DP、CP、AP の 3 つのポリシーの改訂を行い、平成 30(2018)年度に DP に基づく到達目標の達成度を評価するためのアセスメント・ポリシーの整備を行った。今後は、このポリシーに沿ったアセスメントを着実に行いながら、その精度を高め、教育の改善に活用するための内部質保証の取り組みを継続していく。

IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 大学の教育研究機能を生かした社会貢献

A-1. 教育課程および体制の整備

A-1-① 建学の精神、使命、目的に基づいた「社会貢献」を重視した教育課程の編成

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は併設大学子ども教育学部の教員と協力し、地域子育て支援拠点として、さくよう森の広場「どんぐりっこ」を開設している。

「どんぐりっこ」は、倉敷市からの依頼により、平成 25(2013)年 2 月 14 日に地域子育て支援拠点（ひろば型）として開設された【図 A-1-1】。

当初は併設大学内の施設を利用していたが、平成 25(2013)年 4 月 1 日「くらしき作陽大学附属幼稚園（現：くらしき作陽大学附属認定こども園）」開園に伴い、同年 5 月 20 日に附属幼稚園 2 階の多目的ルームに場所を移し活動を始めた【図 A-1-2】。



【図 A-1-1】



【図 A-1-2】

さらに、平成 26 年(2014)年、「さくよう子育てカレッジ」を立ち上げ、岡山県から「おかやま子育てカレッジ」に指定され、その子育て支援事業の一環として「どんぐりっこ」事業は組み込まれた。

「どんぐりっこ」の活動は、地域の子育て支援活動である。週に 2~3 回地域の子育て中の親子が集まり「どんぐりっこ」専従のスタッフとともに活動しているが、その活動の中に本学の教員と学生も参加している。

教員は専従のスタッフとともに専門家の立場から保護者の子育ての悩みや疑問に対してアドバイス等をおこない、子育て活動を支援している。

学生はパネルシアターや絵本の読み聞かせ等を行い子育ての現場を体験すると共に、「どんぐりっこ」における実践活動の企画・準備・実践を通して、「子育て支援活動」の実際にについての理解を深め指導力を高めながら、社会貢献、地域連携につなげている。

以下に、令和元(2019)年度の「どんぐりっこ」活動計画表を示す【表 A-1-1】【写真 A-1-1】
【写真 A-1-2】【写真 A-1-3】【写真 A-1-4】。

【表 A-1-1】「どんぐりっこ」活動計画表（令和元(2019)年度）

月	日	曜日	活動内容	担当教員
5	16	木	ミニミニ運動会	岡村
6	20	木	親子でふれあって遊ぼう！	古埜
	24	月	しゃぼん玉であそぼう！	馬場
7	12	金	魚を作って、さかなつり！	岡村
	25	木	親子でふれあって遊ぼう	白神
8	8・9	木・金	なつまつりの準備	岡村
9	5	木	子どもの発達の話と楽しい遊び！	長櫛
	12	木	エプロンシアターがはじまるよ！	岡村
10	28	月	親子で遊ぼう！わらべうた	山内
	31	木	お姉さんと一緒に遊ぼう！	井山
11	21	木	楽しいこといっぱい！	守屋
	29	金	小さい秋、み一つけた！	馬場
12	6	金	お姉さんと一緒に遊びましょう！	馬場
	13	金	楽しい、楽しいパネルシアター	古埜
	16	月	♪みんなでクリスマス♪ お楽しみ会	大山
1	10	金	大学のお姉さんとあそぼう！	吉岡
	23	木	作ってあそぼう！	白神
2	17	月	パネルシアターとお話をはじまるよ！	浅野
	21	金	風で遊ぼう！！	山内
3	2	月	「うれしいひな祭り」会を楽しもう！	岡村



【写真 A-1-1】活動風景 1



【写真 A-1-2】活動風景 2



【写真 A-1-3】活動風景 3



【写真 A-1-4】活動風景 4

<エビデンス集(資料編)>

【資料A-1-1】2019年度 地域子育て支援拠点業務仕様書

【資料A-1-2】2019年度 「どんぐりっこ」月間行事予定表

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後の改善・向上方策としては、以下のようなものがある。

①教員が関わる「どんぐりっこ」の活動に学生も積極的に参加してもらい、教員が実施するそれぞれの活動（遊び）の意義を理解した上で、学生が活動を展開する

②学生のボランティアを積極的に募集し、実際に子どもたちに関わる機会を増やす。

③子育て支援に関する授業等で積極的に「どんぐりっこ」に出向き、地域の子どもたちや保護者と関わる機会を設ける。

これらのことから、学生にとっては保護者や子どもたちとの触れ合いの機会となり、実習時や保育現場への就職後の自信にもつながる。

また学生は保護者と関わったり、場を共有したりする機会はあまりないため、自身の経験や学びを深め、就職後も役に立つ活動となる。

地域の保護者や子どもたちにとって、学生と触れ合うことがより豊かな経験となり、

活動を共有することで、保護者の家庭での子育てにつなげることができる。

現在、育児の悩みを抱えながらも相談する人が周りにいない親子（核家族）も多いことから、「どんぐりっこ」で子育ての相談や親同士のつながりができるような活動を目指していく。そのために、未就学児が家庭にいる保護者に「どんぐりっこ」の情報を広く発信し、認知度を高めていく。

[基準Aの自己評価]

他の子育て支援施設（保育所、幼稚園、認定こども園、行政等が実施している事業等）では、専任のスタッフ又は保育所・幼稚園の保育者などによる活動が主で、大学の保育専門教員が関わっているケースは少ない。そのため、活動に参加している地域の親子にとっては、保育の専門知識を持った大学教員が実施しているという安心感がある。さらに実施される内容が充実し、変化に富んでいるため、大変喜ばれて人気があり、リピーターも多い。

加えて「どんぐりっこ」の専従スタッフにとっても、大学教員や学生が活動に参加することによって、刺激や学びとなりマンネリ化を防ぐことができている。

このように、併設大学附属認定こども園内に開設している「どんぐりっこ」の活動は、地域で子育て中の親子はもちろん、本学の学生にとっても、「どんぐりっこ」スタッフにとっても、非常に有意義な活動となっており、社会貢献・地域連携活動として役立っている。

V. 特記事項

1. 岡山県作陽高等学校＆くらしき作陽大学／作陽短期大学 高大連携プロジェクト

平成 30(2018)年度より、SSPP と通称する「作陽高校＆作陽大学／作陽短期大学パートナーズシッププロジェクト」を実施している。その目的は、本学および併設大学所属教員と高校所属教員とがそれぞれ有する教育資産を高校、大学双方の発展のために活用し、系列校としての互恵関係を再構築することである。また、相互協力によって、生徒、学生の満足度が向上したり、生徒の大学進学に当たっての進路選択の幅を広げることができたりするなど、お互いに双赢・双赢の好結果をもたらしている。

プロジェクトの概要は、火曜日に年間 8 回程度、本学および併設大学教員が、系列高校 ミュージックコースの生徒に対してオムニバス方式で多彩な授業を実施するものである。授業は 1 回につき 2 時限実施しており、高校生と大学生の吹奏楽合奏の合同授業及びオムニバス形式で各教員の専門領域の授業を展開している。

2. 作陽ジュニア・ウインド・アカデミー

「作陽ジュニア・ウインド・アカデミー」は、吹奏楽の早期教育を通して児童・生徒の健全な育成を図り、地域貢献と幅広い音楽文化の振興を目的として、平成 21(2009)年 6 月に発足した。その前身は倉敷チボリ公園で活躍していた「こども吹奏楽団（チボリガード）」であり、平成 20(2008)年 12 月に同公園が閉園したことに伴い、本学に移管、設置されたこととなった。

「作陽ジュニア・ウインド・アカデミー」は、本学の 11 号館（音楽交流センター）及び学内講義室の一部を拠点にして活動しており、毎年実施している定期演奏会や学習発表会は、本学の 10 号館（藤花楽堂）などで開催し、多くの観客を迎える好評を博している。また、高梁川流域連盟ジョイフルコンサート、玉島音楽フェスティバル、総社ジュニア・バンド・フェスティバルなどへの参加により、地域文化の活性化に寄与している。

団員への個人指導は学生が行っており、将来教員や楽器指導者を目指す学生にとって、実践的指導力を高める良い機会となっている。団員は学校の枠を超えた広い地域から約 60 人が集まり、音楽を通して強い絆で結ばれている。また、卒団生は、高校や中学校の吹奏楽部のリーダーとして活躍し、中には本学へ入学して団員を指導するなど、「作陽ジュニア・ウインド・アカデミー」を通して地域の音楽活動が好循環している。

3. 学生による地域貢献活動・ボランティア活動

商工会議所や病院・各種施設等からの依頼に積極的に応じるよう、学生を指導・支援することで、ボランティア活動を充実させてきた。平素より多様な機関からの依頼に積極的に応える形で活動している。倉敷市内に立地する「まび記念病院」イルミネーション点灯式での金管五重奏や倉敷市立自然史博物館で初開催されたナイトミュージアムでのキャンドルコンサートで木管五重奏が好評を博した。

併設大学附属の児童文化部「ぱれっと」には本学学生も参加しているが、この活動では乳幼児を対象とした出張公演、地域開催行事へのボランティア活動（年間約 50 公演）を行っている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 88 条	—	該当しない。	3-1
第 90 条	○	学則第 9 条に入学資格を規定し、適正に受け入れている。	2-1
第 92 条	○	「学校法人作陽学園教職員組織規則」および学則において組織の職位及び職務について定め、教職協働をもって学園の適正かつ円滑な管理運営を図っている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 28 条、第 31 条および「作陽短期大学教授会規程」に規定し、遵守している。	4-1
第 104 条	○	学則第 14 条および「作陽短期大学学位規程」に規定し、遵守している。	3-1
第 105 条	○	学則第 47 条第 2 項に規定している。ただし、現在、本学学生以外の者を対象とした特別課程は設けていない。	3-1
第 108 条	○	学則第 2 条に大学の目的を規定し、遵守している。	1-1 1-2 2-1 3-1
第 109 条	○	「学校法人作陽学園寄附行為細則」第 6 条、7 条、8 条、「くらしき作陽大学・作陽短期大学自己点検・評価等実施要綱」第 2 条、および学則第 33 条に定め、遵守している。	6-2
第 113 条	○	本学ホームページ等により公表している。	3-2
第 114 条	○	「学校法人作陽学園教職員組織規則」第 6 条、7 条において事務職員及び技術職員の職務について定めている。	4-1 4-3

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則に記載している。	3-1 3-2
第 24 条	—	該当しない。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 23 条および「学生懲戒規程」に規定している。	4-1
第 28 条	○	各担当部署で備えている。	3-2
第 143 条	—	該当しない。	4-1
第 146 条	○	学則第 19 条に規定し、適正に受け入れている。	3-1
第 150 条	○	学則第 19 条に規定し、適正に受け入れている。	2-1

第 162 条	—	該当しない。	2-1
第 163 条	○	学則第 5 条に規定し、遵守している。	3-2
第 163 条の 2	○	学則第 14 条第 2 項および第 16 条第 1 項に規定し、遵守している。	3-1
第 164 条	—	該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	教育上の目的を踏まえて、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受け入れに関する方針を定め、学生便覧および大学ホームページにて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	「学校法人作陽学園寄附行為細則」第 6 条、7 条、8 条、「くらしき作陽大学・作陽短期大学自己点検・評価等実施要綱」第 2 条および学則第 33 条に定め、遵守している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況については、本学ホームページにて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 14 条に規定し、遵守している。	3-1

短期大学設置基準

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
○	設置基準を満たした上、その水準の向上を図ることに努めている。	6-2 6-3
○	教育研究上の目的について定め、学生便覧、教職員便覧、本学ホームページ等に明記している。	1-1 1-2
○	学則および入学試験要項に規定し、適切に行っている。	2-1
○	「学校法人作陽学園教職員組織規則」および学則において組織の職位及び職務について定め、教職協働をもって学園の適正かつ円滑な管理運営を図っている。	2-2
○	学科は、教員組織その他について学科として適當な規模を有している。また、専攻課程を置いている。	1-2
○	学則第 3 条第 2 項に規定し、専攻課程を設けている。	3-2
○	学則第 4 条に規定し、遵守している。	2-1
○	カリキュラム・ポリシーに沿って、体系的に教育課程を編成している。	1-2 3-2
○	教育課程は必修科目、選択科目に分け、これを各年次に配当して編成している。	3-2
○	学則第 11 条第 3 号、第 4 号に規定し、遵守している。	3-1

作陽短期大学

第 8 条	<input type="radio"/>	本学学則第 11 条第 2 号、遵守している。	3-2
第 9 条	<input type="radio"/>	各授業科目的授業は、15 週にわたる期間を単位として行っている。	3-2
第 10 条	<input type="radio"/>	「作陽学園諸施設管理運用規程」、「作陽学園諸施設管理実施細則」に規定し、諸施設管理及び運用を円滑に行ってている。	2-5
第 11 条	<input type="radio"/>	学則第 11 条第 1 号、第 3 号に規定し、遵守している。	2-2 3-2
第 11 条の 2	<input type="radio"/>	学生に対し、シラバス、学生便覧で明示し、適切に行ってている。	3-1
第 11 条の 3	<input type="radio"/>	学則第 34 条第 3 項、および教育内容等の改善のための組織的な研修等に関する内規に規定し、実施している。	3-2 3-3 4-2
第 12 条	—	該当しない。	3-2
第 13 条	<input type="radio"/>	学則第 15 条第 1 項第 1 号に規定し、遵守している。	3-1
第 13 条の 2	<input type="radio"/>	学則第 15 条の 2 および学生便覧に明示し、遵守している。	3-2
第 14 条	<input type="radio"/>	学則第 22 条の 2 に規定し、遵守している。	3-1
第 15 条	—	該当しない。	3-1
第 16 条	<input type="radio"/>	学則第 22 条第 3 項に規定し、遵守している。	3-1
第 16 条の 2	<input type="radio"/>	学則第 8 条の 2 に規定し、長期履修制度を設けている。	3-2
第 17 条	<input type="radio"/>	学則第 42 条～第 47 条および「作陽短期大学科目等履修生、聴講生に関する細則」に規定し、科目等履修制度を設けている。	3-1 3-2
第 18 条	<input type="radio"/>	学則第 11 条第 5 項および第 14 条に規定し、遵守している。	3-1
第 19 条	—	該当しない。	3-1
第 20 条	<input type="radio"/>	「学校法人作陽学園教職員組織規則」および学則において組織の職位及び職務について定め、教職協働をもって学園の適正かつ円滑な管理運営を図っている。	3-2 4-2
第 20 条の 2	<input type="radio"/>	主要授業科目は原則として専任教員が担当している。	3-2 4-2
第 21 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 21 条の 2	<input type="radio"/>	「作陽短期大学教員採用・昇格規程」、「等級規程」、「作陽学園等級細則」に規定し、遵守している。	3-2 4-2
第 22 条	<input type="radio"/>	学科の種類及び規模に応じ定められた専任教員数を満たしている。	3-2 4-2
第 22 条の 2	<input type="radio"/>	「作陽短期大学学長候補選考規程」に規定し、遵守している。	4-1
第 23 条	<input type="radio"/>	「等級規程」に規定し、短期大学設置基準で定められる教授の資格を充足している。	3-2 4-2
第 24 条	<input type="radio"/>	「等級規程」に規定し、短期大学設置基準で定められる准教授の資格を充足している。	3-2 4-2
第 25 条	<input type="radio"/>	「等級規程」に規定し、短期大学設置基準で定められる講師の資格を充足している。	3-2

		格を充足している。	4-2
第 25 条の 2	○	「等級規程」に規定し、短期大学設置基準で定められる助教の資格を充足している。	3-2 4-2
第 26 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 27 条	○	教育にふさわしい環境をもち、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 27 条の 2	○	敷地内に運動場を有している。	2-5
第 28 条	○	基準を満たす校舎等施設を有している。	2-5
第 29 条	○	学科の種類、規模等に応じた資料、設備等を備えている。	2-5
第 30 条	○	校地面積は基準を満たしている。	2-5
第 31 条	○	校舎面積は基準を満たしている。	2-5
第 32 条	—	附属施設は置いていないため該当しない。	2-5
第 33 条	○	学科の種類に応じた必要な機械、器具等を有している。	2-5
第 33 条の 2	—	校地は 1 つのため該当しない。	2-5
第 33 条の 3	○	必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 33 条の 4	○	短期大学等の名称は教育研究上の目的にふさわしいものになっている。	1-1
第 34 条	○	「学校法人作陽学園事務組織規程」「学校法人作陽学園事務分掌細則」に規定し、適切な体制が取られている。	4-1 4-3
第 35 条	○	学生の厚生補導を行うため、「学生委員会」および事務局教育支援室を配置している。	2-4 4-1
第 35 条の 2	○	「進路就職委員会」および事務局進路支援室を配置し、教職協働で連携を図り、キャリア教育に取り組んでいる。	2-3
第 35 条の 3	○	毎年、職員能力開発計画（SD）を定め、研修その他の取組を推進している。	4-3
第 36 条	—	該当しない。	3-2
第 37 条	—	該当しない。	3-1
第 38 条	—	該当しない。	3-1
第 39 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 40 条	—	該当しない。	2-5
第 41 条	—	該当しない。	2-5
第 42 条	—	該当しない。	2-5
第 50 条	—	該当しない。	1-2
第 52 条	—	該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

<input type="checkbox"/>	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 5 条の 4	<input type="radio"/>	学則第 14 条に規定し、遵守している。	3-1
第 10 条	<input type="radio"/>	学則第 14 条に規定し、遵守している。	3-1
第 13 条	<input type="radio"/>	「作陽短期大学学位規程」に規定し、遵守している。	3-1

私立学校法

<input type="checkbox"/>	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	<input type="radio"/>	運営基盤の強化を図るとともに、教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めている。	5-1
第 26 条の 2	<input type="radio"/>	特別の利益供与の禁止について遵守している。	5-1
第 33 条の 2	<input type="radio"/>	寄附行為第 34 条第 2 項に寄附行為の備置き及び閲覧について規定し、遵守している。	5-1
第 35 条	<input type="radio"/>	寄附行為第 6 条 1 項に役員について規定し、理事は 8 人、監事は 3 人配置している。寄付行為第 6 条 2 項に理事長の選任について規定し、遵守している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	<input type="radio"/>	学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従い遵守している。	5-2 5-3
第 36 条	<input type="radio"/>	寄付行為第 16 条に定めるとおり理事会を置き、運営している。	5-2
第 37 条	<input type="radio"/>	寄付行為第 12 条、14 条、15 条に理事長の職務、監事の職務等について規定し、遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	<input type="radio"/>	寄付行為第 7 条、第 8 条に理事の選任、監事の選任等について規定し、遵守している。	5-2
第 39 条	<input type="radio"/>	私立学校法の規定するところにより、「役員の兼職禁止」について遵守している。	5-2
第 40 条	<input type="radio"/>	寄付行為第 10 条に役員の補充について規定し、遵守している。	5-2
第 41 条	<input type="radio"/>	寄付行為第 18 条に評議員会について規定し、評議員会を置いている。	5-3
第 42 条	<input type="radio"/>	寄付行為第 20 条に諮問事項について規定し、評議員会の意見を聴いている。	5-3
第 43 条	<input type="radio"/>	寄付行為第 21 条に評議員会の意見具申等について規定し、遵守している。	5-3
第 44 条	<input type="radio"/>	寄付行為第 22 条に評議員の選任について規定し、選任している。	5-3
第 44 条の 2	<input type="radio"/>	寄付行為第 46 条、47 条に責任の免除、責任限定契約について規定し、遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	<input type="radio"/>	私立学校法の規定するところにより、「役員の第三者に対する損害	5-2

		賠償責任」について遵守している。	5-3
第 44 条の 4	○	私立学校法の規定するところにより、「役員の連帯責任」について遵守している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 42 条に寄附行為の変更について規定し、変更している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 31 条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画について規定し、遵守している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 33 条に決算及び実績の報告について規定し、遵守している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 34 条に財産目録等の備付け及び閲覧について規定し、遵守している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 36 条及び、学校法人作陽学園役員評議員報酬等規程に役員の報酬について規定し、支給している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 38 条に会計年度について規定し、遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 35 条に情報の公表について規定し、公表している。	5-1

短期大学通信教育設置基準 該当しない

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条		6-2 6-3
第 2 条		3-2
第 3 条		2-2 3-2
第 4 条		3-2
第 5 条		3-1
第 6 条		3-1
第 7 条		3-1
第 9 条		3-2 4-2
第 10 条		2-5
第 11 条		2-5
第 12 条		2-2 3-2
第 13 条		6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学科、専攻別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	専攻科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学科、専攻別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学科、専攻の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	・学校法人作陽学園寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	・大学案内 2021	
【資料 F-3】	短期大学学則	
	・作陽短期大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	・入学試験要項 ・学校推薦型選抜(指定校)要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	・学生便覧 2020 年度	

【資料 F-6】	事業計画書	
	・2020 年度 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	・2019 年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	・大学までのアクセス ・校舎等建物の配置図	
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規程一覧（規程集目次など）	
	・作陽学園規程類集 目次 ・作陽学園内規集 目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	・学校法人作陽学園 役員名簿 ・学校法人作陽学園 評議員名簿 ・2019 年度 理事会・評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	・計算書類 ・監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	・学生便覧 2020 年度（P. 6～15、P. 39～74） ・シラバス（電子データ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	・学生便覧 2020 年度（P. 1～2）	【資料 F-5】と同じ
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-16】	大学及び法人の規程集など	
	・規程類集、内規集	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学校法人作陽学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	学校法人作陽学園寄附行為細則	
【資料 1-1-3】	作陽短期大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-4】	本学ホームページ 大学概要 本学の理念	
【資料 1-1-5】	学生便覧 2020 年度（P. 1）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-6】	2020 年度 教職員便覧（P. 1）	
【資料 1-1-7】	まはーやーな（P. 4～5）	
【資料 1-1-8】	建学の精神レポート	
【資料 1-1-9】	学生便覧 2020 年度（P. 1～2）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-10】	2020 年度 教職員便覧（P. 1～7）	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 1-1-11】	本学ホームページ トップページ	
【資料 1-1-12】	大学案内 2021（表紙）	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-13】	中期計画	
【資料 1-1-14】	経営改善計画	
【資料 1-1-15】	本学ホームページ 大学概要 作陽短期大学のポリシー	
【資料 1-1-16】	第二次経営改善計画	

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	学校法人作陽学園寄附行為細則	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-2-2】	2020 年度 FD&SD 全教職員会議（案）	
【資料 1-2-3】	2020 年度 教職員便覧（見開きページ）	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 1-2-4】	本学ホームページ 大学概要 教育情報の公開	
【資料 1-2-5】	作陽学園報 Vol. 72 (P. 13)	
【資料 1-2-6】	シラバス「アセンブリー・アワー I」	
【資料 1-2-7】	シラバス「宗教 I」	
【資料 1-2-8】	創立者伝記「法灯永久に輝かん」	
【資料 1-2-9】	中期計画	【資料 1-1-13】と同じ
【資料 1-2-10】	経営改善計画	【資料 1-1-14】と同じ
【資料 1-2-11】	第二次経営改善計画	【資料 1-1-16】と同じ
【資料 1-2-12】	作陽短期大学学則	【資料 F-3】と同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	本学ホームページ 大学概要 作陽短期大学のポリシー	【資料 1-1-15】と同じ
【資料 2-1-2】	入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	学生便覧 2020 年度 (P. 2)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-4】	オープンセミナー2020 要項	
【資料 2-1-5】	入学前導入教育プログラム案内	
【資料 2-1-6】	全学入試委員会規程	
【資料 2-1-7】	入学試験に係る試験問題作成委員会内規	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	くらしき作陽大学、作陽短期大学委員会等設置規程	
【資料 2-2-2】	2020 年度 委員会等任命簿	
【資料 2-2-3】	2020 年度 教職員便覧「アドバイザー」 (P. 20)	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 2-2-4】	UNIPA 「アドバイザー関連資料」	
【資料 2-2-5】	学生健康調査表	
【資料 2-2-6】	本学ホームページ 在学生・保護者の方 カウンセリングのお知らせ	
【資料 2-2-7】	UNIPA 「オフィス・アワー関連資料」	
【資料 2-2-8】	学生便覧 2020 年度「オフィス・アワー」 (P. 10)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-9】	教育向上支援者制度に関する取扱規程	
【資料 2-2-10】	学生便覧 2020 年度「各種奨学金および特待生制度について」 (P. 25~27)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-11】	2019 年度 第 6 回改革会議・自己点検委員会 議事録	
【資料 2-2-12】	UNIPA 利用ガイド（保護者版）	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	シラバス（キャリア科目 一部抜粋）	
【資料 2-3-2】	進路決定先一覧表	
【資料 2-3-3】	就職の手引き	
【資料 2-3-4】	進路支援面談記録一覧	
【資料 2-3-5】	就職支援システム（求人検索 NAVI）サイト	
【資料 2-3-6】	就職支援システム（求人検索 NAVI）利用件数	
【資料 2-3-7】	進路状況一覧表	
【資料 2-3-8】	就職講座、キャリアガイダンス実施一覧	
【資料 2-3-9】	進路決定者アンケート	

【資料 2-3-10】	企業アンケート結果	
【資料 2-3-11】	卒業生アンケート結果	

2-4. 学生サービス

【資料 2-4-1】	UNIPA「スチューデントプロファイル」	
【資料 2-4-2】	カルト勧誘防止パンフレット	
【資料 2-4-3】	「学生生活は危険がいっぱい」パンフレット	
【資料 2-4-4】	「アセンブリー・アワー I、II」日程表	
【資料 2-4-5】	保護者懇談会開催案内	
【資料 2-4-6】	作陽短期大学奨学金制度に関する規程	
【資料 2-4-7】	兄弟姉妹が同時に在学する場合の授業料減免要項	
【資料 2-4-8】	卒業生の子の入学金減免要項	
【資料 2-4-9】	高等教育の修学支援制度に基づく授業料等減免要項	
【資料 2-4-10】	作陽短期大学特待生規程	
【資料 2-4-11】	作陽短期大学教育ローン利子補給奨学金取扱内規	
【資料 2-4-12】	UNIPA「奨学金情報」	

2-5. 学修環境の整備

【資料 2-5-1】	学生便覧 2020 年度「校舎案内図・講義室等配置図」(P. 83~92)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-2】	令和 2 年度 学校基本調査 学校施設調査表	
【資料 2-5-3】	図書館利用案内	
【資料 2-5-4】	第二次経営改善計画	【資料 1-1-16】と同じ

2-6. 学生の意見・要望への対応

【資料 2-6-1】	授業評価アンケート	
【資料 2-6-2】	業績貢献自己報告書・人事評価表	
【資料 2-6-3】	学生満足度調査	
【資料 2-6-4】	保健室月報	
【資料 2-6-5】	学生会・サークル一覧	
【資料 2-6-6】	学生会年間行事一覧	
【資料 2-6-7】	改善提案書	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	本学ホームページ 大学概要 作陽短期大学のポリシー	【資料 1-1-15】と同じ
【資料 3-1-2】	学生便覧 2020 年度 (P. 1)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-3】	作陽短期大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-4】	学生便覧 2020 年度 (P. 7)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-5】	学生便覧 2020 年度 (P. 77~81)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-6】	新入生オリエンテーション日程表	
【資料 3-1-7】	履修登録オリエンテーション日程表	
【資料 3-1-8】	作陽短期大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-9】	学生便覧 2020 年度 (P. 6~7)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-10】	シラバス作成要領	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	本学ホームページ 大学概要 作陽短期大学のポリシー	【資料 1-1-15】と同じ
【資料 3-2-2】	学生便覧 2020 年度 (P. 1)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-3】	履修系統図	
【資料 3-2-4】	シラバス作成要領	【資料 3-1-10】と同じ

【資料 3-2-5】	学生便覧 2020 年度 (P. 7~8)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-6】	全学共通英語教育コア・カリキュラム	
【資料 3-2-7】	英語多読の学習記録システム	
【資料 3-2-8】	全学共通開講科目（案）	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	本学ホームページ 大学概要 作陽短期大学のポリシー	【資料 1-1-15】と同じ
【資料 3-3-2】	UNIPA「学修ポートフォリオ」	
【資料 3-3-3】	授業評価アンケート	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-3-4】	平成 30 年度各種アンケート調査報告書	
【資料 3-3-5】	FD&SD 全教職員会議次第「ティーチング・アワード表彰」	
【資料 3-3-6】	業績貢献自己報告書・人事評価表	【資料 2-6-2】と同じ
基準 4. 教員・職員		
基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	学校法人作陽学園教職員組織規則	
【資料 4-1-2】	2020 年度 委員会等任命簿	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 4-1-3】	作陽短期大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-4】	作陽短期大学教授会規程	
【資料 4-1-5】	学生懲戒規程	
【資料 4-1-6】	学校法人作陽学園事務組織規程	
【資料 4-1-7】	学校法人作陽学園事務分掌細則	
【資料 4-1-8】	2020 年度作陽学園事務組織図	
【資料 4-1-9】	学校法人作陽学園人事規則	
【資料 4-1-10】	等級規程	
【資料 4-1-11】	作陽学園等級細則	
【資料 4-1-12】	人事評価制度概念図	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	作陽短期大学教員採用・昇格規程	
【資料 4-2-2】	等級規程	【資料 4-1-10】と同じ
【資料 4-2-3】	作陽学園等級細則	【資料 4-1-11】と同じ
【資料 4-2-4】	人事評価制度概念図	【資料 4-1-12】と同じ
【資料 4-2-5】	業績貢献自己報告書・人事評価表	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 4-2-6】	学科重点目標「教職員便覧」(P. 5)	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 4-2-7】	重点目標設定用紙	
【資料 4-2-8】	2019 年度 第 8 回改革会議・自己点検委員会 議事録	
【資料 4-2-9】	2020 年度 教職員能力開発計画 (FD・SD)	
【資料 4-2-10】	評価者研修資料	
【資料 4-2-11】	2019 年度 第 9 回改革会議・自己点検委員会 議事録	
【資料 4-2-12】	2020 年度 FD&SD 全教職員会議（案）	【資料 1-2-2】と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	2019 年度 第 8 回改革会議・自己点検委員会 議事録	【資料 4-2-8】と同じ
【資料 4-3-2】	2020 年度 教職員能力開発計画 (FD・SD)	【資料 4-2-9】と同じ
【資料 4-3-3】	2019 年度 第 9 回改革会議・自己点検委員会 議事録	【資料 4-2-11】と同じ
【資料 4-3-4】	2020 年度 FD&SD 全教職員会議（案）	【資料 1-2-2】と同じ

【資料 4-3-5】	評価者研修資料	【資料 4-2-10】と同じ
【資料 4-3-6】	等級規程	【資料 4-1-10】と同じ
【資料 4-3-7】	事務局目標「教職員便覧」(P. 6)	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 4-3-8】	目標成果管理表	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	学校法人作陽学園組織図	
【資料 4-4-2】	2019 年度「演奏会のご案内」リーフレット	
【資料 4-4-3】	2019 年度「リフレッシュセミナー」開催案内	
【資料 4-4-4】	学校法人作陽学園コンプライアンス推進規程	
【資料 4-4-5】	作陽学園倫理憲章	
【資料 4-4-6】	くらしき作陽大学、作陽短期大学公的研究費等による研究活動不正行為への対応に関する規程	
【資料 4-4-7】	くらしき作陽大学・作陽短期大学公的研究費等取扱要領	
【資料 4-4-8】	くらしき作陽大学・作陽短期大学公的研究費等の使用に関する行動規範	
【資料 4-4-9】	公的研究の不正防止体制と不正防止計画について	
【資料 4-4-10】	公的研究費等の不正に係る通報等に関する取扱要領	
【資料 4-4-11】	くらしき作陽大学・作陽短期大学研究費等に関する規程	
【資料 4-4-12】	個人研究費助成金申請書	
【資料 4-4-13】	個人研究費助成金使用報告書	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人作陽学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人作陽学園寄附行為細則	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 5-1-3】	学校法人作陽学園教職員組織規則	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 5-1-4】	学校法人作陽学園くらしき作陽大学・作陽短期大学就業規則	
【資料 5-1-5】	学校法人作陽学園コンプライアンス推進規程	【資料 4-4-4】と同じ
【資料 5-1-6】	作陽学園倫理憲章	【資料 4-4-5】と同じ
【資料 5-1-7】	個人情報保護に関する取り扱い細則について	
【資料 5-1-8】	作陽学園（大学・短期大学）ハラスメントの防止等に関する指針	
【資料 5-1-9】	くらしき作陽大学・作陽短期大学 情報公開規程	
【資料 5-1-10】	学校法人作陽学園公益通報等に関する規程	
【資料 5-1-11】	学校法人作陽学園監事監査規程	
【資料 5-1-12】	学校法人作陽学園内部監査細則	
【資料 5-1-13】	第二次経営改善計画	【資料 1-1-16】と同じ
【資料 5-1-14】	2020 年度 重点目標（事務局）	
【資料 5-1-15】	危機管理マニュアル	
【資料 5-1-16】	危機管理に関する細則	
【資料 5-1-17】	作陽学園消防・防災計画	
【資料 5-1-18】	作陽学園（大学・短期大学）ハラスメントの防止等に関する指針	【資料 5-1-8】と同じ
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人作陽学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	理事会議題（2019 年度分）	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	作陽学園運営会議要項	
【資料 5-3-2】	改革会議要項	

【資料 5-3-3】	作陽短期大学教授会規程	【資料 4-1-4】と同じ
【資料 5-3-4】	学校法人作陽学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-5】	評議員會議題（2019年度分）	

5-4. 財務基盤と収支

【資料 5-4-1】	財務計画表	
【資料 5-4-2】	2020年度予算編成方針	
【資料 5-4-3】	計算書類（過去5年間）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-4】	令和元年度財産目録	
【資料 5-4-5】	第二次経営改善計画	【資料 1-1-16】と同じ

5-5. 会計

【資料 5-5-1】	学校法人作陽学園経理規則	
【資料 5-5-2】	計算書類（過去5年間）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-3】	令和2年度 収支予算書	
【資料 5-5-4】	令和元年度理事会議事録（3月、10月）	
【資料 5-5-5】	監事監査報告書（過去5年間）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-6】	監査計画書	

基準6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	学校法人作陽学園寄附行為細則	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 6-1-2】	学校法人作陽学園組織図	【資料 4-4-1】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	2019年度 自己点検活動の計画について	
【資料 6-2-2】	2019年度 自己点検評価管理表	
【資料 6-2-3】	2019年度 第4回改革会議・自己点検委員会 議事録	
【資料 6-2-4】	2020年度 FD&SD全教職員会議（案）	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 6-2-5】	平成30年度各種アンケート調査報告書	【資料 3-3-4】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	自己点検評価活動、目標管理制度、人事評価制度、事業計画（予算）・事業報告（決算）年間スケジュール	
【資料 6-3-2】	2019年度 自己点検活動の計画について	【資料 6-2-1】と同じ
【資料 6-3-3】	2019年度 自己点検評価管理表	【資料 6-2-2】と同じ
【資料 6-3-4】	2019年度 第4回改革会議・自己点検委員会 議事録	【資料 6-2-3】と同じ
【資料 6-3-5】	2020年度 重点目標設定スケジュール	
【資料 6-3-6】	2019年度 第6回運営会議 議事録	
【資料 6-3-7】	2020年度 重点目標一覧	
【資料 6-3-8】	2019年度 FD&SD全教職員会議次第「重点目標報告」	
【資料 6-3-9】	業績自己報告書・人事評価表	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 6-3-10】	重点目標設定用紙	【資料 4-2-7】と同じ

基準A. 大学の教育研究機能を生かした社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 教育課程および体制の整備		
【資料 A-1-1】	2019年度 地域子育て支援拠点業務仕様書	
【資料 A-1-2】	2019年度 「どんぐりっこ」月間行事予定表	